

第百十八回国会 衆議院 環境委員会 議 録 第 四 号

平成二年五月二十九日(火曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 戸塚 進也君

理事 小杉 隆君

理事 鈴木 恒夫君

理事 持永 和見君

理事 竹内 猛君

理事 青木 正久君

理事 田辺 広雄君

理事 野呂田芳成君

理事 山本 拓君

理事 宇都宮真由美君

理事 時崎 雄司君

理事 遠藤 和良君

理事 伊藤 英成君

出席国務大臣

国務大臣 北川 石松君

出席政府委員

環境政務次官 木宮 和彦君

環境庁長官官房 渡辺 修君

環境庁長官官房 梅沢 泉君

環境庁長官官房 梅沢 泉君

環境庁企画調整 安原 正君

環境庁自然保護 山内 豊徳君

環境庁水質保全 安橋 隆雄君

環境庁水質保全 安橋 隆雄君

環境庁水質保全 安橋 隆雄君

環境庁水質保全 安橋 隆雄君

環境庁水質保全 安橋 隆雄君

環境庁水質保全 安橋 隆雄君

環境庁水質保全 安橋 隆雄君

環境庁水質保全 安橋 隆雄君

環境庁水質保全 安橋 隆雄君

環境庁水質保全 安橋 隆雄君

環境庁水質保全 安橋 隆雄君

環境庁水質保全 安橋 隆雄君

環境庁水質保全 安橋 隆雄君

環境庁水質保全 安橋 隆雄君

厚生省生活衛生 櫻井 正人君
局水道環境部環 櫻井 正人君
境整備課浄化槽 櫻井 正人君
対策室長 櫻井 正人君

農林水産省構造 岩本 莊太郎君
改善局建設部整 岩本 莊太郎君
備課長 岩本 莊太郎君

農林水産省農蚕 関口 洋一君
園芸局植物防疫 関口 洋一君
課長 関口 洋一君

建設省都市局下 仲津 真治君
水道部下水道企 仲津 真治君
画課長 仲津 真治君

建設省河川局水 徳山 直君
政課長 徳山 直君
政課長 徳山 直君

建設省河川局治 矢野洋一郎君
水課長 矢野洋一郎君
水課長 矢野洋一郎君

自治省行政局行 松本 英昭君
政課長 松本 英昭君
政課長 松本 英昭君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君
参考人 成瀬 光朗君

人口等のフレーム値を掛け合わせて積み上げて計算しているということでございます。

○長谷委員 それはわかったのですけれども、件単位というふうにおっしゃっているのですが、一件当たり幾らかというふうなことを聞きたかったのです。どういう試算で何が幾らというふうに出しているのでしょうか。

○安橋政府委員 原単位と申しますと、BODで換算いたしますと生活系の場合一人一日当たり四十三グラムでございますが、このBODをCODに置きかえまして、CODの値にいたしましたものにつきまして人口を掛け合わせて生活系のもを出しているわけでございます。

○長谷委員 本日にしつこいようで申しわけないのですけれども、だから私も四十三グラムというのを知っているのですけれども、これがどういう計算なのかということでもちょっと伺いたいのです。

○安橋政府委員 一人一日当たり発生いたします生活系のBODの負荷量四十三グラムと申しますのは、内訳といたしましては、し尿が十三グラム、台所から出るものが十七グラム、その他が十三グラムということでございます。これらの合計が一人一日当たり四十三グラムというふうになるわけでございます。これはあくまでもBODの値でございますが、これをCODに換算し直しまして、これに人口を掛けて生活系の負荷量を積算しているというわけでございます。

○長谷委員 そうしますと、生活系、産業系それぞれの汚れの原因というのは何なのか、ちょっと教えてください。

○安橋政府委員 生活系につきましては今申し上げたようなもので計算しているわけでございますが、産業系につきましては、指定地域内の事業場につきまして、一日の排水量が五十立米以上の工場、事業場とその他の小規模未規制事業場との二つに分けて積算しているわけでございます。

○長谷委員 済みません、原因なんですけれども、規模に分けていらっしゃるのですけれども、

内容です、その汚れの原因という。

○安橋政府委員 産業系の汚濁負荷量の中身でございますが、これは特定事業場の中にございます特定施設、つまり有機汚濁の発生のもとになります施設でございます。これは事業場の種類によりましていろいろなものがございますが、そういった特定施設から排出されます有機汚濁の量ということでございます。

○長谷委員 ちょっとよくわからなかったのですけれども、一つだけ確認しておきますが、これは生活系、産業系と分けられていますが、例えば生活系の中には、本来もちろん産業であるのですけれども、小規模な飲食店あるいは小規模なラボラトリ、印刷というのかプリントですね、現像、こういったものももちろん入っていないのですか。

○安橋政府委員 今おっしゃいましたような印刷の小規模な事業場につきましては、生活系ではなくて産業系の方に入っているわけでございます。

○長谷委員 飲食店はどうですか。

○安橋政府委員 飲食店につきましても、事業活動として行われているということで、その発生負荷量は産業系の方に積み上げて計算しているわけでございます。

○長谷委員 別の資料によりまして、産業系それから生活系の汚れの推移というものがあまして、昭和五十四年を一〇〇として昭和五十九年度がどうなっているかというものでしょうけれども、これは伊勢湾だったと思います、伊勢湾を例にとりますと、さっき言いましたように一〇〇から、産業系が八五になつていて、それから生活系が九五に減つていて、この程度の差ですと、最初の趣旨説明で、この法案は生活系が非常に悪いので、なかなか改善されないのというような御説明だったので、すけれども、とりわけ生活系に問題があるようなふうには見えないうえ、こういってや

り方が、生活系に網をかぶせることによりまして企業系排水対策というものをから目をそらすというか、そういうものに対して甘くなる、こういった危険性はないかということ非常に危惧するもの

ですけれども、産業系の排水対策として最近水濁法においてとられた措置にはどんなものがあるのか、そして全国で改善命令あるいは一時使用停止、罰金なんかを受けた件数はどのくらいあるのか教えていただきたいと思ひます。

○安橋政府委員 私ども今回提案いたしました法律の前掲といたしまして、総量といたしまして汚濁負荷量の中に占めます生活系の割合が見過すことのできないウェイトを占めているということに基づきまして、今まで産業系中心でありました水質汚濁防止法の厳格な排水規制といったものに加えまして、新しく生活系につきましても、今までの制度には欠けていた部分でございますが、制度の充実を図りたいということで提案したような次第でございます。

今まで産業系につきましてもどのような対策を講じてきたかということでございますが、昭和四十六年に水質汚濁防止法が制定されて以来、産業系の排水規制につきましては排水基準を定めまして、排水基準違反の排水を行ったような者につきましては直罰をもつて処断するというようなこととで今まで取り進めてきていたわけでございます。最近におきましても、飲食店等を新たに特定事業場に指定いたしました、あるいは昨年は地下水の浸透禁止というようなことを水濁法の改正を経てまじやうなような次第でございます。

そこで、最近におきまします産業系の取り締まり状況ということでございますけれども、昭和六十三年度でございますが、いわゆる違反事実があるといたことで改善命令を発した件数は百五十四件でございます。さらに詳しく言いますと、改善命令が百四十件、排水の一時停止命令が十四件、合わせまして命令を発したのが百五十四件、それから罰則の適用件数は六十九件というふうな実績になっておりまして、企業系につきましては厳格な運用をやつてきたということでございます。

○長谷委員 産業系排水規制といたしまして、今まで健康項目、九種類でしたけれども、これを今

後もっと拡大していくとか、あるいは今まで規制されなかったような小さな事業場に対しての規制ということに対してどう取り組まれるのでしょうか。

○安橋政府委員 今までは排水量五十トン未満の事業場につきましては、排水規制を規制としてかけていたことはございませんでしたけれども、私どもといたしましては、このたびの法律改正で、生活排水の今まで欠けておりました制度的な面の充実が図られますれば、産業系の方に積みましてもさらに一段の規制の徹底というふうなことをや

つていきたいと思つておるわけでございます。そういうことで、今回の法律改正が産業系はな

いがしろにして生活系ばかりやるのではないかと

いうような御疑問もあらうかと思ひますが、私どもといたしましては、今まで欠けていた部分の生活排水系の仕組みをこの際充実したいということ

でございます。産業系の方をないがしろにする

ということとは從來から行つておりませんでしたし、今後ともそのような從來からの姿勢で貫いていきたいというふうに考えているところでござい

○長谷委員 健康項目はどうですか。

○安橋政府委員 健康項目につきましては、人の健康に有害な物質ということで、今まで御案内のとおり九項目につきまして基準を設けているわけでございますが、新しく次々に発明され、使用されてきます有害物質というものがどうしても出てまいりますので、私どもはそういったものの調査、あるいは環境に対しまして汚染の状況というふうなものを十分調査いたしまして、その調査結果に基づきまして、必要に応じて健康項目に追加していくというような措置を今後ともとっていき、九項目は永久不変ではないというふうに考えているところでございます。

○長谷委員 生活排水というのは、とりわけ最近急にあるわけではなくて昔からあるものではないかと、こういったものに対しては、こういう対策をとられたのは初めてでしょうか。それとも何か

別の形で規制があったのでしょうか。

○安橋政府委員 総量規制制度というようものが法律上昭和五十三年から取り入れられているわけですが、この総量規制制度におきましても、人口、産業が集中する地域、つまり東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の関係地域につきまして、産業系の汚濁負荷量の総量カットということとあわせて、生活系につきましても策の進みぐあいに応じた汚濁負荷量のカットということをやつてきています。わけでございます。さらに、湖沼水質保全特別措置法あるいは瀬戸内法等におきましても必要に応じて生活系の方の対策もやつてきたわけでございますが、しかし一応制度の仕組みといたしまして、今回の改正では市町村を生活排水対策の中心に据えて市町村の活動によりまして生活排水対策を充実していこうというところで、これは今回の法律改正が初めてでございます。

○長谷委員 今回の法制化の内容ですと、具体的な規制というものが盛り込まれておりませんけれども、こういったもので公共用水域の水質が本当によくなるのか、効果があるのか、こういったところはどうかでしょうか。

○安橋政府委員 産業系に対しまして厳格な法規制と同じような厳格な法規制を家庭からの排水に対しまして課することが適当であるかどうかという点に配慮いたしまして、やはり家庭排水対策は家庭排水対策なりの対策で対応するのが適当ではないかというふうに考えまして、直罰規定を家庭排水対策に設けるといふようなことはいたしませんでした。

しかしながら、ただいま申しましたように市町村がその中心になっていただきまして、一つはハード面からの生活排水処理施設の整備ということと、もう一つはソフト面からの普及啓発というようにないわば車の両輪、ハード、ソフト両輪の政策を市町村長にとっていただく、対策をとっていただくというところで、少しでも生活排水によりまして汚濁負荷量の軽減に資するようというふうな対

策を準備して、法律改正案として提案申し上げていくところでございます。

○長谷委員 それで、この法律の中で市町村や都道府県に対してこういった生活排水対策というのを任せきりにしている点はないか。今、市町村の方では行政改革が進みまして、人員も削られていたり、予算が、環境関係というのは、環境庁でもそうだけれども、大変窮乏になっている。こういう中でどれだけの効果が期待できるのか。国が思い切った人員とか予算といったものを盛ることがまず第一じゃないかと思うのですが、この辺のところはどうでしょうか。

○安橋政府委員 生活排水対策は非常に地元密着型の政策であるというふうに私も考えているわけでございます。例えば目の前の河川、湖が汚れております場合に、これに対してどういう対策を講ずるのかがいいのか。例えば施設整備にいたしても、下水道を整備するのがいいのか、あるいは地域によりましては合併処理浄化槽の方がいいのかというようなことは、その地域の水の汚れぐあいでございまして、あるいは人口の増加ぐあいでございまして、あるいは施設の整備状況の進みぐあいで、そういったものを総合的に勘案して決定するということでございます。市町村長が一番適当ではないか。今申しましたような下水道事業でございまして合併処理浄化槽に對します助成措置の決定権者も市町村長でございますので、そういった第一線の地方自治体の判断が一番適切なのではないかとこのように考えて、市町村長にこの生活排水対策の中心的役割を担っていただきたいということで法律を準備しているわけでございます。

もちろん、国といたしましては市町村長に任せ放しというふうなことではなくて、まずそういった制度の仕組みを国会の方の法律改正の御承認をいただきますれば準備いたしまして、あるいはその法律の中に財政上、技術上の援助につきまして国の責務規定としてはつきり法律上明定するといふような手続もとっているわけでございます。

具体的には、予算の方の措置でございますが、建設省なりあるいは厚生省なり、あるいは物によりましては農水省なりのハード面の予算の充実と重点実施地域におきます優先的な配分というふうなことも期待しているところでございます。それから啓発普及の方につきましても、いかに汚さずに流すかというふうな知恵、工夫、あるいはそのためのマニュアルといったものもつくりまして、PRに努めていきたいと考えているところでございます。

○長谷委員 それで、この法律改正によって全国の河川でのBODをどのくらい減らす効果があるかと期待していらっしゃるのでしょうか。具体的に何％くらいというふうに答えていただきたいと思うのです。

○安橋政府委員 地域によりまして非常に条件がまちまちでございますので一概に全国的なベースとしての数字を申し上げるのは困難でございますが、ある程度の効果あるいは相当程度の効果があるのではないかと考えております。

個々の場合で見ますと、排水処理施設が導入された場合には、導入される前と比べてまして汚濁負荷量は一割に減るというふうなことがございまして、啓発普及事業によりまして台所対策が徹底されますと、それをやらない場合に比べて二、三割の汚濁負荷量のカットになるというふうな個々のケースはございますが、国全体としてどうかということになりますと、地域の条件の差がございまして一概には申せません。相当程度の効果があるのではないかと考えているわけでございます。

○長谷委員 つい先日にも長良川河口ぎの建設反対の大がかりなデモがありましたけれども、現在多くの河川でダム等がつくられてまして流量の減少が起きている。そうすれば、本来、川の持つ浄化力というものがこういった乱開発によって非常に損なわれているという状況に対してはどのようにお考えになっているか。

それはもう一つは、例えば水の汚れの指標としてバクテリアの繁殖なんかもあると思うのですけれども、同時にバクテリアというのは水をきれいにする働きもあるわけですね。ところが、今問題になっている合成洗剤の毒性ですとこういったバクテリアなんかを抑圧するというか活動を抑えてしまっていて、そのために見かけのBODが低くなったというふうな現象もあるし、それから合成洗剤は分解性が悪いというふうなことから環境に残留している、そういったことも指摘されているのですけれども、川の問題、合成洗剤の問題、それぞれについて見解を聞かせていただきたいと思ひます。

○安橋政府委員 河川の自然流量の減少に伴いまして河川の汚れがより大きくなるというふうなことは御指摘のとおり見られる現象ではございませけれども、他方で、下水道の処理というふうなものを管で行いますと、そのことによりまして河川の自然流量が減るということがございまして、河川の流量が減ることが直ちに全体としての河川の汚れを増すことになるか、あるいはその河川の総決算であります流れ行く先の海の汚れが増すことになるかというところは一概に言えないのではないかと考えているわけでございます。

それから合成洗剤の問題でございますけれども、私も私どもといたしましては、合成洗剤と申しますのは、石けんに比べて分解性に難があるというふうな欠点があることはございまして、もう一つは、その濃度いかにによりましては御指摘の微生物に影響を与えるというふうなこともあるわけでございますが、他方、石けんにつきましては、使用量を合成洗剤よりも数倍多く使用することによって合成洗剤と同じような効果が出るというところもございまして、汚濁負荷量の方のベースで見ますと、必ずしも合成洗剤が石けんよりも汚濁負荷量が多いというふうな結果も出ておりませんので、それぞれ一長一短があるというふうな考えでいるわけでございます。

○長谷委員 合成洗剤はいろいろ問題があるというところが指摘されておりますので、今後やはり合

成洗剤の危険性について——ちょっと厚生省の方にもお伺いしたいのですが、合成洗剤について、今環境庁の方からお答えがあったのですけれども、健康のことに關して、非常に手荒れがするとか、体の中にたまってさまざまな障害を起こすというふうなことが言われておりますけれども、厚生省はどのように見られているのか、ちょっと教えていただきたい。

○藤原説明員 私、水道を担当しております立場から御答弁させていただきます。

合成洗剤につきましては、水道でも陰イオン活性剤というので基準を設けておまして、チェックをしておるところでございます。健康の観点からは、現在のところ、水道の観点からいたしますと問題がない、こういうふうな考えでございます。

○長谷委員 次にいきますけれども、家庭用の合併浄化槽なんかですが、その排出基準を厳しくしていただきたいということ、それから既に厚生省の方では特別交付税というものをを出されて補助をされているということですが、この法案に伴いまして、こういう浄化槽なんかの設置義務について何ら明示されておきませんが、これからどういったふうになるのか、例えば法制化されるつもりなのか、あるいは補助金を引き上げていくのかどうか、こういったことについてちょっと教えていただきたいと思っております。

○安橋政府委員 まず合併浄化槽の排水の方の問題でございますが、御案内のとおり、浄化槽につきましては浄化槽法という法律がございます。これに基づきまして定期検査の義務づけでございます。また、良好な水質にして流さなければならぬ、いわゆる維持管理面の法制が整っているところでございます。家庭で使われますような合併浄化槽につきましては、その方の施行運用で対応していただくというのがいいのではないかと、いうふうな考えでございます。ただ、それが大きなものになりますと、その排水基準につきましては環境庁の方で考えていくべき問題だと思っております。

それからもう一点の方の合併浄化槽に対します補助、補助の問題でございますが、厚生省の方で合併浄化槽に対します補助につきまして、平成二年度は国費ベースで三十二億円というものを今参議院の方で御審議いただいております平成二年度の予算案の方で計上されているというふうな何々しているわけでございます。私もどなたもいたしましては、この法律に基づきます生活排水対策実施重点地域につきましては、下水道あるいはコミュニティプラント、農業集落排水施設、それからこの合併浄化槽、どれがいいかというふうなものを市町村長の判断によりまして御決定いただきまして、そういった中でこの地区は合併浄化槽の推進をするべき地区だというふうな計画でお決めいただきますれば、それに基づきましてこの地区に對します重点配分について関係省庁の方にお願ひしているというふうな次第でございます。

○長谷委員 これとあわせて、都市下水道が普及するに伴いましてアンモニア性窒素の増加ということが指摘されて、このために処理場におきまして多量の塩素を使用しているということがあるわけですが、多量に塩素を使っているにきまして、発がん物質でありますトリハロメタンといったものの発生の一因になっているのではないか、こういうことがあるわけですか。アンモニア性窒素というものを下水道排出基準の項目に追加するということはどうなんでしょうか。

○安橋政府委員 アンモニア性窒素の問題でございますけれども、このアンモニア性窒素というのは尿とかふん尿等の混入によって検出されることが多いわけですが、それらの混入に伴います病原性細菌による汚染の指標となるといふふうに考えております。それからまた他方で、たんばく質などの有機化学物質が分解される際にも生ずるということで有機汚濁の指標にもなっておりますわけでございます。ただこれは、私どもの環境基準で扱います問題といたしましては、第一点で申し上げました病原性の細菌による指標といたしましては別途、直接細菌数を測定する大腸菌群数

を採用しているというところで対応できているというふうな考えております。二点目の有機汚濁の点につきましては、有機汚濁をより総合的に把握いたしますCODあるいはBODの制度を採用しておりますので、環境項目として特にアンモニア性窒素を加えるというふうなことをいたさなくても、一つは細菌数の測定、一つは総合的なCODないしBODの測定ということでその問題には対応できるのではないかと、いうふうな考えておるところでございます。

○長谷委員 この間、五月二十三日に環境庁の水質保全局の方から「ゴルフ場使用農薬に係る暫定指導指針について」というのを出されたと思っております。この中に二十一種類の農薬の指針値が決まっておりますけれども、厚生省が出されたものとの関係はどういう関係にありますか。

○安橋政府委員 先週、水質保全局の方から、都道府県が水質の面からゴルフ場を指導します場合の目安となるような環境基準を出したところでございます。これと既に厚生省から出されております水道水源におきましては、厚生省の方で出さされております水道水源の基準が守られるようなゴルフ場排水口におきましては、排水の目安ということでつくらせていただいております。対象になります農薬につきましても、どちらも二十一農薬ということで整合性を保たせていただいているというところでございます。

要は、ただいま申しましたように、厚生省で出された水道水源の目安が守られるような形で、その根拠のところでございます。ゴルフ場の排水口についての目安を出したというふうに御理解いただければいいのではないかと、思っております。

○長谷委員 この指針値が厚生省のものに比べて十倍程度というところがあるのですけれども、この十倍というのはどういう数字でしたかしら。

○安橋政府委員 環境につきまします数値と、その原因となります排水口におきまします数値との関係

につきましては、従来の環境庁におきまします環境基準と排水基準の関係をいうことにおきまして環境基準の大体十倍値を排水基準にするというふうなこと、この二十年間ばかり運用してきたわけでございます。従来そういうことでやってきておりますので、その先例でも申しますか、前例をもとにして十倍値というものを決めたわけでございます。従来からの経験に照らしまして、排水口と環境基準との関係は、そのようなことではないのではないかと、いうふうな考えているところでございます。

○長谷委員 余り根拠がなさそうなんですけれども、ここに農薬が二十一種類の挙がっているのです。ちょっと教えていただきたいのですが、この中に有機燐系のものはどれがありますか。そして、有機燐系系のものというのもありましたら教えてください。

○安橋政府委員 ちょっと調べさせていただきます。後で答えさせていただきますと思っております。

○長谷委員 この中に、もともとゴルフ場の農薬問題のきっかけになった物質のEPNなんというのが入っていないのです。このゴルフ場問題というのは、御存じだと思っておりますけれども、八八年の春ごろに奈良県の山添村なんかで見つかった大変強い毒性があるEPNなので、この問題は、そのもとのゴルフ場農薬問題のきっかけとなったものなので、こういったEPNなんかもこの中には全然入っていない。どうしてこのように二十一種類というのを選ばれた。どうしてこのように二十一種類になってしまったのか、つまり、EPNのような大事な物質も抜けているのですけれども、この辺どうお考えですか。まだまだ変えていかれる、そういうことなのでしょうか。

○安橋政府委員 二十一種類の選びました根拠でございますが、全国的に見まして、ゴルフ場と典型的に使われているものというところで選んだ次第でございます。農薬自体につきまします数百種類の登録されているわけでございますから、それらすべてについて基準を決めるというふうなことも考

えられないことはないわけですが、現実的な問題として、この二十一種類のほとんどのゴルフ場におきまして使用農薬はカバーできるのではないかと、たゞいまお話がございました二十一種類の農薬のうち、有機燐系の農薬というのは九種類ございます。その種類を申し上げますと、

○長谷委員 塩素系はまた別に教えていただくとして、有機燐系のものでこれだけ入っている、たしか環境基準の方では有機燐系のものでいうのは、人の健康の保護に関する環境基準という方にも有機燐というのが入っていると思うのです。そこらでは、検出されてはいけないというものでしたのではないかと、思っています。たしかそうでしたよね。有機燐系のもので検出されてはいけないものだったと思いますけれども、違いますが、検出されてはいけないものが、こういうふうな基準が出てくるというの、その関係は、ちやうどどういふふうな関係になりますか。

○安橋政府委員 人の健康に関する環境基準につきましまして、有機燐については「検出されないこと」となっているのは御指摘のとおりでございます。この検出されないことという意味におきまして、検出限界というの、〇・一ppm以下というふうな、私どもは理解しているわけでございます。ただ、これは環境基準の方でございます。この有機燐につきましましての排出基準の方は一ppmという値が示されているわけでございます。私どもが今回二十一のゴルフ場農業につきましまして示した指針値と申しますのは排出基準の方でございます。すので、環境基準の方の有機燐の係とは別の関係になるのではないかと、たゞいまお話がございましたところでございます。

○長谷委員 どうして関係がないのですか。何でも、排出基準ではあってもいいのだけれども、ということでした。人の健康の保護に関する環境基準は、どこから出たらいけないということですか。

○安橋政府委員 有機燐に関する排出基準は一ppmという数字が定められているわけでございます。有機燐に関する環境基準というの、これは「検出されないこと」ということで、それは〇・一ppmというふうな理解しているわけでございます。

○長谷委員 ちやうどよくわからないのですが、さっき私、聞き漏らしましたけれども、E P Nなんというの、こちらの人の健康の保護に関する環境基準の方には書いてあるのですけれども、E P Nが二十一種類の加えられなかったのはどういふわけだったのでしょうか。

○安橋政府委員 E P Nにつきましては、既に環境基準とあわせて排出基準も決めているところでございます。

○長谷委員 大臣がいらしたようなのでひと。今度の法案で、生活排水という大変だけれども、特に毎日出さざるを得ないようなもので、さういふものに対して規制、法の網をかぶせられたい。それから、事業活動に伴います企業の排水規制に対して、より一層強い規制で臨む、さういふような長官の産業系排水対策に対する決意をぜひいただきたいと思っております。

○北川国務大臣 閣議がありまして、遅くなつて恐縮でございます。

長谷委員の御質問でございますが、産業排水に對してもやはり強化しなければいけないことは、ごもっともでございます。これにつきましましてはい

ろいろな形で過去規制をいたしておりますが、なお家庭排水の法案をお願いするとともに、今後とも産業系の排水対策につきましましては必要な規制強化を図ってまいりたいと思っております。

○長谷委員 最後になりますけれども、環境庁は今後、水の基準、水をきれいにしていくという方向において、あくまで日本の経済が高度成長化する以前の美しい河川、湖、海域といったものを取り戻すという、さういったスタイルで取り組んでいただきたいと思っております。そのためには、現在の環境予算五百億足らずということで大変少ないと思ひますし、職員の数も、私たちが見たいまままだ大変そうに見えます。少ないのじやないかと思ひますが、さういった中で頑張っておられることはよく理解いたしております。それと、国民の、そして世界の環境を守る役所として今後一層頑張ってください。このことを期待いたしておりますので、長官、このことにつきましても御決意のほどをお願いいたします。

○北川国務大臣 ただいま、長谷委員の環境予算算が少くないというところの御指摘の中に、世界の環境その他に對処するためには、もとより予算をふやしたい。いじやないか、大変な御理解と御鞭撻をちょうだいしてうれしく思っております。次でござい

本年度の予算は御承知のように四百九十六億八千四百万円、これは前年度比二・六％増でございます。また、他の各省の予算をどうのこうの言うべきではありませんけれども、環境庁独自としては、今後ともあらゆる面に対処するために、関係各省庁とも連絡を十分保ちながら、このことについて予算増額ということには鋭意努力をしております。

○長谷委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○戸塚委員長 宇都宮真由美君。

○宇都宮委員 日本社会党の宇都宮真由美でございます。よろしく願ひいたします。

まず、環境基準についてお伺いしたいと思ひま

公害対策基本法九条一項によりますと、政府は、水質汚濁等の環境の条件について、まず一つは人の健康の保護に関する環境基準、二つ目は生活環境の保全に関する基準、これを定めるとされております。そして、これに基づき、環境庁は「水質汚濁に係る環境基準について」と題する告示を出し、環境基準について定めております。そして、この一番新しい改正が昭和六十一年になされておりますが、この中に、水域類型の指定について次のように明記がされております。「目標達成のための施策との関連に留意しつつ、その達成期間につき配慮すること」とし、「達成期間を公示するものとする」としております。そしてまた「環境基準の達成期間等」の項目の中には、同様に「施策の推進とあいまちつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする」としております。その中で、現に水質の汚濁が著しく、または著しくなりつつある水域については、原則として五年以内に、また例外的に五年を超えざるものについても、おむね十年以内に、その他の水域については設定後直ちに達成し維持されるべきものとされております。

このような観点から考えますと、今回の水質汚濁防止法の改正につきましまして、決定的な問題としては、目標値すら示されていない、このことは法の目的からしてもちやうど問題があるのではないかと思います。この際、環境保全のために生活排水の方にも目を向けられたということで、新たな基準、新たな目標を設定するお考えがあるのかどうか、このあたりについてちやうどお伺いしたいと思ひます。

○安橋政府委員 御案内のように、環境基準につきましましては公対法に基づきまして策定しているわけでございますが、これの具体的な地域に於ては、現在、海城、湖沼、河川別に具体的な当てはめを行つて、例えばこの湖沼ではどういふ環境基準であるかというふうなことを示しているわけでございますが、現状は、その環境基

準が達成されているようなところの中にはございますが、汚れの激しいところでは環境基準達成がなかなか難しいというところもあるわけでございます。

○宇都宮委員 そうですね、環境基準の達成状況というものを言いますと、近年の調査でも海域で八割、ところが閉鎖性の強い湖沼では四割台というところになっていくわけでございます。特に閉鎖性の強い湖沼でございますと、あるいは都市内の中小河川というところの達成率が低いわけございまして、そのための対策としてどのようなものがあるかというところを考えた場合に、その汚濁負荷量に占めます生活系の割合が見過すことのできないようなシニアになっているというところなこともございまして、このたびの法律改正の提案をさせていただいたという経緯でございます。

○宇都宮委員 そうしましたら、環境基準というものは、今回の改正によって見直しをしようとかそういう方向はないと今のところお聞きしてよろしいわけですか。

○安橋政府委員 もしも既にございします環境基準自体で達成されていないようなところの達成を容易にするために、その原因の大部分を占めておりますような生活排水について対策を講じたいというふうな思考過程をたどっている次第でございます。もちろん今回こういう改正がなされて、生活排水対策重点地域というところでもまだ環境基準が一部達成されていないようなところの達成率が上がりますとともに、その周辺で環境基準自体がいないようなところにつきまして新しく環境基準の当てはめというところが行われる可能性もありませんが、いずれにいたしましても、施策とその目標となります環境基準とは両々相まって進めば環境基準の達成率も高くなるし、あるいは従来環境基準がなかったようなところも新しく環境基準を設定して施策を講じていくかというふうなこともなあって、相互に関連しながらきれいな水になっていくような方向に進んでいくわけでございます。

くのじゃないかというふうに期待しているところでございます。

○宇都宮委員 では、次に排水基準についてお伺いしたいと思います。

法第三条には排水基準について決められております。それによりまして、まず第一項では排水基準は総理府令によって定められるものとされ、そして二項には、有害物質に関する排水基準について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とされておりまして、この有害物質は現在のところ九項目とされていると思うのでございます。これについて現在見直しの御予定などはございせんでしょうか。例えば農業に多く使われております塩素系農薬についても規制の対象とする、そのような考えはございせんか。

○安橋政府委員 有害物質の項目追加の件でございますけれども、これは例えて申しますと新しい発明競争との競争である、環境上の配慮からの競争であるというふうにも思われるぐらいでございます。まして、新しい化学物質が発明され、使用されるわけでございますが、そのうちのすべてではございせんけれども、あるものは人の健康に有害であるというふうなものも出てくるわけでございます。そういう意味では次から次から新しい製品が開発され、そのうちのある部分は次から次から、たとえは悪いのですけれども、有害物質になる可能性を持つていくものでございまして、私どもはそういう新しく出てくる製品自体の性質と、あるいはその環境に對します広がりやあいというふうなもの調査をいたしまして、有害な物質であり、かつかなり環境を汚染する可能性があるというふうなものにつきましては、調査検討をいたしまして、必要に応じて基準の追加というふうなことで対応してまいりたいと考えているところでございます。

○宇都宮委員 そうしますと、現在ある物質については今のところこの九項目で十分であるとお考えかと思うのでございます。そのように伺ってよろしいのでしょうか。人の健康の保護に関する環境基準の項目につきましても、科学的データによるのではなくて、既に環境中に振りまかれた後有害であることが問題になって、それから基準化している、そのような傾向が今までもあったかと思うのでございます。今存在する物質の中では今のものでも十分事足りているとお考えと考えるとよろしいのでしょうか。

○安橋政府委員 ただいまも申しましたように、どんどん新しい物質が開発されるという世の中でございますので、いつときなりとも油断をして現状のままでいいというふうな考え方は許されないと考えております。私どもは、健康を害するような物質が環境に広がるという問題は問題でございまして、常にそういう物質が新たに生まれてこないかどうか、既存の指定しましたものの汚染状況のチェックももちろん大切でございますが、新しい物質につきましてもそういうものがないかどうかということにつきまして常に調査研究をしていくというのが実態でございます。

○宇都宮委員 公害対策基本法にも環境基準というものは「常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない」ということがうたわれておりますけれども、そのようなことを実施するために、今環境庁の方ではどの程度の予算が充てられて、そしてどのようなことがなされているのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○安橋政府委員 新しい物質の発明でございまして、あるいは従来有害性はないと考えられていたようなものが、新しい科学的知見というふうなものが出ましてやはり有害であるというふうなことも起こり得ることでございます。あるいはそういった物質がどのように環境の方に広がっているかというふうなこともありますので、常にこのような事態の変化に対応いたしまして私どもは調査研究を進めているわけでございますが、その結果を待ちまして、学識経験者等のお知恵もいただいで、必要に応じて環境基準の見直しなり排出基準の設定等をやっているというところでございまして、こういった調査研究に必要な経費をいたしまして所要の額を私も毎年度予算でお願ひしているというところでございます。

○宇都宮委員 では次に、上乗せ基準のことについてちょっとお聞きしたいと思います。

法の第三条の3におきまして、都道府県は条例で、総理府令による排水基準よりもより厳しい許容限度を定める排水基準を定めることができることとされております。この点、今回の改正ではこの条項もそのまま残っており、変更のないままでございますけれども、果たして自治体がみずからの基準にみずからを縛るということをするかどうか。例えば、下水道整備などのおくれによって基準達成が困難であると認められる場合、この生活排水についてこのような上乗せ基準の設定はしないのではないかと思うのでございます。生活排水の方については上乗せ基準というものは何ら期待していらつしやらないのでしょうか。ちょっとそのところお聞きしたいと思います。

○安橋政府委員 排水基準は現在、国の方の基準といたしまして法律に基づきましてつくっているわけでございますが、これをさらに地域の実情によりまして厳しくするということの意味で、地方自治体はその条例によりましていわゆる上乗せ基準を設けているというところでございまして、ただ、生活排水につきましては、国の方の基準、例えば家庭からの排水はPPMでなければならぬというふうな意味での国の方の排水基準といったものが現在ございせんし、この法律の改正をいたしたきま後、そのようなことをやるというふうなこともただいまのところは予定してないわけでございます。

○宇都宮委員　では、生活排水につきましては現在のところ目標としている基準というのは決められてないということであり、自治体の方ですることとは何ら差し支えないということだと思ふのですけれども、それは、では自治体がそれをする場合には、財政的な面もすべてもう自治体の負担でしろとそういうことなんでしょうか。

○宇都宮委員 同じく上乗せ基準の方なんですけれども、環境庁長官は、都道府県に対して総理府府県の基準よりも厳しい基準を決めるよう勧告したり、あるいはさらには都道府県がみずから決めたために、あるいはさらに厳しくするように勧告できるとされております。これも先ほどのお話で、今回府の特に生活排水についてはこのようなことをお考

○安橋政府委員 個々の家庭を対象にしたような生活排水の上乗せ条例というのはございませんが、し尿浄化槽で集合的なものにつきましては、一部の都道府県においてその排水について条例を定めているという例はございます。

○宇都宮委員 一部の自治体ということなんですけれども、どこかわかりましたら教えていただきたい

とでございます。

○宇都宮委員 指定地域のお話が出たんですけれども、確かに六条の二ですか、指定地域について規定しておりますけれども、指定地域外の施設などについての規制は全く考えていらっしやらないのでしょうか。有害物質が環境に及ぼす影響というものはやはり知れないものがあり、指定地域外

の実態を見ますと、上乗せの条例が各都道府県において地域の実情に應じて行われております。のにおいて地域の実情に應じて行われております。の環境庁として従来、あなたの県はそういう上乗せ条例をつくった方がいいですよというような意味での勧告は、現実につくっておりますのです。する必要もなかったということで、勧告をしたような事例はございません。

○宇都宮委員　そうしましたら、ここに一応勧告

健康を守ることもつながるのではないかと思っています。指定地域において特定施設を有する者は都道府県知事に届け出なければならぬとされており、届け出を怠った者に対する罰則規定あるいは検査機能等について明記すべきではないかと考えるのですけれども、この点いかがでしょうか。

○安橋政府委員 私申し上げましたのは、このたび指定地域で全国一律の基準とは別に厳しい上乗せ基準を適用できるような制度を御提案申し上げているということで申し上げたわけでございまして、指定地域以外の地域につきましては、一般的に全国一律基準ということで、排水基準とあるいは特定施設に基づきます報告義務というふうなものでいわゆる厳格な法規制をやっているわけでございまして、それに特に必要な汚染の激しい地域については上乗せをできるということで申し上げたわけでございます。

それから、届け出義務が課せられておりますような場合にその届け出義務違反をしたような方に對しましては、一定の罰則をもって処断するといふような対応をしているところでございまして、○宇都宮委員 わかりました。

では次に、法第十四条の三に書かれています補助金についてお聞きしたいと思います。

「生活排水処理施設」と法の十四条の三にはございますけれども、この生活排水処理施設というのは、下水道及びそれにかかわるものを指すのでしょうか。としましたら、今現在、下水道の普及がなかなか進展しない、このような原因はどこにあるとお考えでしょうか。流域下水道など大規模な下水道については国の補助金負担割合は大きいけれども、小規模下水道についてはその負担割合は少ないということも聞いております。このような姿勢が問題ではないのでしょうか。効率化という面でも、公共下水道であっても小規模の下水道の方が好結果を出している、このような場合があると聞いております。この問題については、どのようにお考えでしょうか。

○安橋政府委員 下水道の人口普及率が平成元年度末で四〇％であるということで、諸外国に比しましてその普及率が低いということは御指摘のとおりかと思えます。その原因でございまして、まず一番大きな原因は、下水道の整備に着手した歴史の違いというふうなものがあろうかと思えます。毎年、下水道の対象人口はおおよそ二百万人ぐらいつづいていてということで、二百万人という数字自体は大変な数字だと思えますが、何しろ日本の人口は御案内のとおり一億二千万人を超えているわけでございまして、それで割り返しますと、年間の人口普及率の伸び率というのが一・数％というふうなことになるというわけでございまして、もちろん予算も総額毎年二兆数千億というふうなベースで投入されておまして、事業の進捗も図られているわけでございまして、何分大規模な工事とも伴うものでございまして、そう急には飛躍的な普及率の進展というものはなかなか難しいというふうな現状だと考えているわけでございまして。

○宇都宮委員 そうしますと、下水道の普及につきましては、現状の範囲でできる限りのことをしているということなんでしょうかね。

○安橋政府委員 この下水道計画につきましては、この平成二年度で既存の公共投資の整備計画が終了しまして、平成三年度事業以降新しい公共事業投資計画をつくるということで、主管省庁を初め関係省庁の間で検討が始まっているところでございまして、やはり公共事業の中でも生活関連公共事業というふうなものを中心に事業を飛躍的に伸ばしていくというところは必要ではないかということ、環境庁としても政府部内の意見調整の中で発言しているような次第でございまして、

そういうようなことで、生活関連の公共投資のペースを大きくするということととも、この法律との関連で申し上げますと、生活排水対策の重点地区というふうなものを県知事に定めていただいているわけでございまして、そういったところから重点的に予算を優先的に配分していただ

くということ、必要なところをそれ以外のところより進んでやっていただくというふうな体制が、この法律を認めていただければより充実していくんじゃないかというふうに考えております。

○宇都宮委員 また、同じこの条項に「生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成」とありますけれども、これは具体的にどのようなことなんでしょうか。過去住民運動として培われてきた運動団体に対する補助あるいは国の施策と反することについても、このような補助をすることがあるのかどうか。例えば、今まで石けんの普及とか使用拡大に取り組み自治体がふえてきたことは御存じだと思いますけれども、これは危険だと言われているところについていかがお考えでしょうか。

○安橋政府委員 指導員の育成といえますのは、この法律上は市町村が行っていただく普及啓発事業の一つの例示として書いてあるところでございまして、この指導員と申しますのは、別に身分が法律上決められているわけじゃございません。現実には市町村の委嘱を受けて地域におきます水質保全のために活動を続けていらっしゃる方々といふようなものでございまして、そういった方々を通じて、水質保全の大切さあるいは家庭でできる水質保全の具体的な事例の紹介でございまして、あるいは他の先進地域でやっておりますような模範事例の紹介でございまして、そういった活動を市町村としても支援していくというふうな形を市町村が行います普及啓発事業の一つの例として考えているわけでございまして、

○宇都宮委員 では、そういうふうな地域で努力なさっている方々の地位というのは、一応本当のボランティアというわけなんでしょうか。その人に対する補助といえますか、それはどういふ形で、例えば経済的な援助というふうなことは考えていらっしゃるんでしょうか。

○安橋政府委員 そういった方々に対します情報提供でございまして、あるいは運動のマニユアルの理解の促進でございまして、あるいは研修会への参加でございまして、そういったことが中心でございまして、今おっしゃいました経済的なという意味で何か報酬を与えるかどうかというふうな点につきましては、これは基本的には市町村長さんの考え方にかかっているわけでございまして、従来の例に徴しますと、こういった方々に對します報酬を出していらっしゃる市町村というのはそんなにないんじゃないかというふうに私は見ております。

○宇都宮委員 今回の改正を通じて全般的に思われるのは、どうも国は市町村に、また市町村は国民にという、何か責任を下へ下へと押しつけているようなそういう気がしてならないのですけれども、もう少し国としての確かな指導をしていただきたいと思います。

次に、合併浄化槽に対して補助金を出しているというのを聞いていますけれども、その合併浄化槽に対する補助金が、下水道計画が確定した段階からは補助を出さないということも聞いております。下水道計画というものは何年かかるわけ、その間、合併浄化槽にすれば少しでも水質保全に役立つんじゃないかと思うのですけれども、それを確定した段階からは出さないということ、これは環境にとっても決していいこととは思われないのですけれども、この点いかがでしょうか。

○安橋政府委員 合併浄化槽というのは、個人の合併浄化槽にいたしましては設置費を含めまして八十万円なり九十万円というふうな程度の個人負担を伴うものでございまして、すぐ下水道が来るようなところに設置しますと、せつかくの投資がむだになる、二重投資というふうなこともあるわけでございまして、ただ、下水道計画があるというだけで下水道自体の現実の供用開始が二十年も先になるというふうなところでは、これまた話は別だと思えますので、既に供用開始されたような地域はもちろんのこと、すぐ近いうちに下水道が引かれて供用が開始できるような地域につき

ましては、二重投資を避ける意味からも合併浄化槽というふうなものの設置というのには好ましいことではないというふうに考えております。ただ、ある程度下水道の計画がありましてかなり先になるというふうな地域につきましては、やはり環境保全という観点から合併浄化槽というふうなものもあり得るんじゃないかというふうに考えておりますし、それから、およそ人口が希薄であって下水道自体を設置することが効率的でないと思われるような、いわば散居の地域にありましては、もう合併浄化槽というふうなものが一番効率的ではないかというふうに考えております。いずれにいたしましても、地域の条件によりましてこの地域はどの設備がいいかというふうなことがおのずから決まってくるわけでございまして、その判断は地域の実情に一番明るい市町村長さんにやっていただくのがいいんじゃないか。まさに、公共下水道にいたしましては合併浄化槽の設置助成にいたしましては市町村長さん自身の事業としておやりいただくわけでございまして、そういう意味から申しましても市町村長さんの判断というのはいいではないかということで、市町村長さんにその施設の整備計画というふうなものを決めていただく法制で御提案申し上げていくわけでございします。

少ないほどいいのじゃないかと思うのですよ。その点から考えましても、そういう合併浄化槽を備えた人の下水道料金を安くするとか、そういうことで合併浄化槽に投じた投資をむだにしないような形で、少しでも早くそれをしていくということも考えられるんじゃないかと思うのですけれども、その点いかがでしようか。

○安橋政府委員 下水道事業の認可地域におきましては合併浄化槽の設置促進は行わないというところで政府部内の方の助成の基準が決まっているわけでございします。その期間が大体どれくらいになるかというの、これは地域によりまして差がございします。一概には言えないと思います。単なる計画があるというだけではなくて、下水道につきましても計画が認可された地域については行わないというふうなことで仕分けをしているわけでございします。

それから、後段のお話でございしますが、合併浄化槽を設けた方につきましても、下水道が供用開始された場合、それを使って排水した場合の下水道料金を安くするということのような問題でございしますが、この点につきましては、建設省の方ともよく打ち合わせをさせていただきたいというふうに考えているわけでございします。

○宇都宮委員 次に、十四条の四と十四条の五についてちょっと御質問させていただきたいと思うのですけれども、この十四条の四で、国民の責務として「何人も」と書かれていますが、十四条の五の「何人も」というのと十四条の五の「生活排水を排出する者は」というのは違いがあるのでしょうか。

それから、ちょっと時間がないのであわせて質問させていただきますけれども、私たちの感覚として、これは、こういう私たちのようにしなればならないという行為に対して、法律で規制されるというのには非常に不愉快な感じがするのです。例えば私たちが選んでできる行為あるいは一年に何回かすれば済むような行為に対して法律で規制されると

いうのはわかるのですけれども、このような毎日の、本当のこういう日常生活に対して法律が入ってくるというところ、これは非常に不愉快な感じがするのですけれども、この条項を入れられた理由と、この条項がどういふところにあるのか。こういう当たり前の、調理くずとか廃食用油とか洗剤の使用を適正に行うなどというところは当たり前のこと、今まで行政において国民に対するいろいろな指導、それこそ広報とか啓発とか、そういう指導で十分でなかった、そこで法律に入れると思うのですけれども、その行政でできないのを法律にすればできるとお考えになっている根拠といえますか、そういうところはどこにあるのでしょうか。

○安橋政府委員 まず前段の御質問でございしますが、十四条の四の主語が「何人も」となっております、十四条の五の方の主語が「生活排水を排出する者は」となっている違いという点でございしますが、十四条の四の方は、まさに人である限りだれもという意味で、あらゆる人を対象にしているわけでございます。これに対しては十四条の五の「何人も」というのは、その中でも「生活排水を排出する者は」ということで、限定をしております。この違いは何かから来るかと申しますと、述語の方との関係でございまして、少なくとも十四条の五の方は「汚濁の負荷の低減に資する施設の整備に努めなければならない」ということでございまして、この施設の整備につきましても経済的負担も伴うということで、排出する者に限りましては努力義務というところで書かせていただいているわけでございます。それに対しては十四条の四は、いわば国民の一般の心構え、公共用水域の水質の保全を図るための心構えというふうなことで書かせていただいているわけでございますので「何人も」という主語を用いている、そして国民の責務として規定しているというところでございします。

それから、後段の方の御質問でございしますが、私どもといたしましては、こういう法律のいわば訓示規定、今規制とおっしゃいましたけれども、

私どもといたしましてはこの心構えを書いた訓示規定というふうな考えておまして、これによりまして強制的に一定の方向に国民を引っ張っていくというふうな考え方を持っているわけではございません。いわば心構えを、おっしゃいますようにに当たり前のことではございしますが、そのことを法律で規定させていただいているというところでございします。こういう規定の根拠でございしますが、こういう規定を置くことによりまして、従来からの普及啓発事業というところで生活排水をきれいにして流すという運動に弾みを付けるのではないかと、そういうふうに考えているわけでございします。

○宇都宮委員 ちょっとよくわからないのですけれども、時間が来ましてしたので、最後に環境庁長官にちょっと姿勢について伺いたいのですけれども、こういう水質の汚濁だけではなくて、今私たちの周りの環境というものが本当にいろいろな面で破壊されつつありまして、一方で国土の開発とかいろいろな開発が行われております。そして環境を破壊するような状況が他方にあります。こういう状況で、もし将来環境が破壊されて私たちの国が住みにくくなった場合には、最終的に全部環境庁が悪いんだ、そういうふうな言われ方をおそれるべきにしろあらずなすけれども、これら環境破壊が進む中でどのようにして環境を守っていくかというとなさっているのか、その御決意をひとつお願いいたします。

○北川国務大臣 ただいまの宇都宮委員の御質問でございしますが、我々の生活環境というものをよくしていくための今回の法の一部を改正する法案を御審議願いましたのでありますが、なお我が環境が、ただ排水だけじゃなしに、もうそれは空気もガスも土もいろいろな面において私は経済の発展の中で侵されていくことは否めないと思っております。だからその侵されていくのをどこでとめるか、またよりよくするためには、環境庁はつくともいろいろな皆さんの御指導を受けましても生活環境を守るために前向きで取り組まなくちゃいけない。先ほど来の御質問を受けながら、

法というものがどこまで規制できてどこまでが皆さんの御理解を得るかというところは、理解と自覚と、それは企業も国民もまたすべてが御理解を願う上に環境庁が指導をし、御理解を願ひ、また法をつくるときはつくっていくという、すべてに前向きに私は対処したい、こういうふうな思っております。

○宇都宮委員 期待しております。どうもありがとうございます。

○戸塚委員長 斉藤一雄君。

○斉藤(一)委員 法案の提案理由の説明によりますと、東京湾などの周辺地域においては総量規制を実施しているけれども、水質の改善状況は依然として十分ではないというふうに認めているわけであります。

そこで伺いたします。東京湾及び都内河川の環境基準適合割合はどの程度でしょうか。

○安橋政府委員 六十三年度の公共用水域におきます環境基準の適合状況でございます。まず人の健康にかかわります有害物質の環境基準の、これは超過率でございますが、未達成率でございますが、〇・〇二％ということで、逆に申し上げますと九九・九八％は達成されているという状況でございます。これに對しまして、生活環境項目、これはBODないしCODではかつてのものでもございますが、こちらの方の環境基準の、今度は達成率でございますけれども、これは全水域では七三・七％でございます。これを水域別に見ますと、河川では七三・〇％、湖沼では四三・三％、海域では八二・七％という状況になっております。水質別に見ますと、閉鎖性の水域でございますが、湖沼が四三・三％ということで、半分以上の達成率という状況になっております。

○斉藤(一)委員 それでは総量規制による削減目標の達成率はどうでしょうか。

○安橋政府委員 総量規制地域といえますのは御案内のように東京湾、伊勢湾、瀬戸内海に關係する地域でございますが、ここの地域におきます海

域の環境基準の達成率というのは、東京湾で六三％、伊勢湾で六五％、瀬戸内海で八一％でございますが、この総量規制地域におきましては、やはり海域全体の八二・七％の達成率に對しまして低くなっているわけでございます。

それから、この総量規制地域におきまして削減目標の達成率でございますが、東京湾を例にとりますと、昭和五十九年度でCODで四百三十三トンございまして発生負荷量は、昭和六十二年には三百八十トンというふうな減ってきております。平成元年度の目標は三百六十五トンでございますので、この目標に向けて順調に削減されてきていますと理解しております。

○斉藤(二)委員 先ほども質問がありましたけれども、環境基準の今後の達成見通しを率直に述べてください。

○安橋政府委員 全体として見ますと半分以上というところなんでしょうが、特に人口、産業が集中しておりますような東京湾の海域、海で申しますとそういった海域でございますとか、あるいは都市内の中小河川、流量も余りなく、流れている水の大部分は生活排水であるというところ、あるいは閉鎖性水域にございまして湖沼につきましましては、達成率の向上ははかばかしくないという現状が残念ながら見受けられるわけでございます。

○斉藤(一)委員 達成見通しはどうか。

○安橋政府委員 私ども一生懸命種々の対策を講ずることによりまして、達成されるように都道府県あるいは関係市町村とともに努力してまいりたいと思っておりますけれども、今申しましたような水域におきましては、直ちに達成されるというふうなことはなかなか困難であろうと考えております。

○斉藤(二)委員 この点も先ほど御指摘がありましたけれども、今度の法改正に当たって、これまでの工場、事業場からの産業系排水に対する規制が甘いというふうなことは認識しているわけですが、この産業系排水の規制をそのまゝにしておいて生活排水対策だけに限定するというのは

はいかんともし片手落ちではないか、こういうふうな指摘せざるを得ないのですが、皆さんの方は、この規制で十分なんだ、甘くはないんだとお考えでしょうか。

○安橋政府委員 産業系の排水規制につきましては、水質汚濁防止法に基づきましてこの二十年間近い年月にわたって、直罰をもって排水規制の実効性を担保するという意味におきまして厳格にやってきましたわけでございます。ただ、先生御指摘のようにすべての産業が中小事業場に至りまして全部とらえられているかということになりますと、一部小規模事業場で未規制のところがございますが、これらにつきましても、生活系排水の対策とあわせて今後さらに規制の充実に向けていきたいと思っております。

○斉藤(一)委員 生活排水処理施設の整備であるとか、施策の実施が市町村の責任に任されているわけですが、肝心の国の責任が極めてあいまいではないかというように思います。ここで言う「財政上の援助」とは一体何を指すのですか。具体的に説明してください。

○安橋政府委員 財政上の援助に国が努めなければならないという責務を法律上規定しているわけでございますが、その内容といたしましては、生活排水施設に對します整備助成ということ、具体的には、下水道整備事業あるいはコミュニティプラントの整備事業、農業集落排水施設の整備事業、あるいは地域によりまして合併浄化槽に對します設置助成といったものでございますけれども、このような各種の排水処理施設に對します財政援助といったものをこの法律に基づきます生活排水対策重点地域に重点的に実施していくというふうなことを中心に考えているところでございます。

○斉藤(二)委員 市町村の中には、下水道及び下水道類似施設で生活排水対策を考えているところが多いと思うのです。しかし、実際には各省の縦割り行政のためになかなか進んでいないという面もあるわけですね。これは昨年の行政監察でも指

摘されているところです。こうした問題を踏まえて、市町村に対する国の財政援助をどう考えていくか、考え方を御聞かせいただきたいと思っております。

○安橋政府委員 各施設に對します助成の源と申しますのは、施設の種類によりまして国の各省庁に分かれておられるというの御指摘のとおりでございますが、現実にはそれらの事業の実施主体はどうかというふうな観点から見ますと、一部流域下水道のようなものもございまして、大部分のものにつきましては市町村が実施主体になっているわけでございます。公共下水道にいたしましては、その他の事業にいたしまして、大部分がそういうことになっておられるわけでございますので、それぞれの地域、集落ごとどのような生活排水処理施設を設置したらいいかというふうな物事を判断する場合には、現実の事業の実施主体でもあり、かつ地域の実情を一番熟知している市町村長さんにお願ひするのが一番いいのではないかと考えまして、市町村長さんに計画づくりをお願いする。それに対して国が財政上の援助をするというところでございまして、それを法律上責務規定としてうたっているというふうな仕組みになっているわけでございます。

○斉藤(一)委員 生活排水の対策では小型の合併処理浄化槽などの維持管理の適正化というものが極めて大事なんです。そこで、国は、浄化槽の設置はもとよりですけれども、こうした維持管理のための補助制度について設ける考えがあるかどうか。

○安橋政府委員 国の財政負担というのは、大体設置費なり初度調弁的な費用につきまして一番たくさん投資が行われるというところに着目しまして、そこに助成するというのが補助制度の根幹をなしているわけでございます。この点につきましては先生御案内のとおりかと存じます。維持管理費につきましては、継続的に支出されるものでございまして、一時期に集中するというようなこともございせんし、額自体も初度調弁的なも

のに比べますと少額であるというようにございまして、原則といたしましては設置、運営され方が負担されるというようにことで補助の仕組みが成り立っているわけでございまして、小型の合併浄化槽につきましても、設置費につきましてはそういうことで厚生省の方から助成が行われているところでございますが、施設自身が何分個人施設でもあるというようにございまして、良好な維持管理をしていただくというのはその所有者でございまして個人の御負担をお願いするというように体制になっているわけでございまして。

○青藤(一)委員 大臣にお尋ねいたします。本年三月に大田区立生活センターが行いました洗剤に関するアンケート調査報告書というのがあるのですが、これによりまして、四三・八%の人が台所用合成洗剤や洗濯用合成洗剤、住居用洗剤等によって手荒れや肌荒れ、おむつかぶれなどを経験している、こういう事実が明らかになりました。こうした事実についてどうお考えでしようか。

○北川国務大臣 ただいま青藤委員の、洗剤その他によりまして四三%のいろいろな被害が出ておるといふ御指摘でございまして、長官としてどういう考えを持っているかということでございます。この点につきましては、厚生省を初めとする関係諸庁とも十分に連絡をとりながら、このような被害の出ないようによく対処しては行かない、このように考えております。

○青藤(一)委員 事実をお認めになったと思えますので、もう一点。世田谷区の公害対策課が本年二月、区施設における合成洗剤の使用実態についてアンケート調査を行いました。それによりまして、一月当たり合成洗剤の使用量が五五・八%、石けんが三四・二%となっていることに対して、世田谷区は合成洗剤の使用をできるだけ自粛し、石けんを使用する旨の通達を出しています。この通達の趣旨は、言うまでもありませんけれども、総量の抑制を図

り環境への影響を小さくするというところにあるわけですから、こうした行政の姿勢に対して、大臣はどのように評価されますか。

○北川国務大臣 ただいまの青藤委員の世田谷区の例をとっての環境についての御質問でございしますが、私は、やはりみずからの環境をよくするのはみずからにあるという考えに立って、それを使用していたたけ方から洗剤から石けんへと移行していただく、こんな望みを持っておりまして、それをも、環境庁といたしましては、先ほどもお答え申し上げましたように、やはり関係各諸庁とも十分連絡をとりながらはならない。洗剤その他に関しましては厚生省の関係にあります。環境という立場から意見も述べ、そうして前向きでよりよい方向に持っていくことに善処してまいりたいと思っております。

○青藤(一)委員 大臣も時間がたつたので、これから市町村を主体にして家庭排水対策をやっていくというわけですが、その中の一つの行政が、通達まで出して石けんを使おう、合成洗剤を自粛しようということをやっているわけですね。親玉である環境庁ができないはずがないわけですね。それをさらに指導できないければ環境庁の意味がないと思うのです。環境庁の大臣に質問すると必ず出てくる言葉は、建設、通達その他関係各省と連携をして、そしてその結果は押し切られましたというふうなことで、この問題については全国の自治体が味方なんです。この問題に長官としても積極的に前向きにやっていく、世田谷区の職員、大田区の職員に笑われないようにしていく。これから市町村に仕事を押しつけていくというときに、市町村以下の環境行政をやっているようではだめです。その点で、いま一度前向きの御答弁を期待したいと思っております。

○北川国務大臣 青藤委員の重ねての御質問でございまして、生活の実態は各都道府県、地方自治体との密接な関係の中で規制され、あるいは通達されていける、その前向きの姿勢を高く評価しながら、大変痛いところでございまして、環境庁が建設省を初めとするいろいろな各省に押し切られてしまつておるじやないかという強い御指摘でございまして、まことに申しわけないと思っております。し、そのようなことのないように、今後環境庁はこれに前向きにその姿勢で取り組んでいきたい、私はこのように思っております。

○青藤(一)委員 ところで、今回の法改正では、国民の責務として「洗剤の使用等を適正に行うよう心がける」、今申し上げたとおり、トーンダウンしてしまつていくわけですね。

そこで何うのようですが、現行の水道法ではLASの許容濃度は何ppmになっておりますか。

○藤原説明員 お答えいたします。水道法の水質基準では、陰イオン界面活性剤・五ミリグラム・パー・リッター以下であることというようになっております。

○青藤(一)委員 水生生物に多大の被害を及ぼすと思うのですけれども、それについてはどうお考えですか。

○安橋政府委員 先生御指摘のLASが石けんに比べて水生生物に与える影響が大きいのではないかと、この点でございまして、それは仰せのとおりだと思っております。また、分解性の点につきましても石けんに劣るといふ点もございまして、たゞ、使用量の点から見ますと石けんの方が多く使用するというような点から見ますとむしろ石けんの方が多いのではないかと、この点でございまして、有機汚濁の量という点から見ますとむしろ石けんの方が多いのではないかと、この点でございまして、総合的に判断いたしましたところでは合成洗剤と石けん、いずれの方がよいのかというのはいまのところ一概に判定できないのではないかと、一長一短のところもあるなというふうな感じを持っているわけでございします。

○青藤(一)委員 それでは、昭和五十四年度から厚生省が行つてまいりました健康被害病院モニター報告によりまして、皮膚科では合成洗剤による被害がずつとトップを占めておるわけですね。この事実をどう判断いたしますか。

○内山説明員 手荒れの発症原因といたしましては、その合成洗剤以外にも、皮膚素因、物理的刺激、水質、生活環境、季節の影響等多様な要因が考えられることから、モニター病院の手荒れ患者を対象としてその被害の実態及び原因について調査検討したところ、手荒れの発症原因を合成洗剤のみと断定することは困難であつたということになっております。また、これらの調査等によりまして、合成洗剤を使用する際に使用上の注意を守らず原液のまま使用する等の事例が指摘されておりました。厚生省といたしましては、手荒れの被害事例の防止のため、これら諸因に対する適切な使用等について周知を図っておるところでございます。

なお、もう一点申し上げますと、この合成洗剤という項目には石けんも含まれております。

○青藤(一)委員 今の答弁では合成洗剤のみならずとは断定できないという日本語をお話になつたのですけれども、よくわからないのです。合成洗剤の影響があつたというふうには私は率直に思うのですが、国民にわかるような言葉でいま一度お答えいただきたいと思います。

○内山説明員 この手荒れの原因と申しますのは、合成洗剤で起こる場合もございまして、あるいは石けんで起こるケースもございまして、それから、このようないわゆる研究報告というものはさまざまありますが、必ずしも合成洗剤が石けんよりもひどい手荒れが起るというふうな結果のみが出ておるわけではございしません。そういうことでございします。

○青藤(一)委員 その辺になると見解の相違ということになるのだけれども……

そこで、合成洗剤の人体影響についてどう考えておるかというところをお尋ねしたいと思つております。

○内山説明員 食品等に使用いたします洗剤につきましては、食品衛生の観点から、動物を用いました慢性毒性試験、催奇形性試験等各種安全性試験の結果及び使用実態等を総合的に評価いたしまして、製品の規格及び使用基準を定め、人に対

する安全性の確保を図っておるところでございます。また、一般用に使われる洗浄剤につきましても、その適切な使用等について周知を図っておるところでございます。したがって、通常の使用方法により用いられる場合には健康を損なうおそれはないと考えておるところでございます。

○青藤(一)委員 合成洗剤シャンプーをずっと使っておりまして髪の毛が細くなつてくるというところが元三重大学教授の坂下栄氏の研究で明らかになったのですが、そういう事実はお認めになりますか。

○内山説明員 ただいま先生御指摘の研究報告の詳細については承知いたしておりますが、洗髪を過度に繰り返すようなことは一般には望ましいことではございませんで、消費者の自覚により適切に使用されるべきものと考えておるところでございます。

○青藤(一)委員 避妊の方法の一つに、合成洗剤の毒性で精子を殺す、いわゆる殺精子剤があるわけでありまして、主成分は非イオン系界面活性剤、避妊フィルムや錠剤として使われているわけでありまして、この問題については非常に人体に危険ではないかというふうには私に考えているわけでありまして、この点についての見解をお尋ねしたいと思ひます。

○内山説明員 今先生御指摘の点につきましましては、いわゆる合成洗剤の界面活性作用を活用してそのような避妊効果を期待しているというふうには考えているところでございます。

○青藤(一)委員 法案では、「何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理等を適正に行うよう心がける」とも、もちろんの洗剤も同じなんですけれども、ディスポーザーが大変普及していると思うのですけれども、どんな状況でしょうか。

○安橋政府委員 御指摘のように、最近ディスポーザーの販売が行われているわけでございます。私どもは、ディスポーザーにかけますようなごみ

は、本来ディスポーザーにかけないでごみとして処理すべきではないか、あるいはそうすることによりまして環境への負荷が小さくなるのではないかと、いふふうには考えております。

○青藤(一)委員 いや、考えておりますが、これはどうにもならないので、これほど普及しているという事態に対してどのようにお考えになるのか、対策を考えているのかというところをお答えいただかないか。

○安橋政府委員 ただいまも申しましたように、ディスポーザーはある程度普及され始めておるわけでございますが、本来ごみとして処理すべきものをディスポーザーにかけることによって水にまぜて処理するということになりまして、それだけ環境に對します負荷が大きくなる、特に下水道の整備されていない地域についてはこのことが如実にあらわれるということで、私どもとしてはディスポーザーの使用は好ましくないと考えているわけでございます。今回の法律案でも、調理くずの適正な処理というふうなことにつきまして、公共用水域の水質保全のための国民の責務ということで規定させていただいておりますので、ディスポーザーにかけ流すことによって公共用水域が汚れるんだというふうなことを国民に理解していただくように、その理解の上に立った御協力というふうな形でディスポーザーの使用が自粛されるように期待しているというふうな状況でございます。

○青藤(一)委員 どうも実効ある規制というのは期待できないような気がいたしますね。それでは時間の関係もありますから先へ進みますけれども、し尿浄化槽ですね。今度は法案が通りますと二百一人から五百人槽を規制対象とするわけでありまして、その場合、総量規制地域内にある浄化槽からの汚濁負荷量ほどのくらい削減されるのでしょうか。

○安橋政府委員 今この法案で御提案申し上げております指定地域の特定施設の制度をお認めいただきました場合には、し尿浄化槽につきまして、た

だいま五百人以上のし尿浄化槽の規制を実施しているわけですが、これを指定地域におきましては二百一人槽以上のものについてまで規制の対象を広げたいというふうには考えておるわけでございます。

○青藤(一)委員 ところで、このことによりまして汚濁負荷量の削減の程度でございまして、現在使われております二百一人から五百人槽のし尿浄化槽の汚濁負荷量のうち、三割程度は削減が可能になるのではないかと、いふふうには考えております。

○青藤(一)委員 実際には、二百一人以上というよりも二百人以下ですね、これは対象外となるわけですが、これも非常に多いわけですね。五十人以下、これは単独処理だと思ふのですけれども、何%くらい占めているのでしょうか。

○安橋政府委員 五十人以下の浄化槽の設置基数が三百六十六万基でございまして、これによりまして汚濁負荷量が総量規制地域で日量六十五トンでございます。

○青藤(一)委員 水濁法で対象となっておりましてし尿浄化槽の排水基準の不適合件数はどのくらいですか。

○安橋政府委員 平成元年度の汚濁防止法の施行状況でございまして、し尿浄化施設につきまして、届け出数が一万八百ございまして、うち、排水量五十立米パーデー以上のものが九千四百三十ございまして、改善命令をかけたものが十九件でございます。ただ、この改善命令に対しては直罰を適用したというのはいくつかございます。

○青藤(一)委員 規制指導にはどういった内容があるのですか。今、改善命令だけおっしゃいましたね。

○安橋政府委員 排水状況を調べまして、その状況が現実の基準をオーバーしているような場合に改善命令をかけた段階で、さらに悪質なものについては直罰までいくわけでございますが、直罰までいったのは六十三年度ではなかったということでございます。

○青藤(一)委員 指導は改善命令だけでいいですか。

○安橋政府委員 改善命令を出す前に、現実的に超えていますよというふうなことをアナウンスいたしまして改善の指導をやるわけでございますが、さらにその中で必要なものについて命令までかけるというふうなことをいたしているわけでございます。

○青藤(一)委員 改善の指導はどのくらいですか。

○安橋政府委員 現実には指導をしたものがどの程度あるかということについてはちょっと私どもの方で集計はいたしていない次第でございます。

○青藤(一)委員 これは公表しないということになっていくのですか。

○安橋政府委員 いえ、特にその指導数について公表しないということにはしていません。

○青藤(一)委員 し尿浄化槽のうち五百人以上については、技術管理者として浄化槽管理士を配置しているわけですね。今回は二百一人から五百人ということになるわけですが、整合性はどのくらいでしょうか。

○安橋政府委員 管理士を置くという浄化槽法上の規定と、私どもの方で水質汚濁防止法で排水規制をかけるということが、目的なり手段が異なつた措置でございまして、そこに人員の差が最下限についてあるということがございまして、直ちにバランスがとれていないという状態ではないと思ひます。

○青藤(一)委員 これだけの法改正をやるということであるならば、少なくとも浄化槽管理士の養成を国がやっていく、また見直しはこういうことですね。ですからこの点について一度、ひとつ前向きのお答えをいただきたいと思ひます。

○櫻井説明員 御指摘のとおり、今回の法案が成立をいたしまして、総量規制地域におきまして二百一人槽以上の浄化槽が特定施設になるということになりまして、こういった規模の浄化槽の管理

について特段の高度な維持管理が必要になるわけ
でございます。したがって私どももいたしま
しても、この法案が成立いたしましたならば、こ
れらの浄化槽の保守点検を行います浄化槽管理士
につきまして必要な知識、技能の向上を図るため
の教育機会の確保等を通じて、こういった浄
化槽の高度な維持管理体制の確保につぎまして十
分図ってまいりたいというふうに考えておりま
す。

○青藤(一)委員 この法案では、先ほどもお答え
がありますけれども、規制なりいわゆる義務とい
うようなものが全く不明確、ないというような状
態なんです。罰則もない。指導、勧告とまりだ
ということですね。実際問題としては何ら期待で
きないといえます。野放し状態と客観的には同
じなんです。例えば東京都の場合でも、保守点検
の委託をしたりしているのですが、そのうち水質
検査をしているのは四割か五割というものが実態で
すよ、これはちょっと前の資料になりますけれど
も。無届けの浄化槽も大変多いのですよ。です
から私からこの法案の内容を見ますと、何をやる
としていいのかという気持ちにならざるを得な
いのですけれども、もう少ししっかりした方針
を、考え方でもいいですから、お出し願えればと
思います。

○安橋政府委員 総量規制地域つまり法律上の指
定地域におきまして、浄化槽のすそ下を水質汚
濁防止法上いたしたいということで考えているわ
けでございますが、やはり排水規制の強化をする
以上、御指摘のようにその実効が上がりま
すように何らかの工夫をしていきたいと思っ
ています。

○青藤(一)委員 総務庁行政監察局から「下水道
に関する行政監察」ということで勧告が出てい
るのですが、考え方を、わかれば結構ですけれ
どもお知らせいただきたいというように思いま
す。
勧告の方ですけれども、「下水道と下水道類似
施設の整備が効率的に行われるようにするため、
下水道と下水道類似施設の担当部局間の協議シ
ス

テムを整備して調整措置を講ずること」という勧
告なんです。これはどういうふうにお受けとめ
になっておられるのでしょうか。

○櫻井説明員 ただいま御指摘のございました総
務庁勧告の中の下水道類似施設ということで、私
ども所管をいたしております合併浄化槽の立場か
ら御答弁申し上げたいと思います。

私も、各種の生活排水処理施設が整合性を
持つて整備をされるためには、その事業の主体で
ございまして市町村において、地域の自然的条件
あるいは社会的条件等からそういった関係施設の整
合性ある整備計画というものを立てていく必要が
あると思っております。そういったことで、少な
くとも私どもの合併処理浄化槽設置整備事業につ
きましては、この事業を創設いたしました昭和六
十二年以降、事業実施市町村に生活排水処理計
画というものをつくっていただきまして、そうい
った計画の中で下水道との調整を図っておるこ
ろでございますし、また、下水道法上の認可を受
けました下水道の事業計画区域内につきましては
当初から私どもの補助の対象外ということで整理
をいたしておるところでございます。

なお、先ほど申しました生活排水処理計画につ
きましては、市町村が今後よりの確にこういっ
たものをつくっていきましますように、私どもた
だいま学識経験者あるいは地方自治体の関係者から成
ります検討会を設けてまして策定方針の検討を行
っておるところでございます。こういったものをも
ちまして、より適切な施設の調整を図りながら合
併浄化槽の計画的整備を図ってまいりたいとい
うふうに考えておるわけでございます。

○青藤(一)委員 先ほど大臣からお答えありま
したけれども、市町村を主体にするというとき
に、言ってみれば維持管理については費用は出さ
ないよ、処理施設の設置だけだということな
こと、これは前向きに検討していただきたいと、質
問を繰り返してもしょうがないと思えますから申
し上げておくのですが、少なくとも責任を負わさ
れる市町村の自主性といえますか主体性といえ

すか、そういうものを十分尊重していく、財政面
からもこれを援助していく、あるいは人員的にも
援助していくということをやっているかないと、も
ろ市町村に処理施設の設置は任せたいんだ、あと
は都道府県が調整してくるのだというふうなこと
では、せっかく言うほどのあれじゃないですか
れども、この意味合いが非常に薄れてしまふので
すね。私は少なくともそう思うのですが、その点
についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○安橋政府委員 確かに計画自体は地域の実情を
熟知している市町村長に立てていただいて、その
責任でやっていただくわけでございますけれども、
も、これに對しますヘッド面での国の各事業の支
援、しかも予算の重点配分というふうなことに
つきましては、関係省庁と十分連絡をとって前向
きに對処したいと思っております。また、前向
きにも、公共用水域に生活排水を汚さずに出す
というふうなことは日常生活上どのようなことを
心がけたらいいかということにつきましますの
マニュアルでございますとか、あるいは運動の進め
方といったものについて、国としても情報を提供
いたしますし、あるいは地域におきまして指導員
育成というふうなことにつきまします、平成元年
度補正予算で認められました地域環境整備基金の
運用益等の活用によりまして、その研修等につ
いても県を通じて十分に面倒を見てもらうという
形で、いわばソフトとハードの両面にわたって
できる限りの財政上の支援もしていきたいと思
っているところでございます。

○青藤(一)委員 じゃもう一点、「下水道の維持
管理業務については積極的に民間委託し、維持管
理業務の合理化、効率化を図るよう下水道管理
者に対する指導を徹底すること」という勧告にな
っているのですが、これについてはどうですか。

○安橋政府委員 下水道の運営管理ということ
も、地方公共団体によりまして適切に効率的に行
わなければならないのは勧告の指摘するところだ
と考えているわけでございます。その設置運営の

やり方でございすけれども、より効率的な方法
が民間等に委託することであるというふうな場合
でありますけれども、そういふ場合には民間に委託することでも適当ではないかと考
えられますが、いすれにしても、その設置運営
費というものは利用料金という形で施設を利用す
方にはね返ってくるわけでございます。地方公共
団体におきましては、そういうふうなことも考
えられまして適切に効率的に運用していただければ
いいのではないかとこのように考えているところ
でございます。

〔鈴木(恒)委員長代理退席、委員長着席〕
○青藤(一)委員 これは私は反対します。ただ、
今も慎重にお答えになりましたからあれですけれ
ども、受ける方としては、水質検査体制の整備が
困難な地方公共団体においては必要に応じ民間委
託を行うこと、こういうことであるわけですね。
ですからこれは意見として申し上げておきます。

それではもう一点、恐縮ですが、一地域
し尿処理施設及び農業集落排水施設のうち水質汚
濁防止法対象施設については、同法に基づく排水
基準の遵守等維持管理の適正化を図るため、通達
等において規模別の指導基準を定める等の措置を
講ずること。この「通達等」において規模別の指導
基準を定める等の措置を講ずること。これはど
ういうことを考えているのでしょうか。

○安橋政府委員 下水道類似施設でかつ集合的な
施設につきましては、下水道法というふうな意味
での法律上の規定というものがございせんけれ
ども、その適切な維持管理というふうなことは、
汚水処理施設である以上、少なくとも下水道
と同等の水質基準ではやっていたいただきたいとい
うふうに環境庁としては環境上の立場から考えて
いるところでございます。そのために、規模別に
いろいろ対応があるものでございすから、その
対応の仕方も規模別によって効率的になつたり
あるいは非効率的になつたりいたしますものござ
いますから、その大きさに応じて規制の仕方なり
運営の仕方が違ってくるのは当然でございすか

ら、そういうようなきめ細かな基準に基づきまして、要は環境中に規定以上の汚水を流さないというような形で、合理的に、適正に運営していただきたいというふうに環境庁といたしましては考えているところでございます。

○斎藤(一)委員 それはこれからやっていくというところでですね。

それでは最後に、東京湾地域の開発と環境保全に関する基本的方策についてお尋ねしたいと思うのです。

まず、閉鎖性水域であります東京湾の海水交換というのはいかなる実情になっているのでしょうか。

○安橋政府委員 東京湾は湾奥までの距離が開口部から非常に深いという自然的地形から申しまして、東京湾全体におきまして海水の交換状況は、総じて申し上げますと悪いという状況でございます。したがって、よほど気をつけないと汚染しやすいというような性質のある湾であると思っております。

○斎藤(一)委員 そうしますと、今進められております東京湾横断道路、これは大気にも水質にもいろいろな影響が出ると思うのですが、今のお答えの上に立って環境庁としてはどのようにお考えでしょうか。

○安橋政府委員 東京湾横断道路につきましては、トンネルを掘りまして支柱を立てましたり、あるいは排気口を設けるというようになこともございますので、その事業の開始に当たりましては各方面から環境上の影響というように懸念されたわけでございますけれども、私どももいたしましては、そのような問題につきまして一つ一つ検討を加えさせていただきまして事業の着工に踏み切ったというふうな状況でございます。

○斎藤(一)委員 東京一極集中の拠点になっております東京臨海部の開発、この影響はどうでしょうか。東京湾地域の開発と環境保全に関してお答えいただきたいと思っております。

○安橋政府委員 一般的に申し上げますと、自然のなきがあるというところは即海の自然浄化力があるということでございます。これがコンクリート等によりまして垂直護岸になりますと、海の自然浄化力が落ちるということでございます。そういう意味におきましては、東京湾のような汚れやすい海域におきましては、安易に埋め立てをいたしますことは水質保全上非常に問題がありますので、環境保全に資するような埋め立て、例えばフェニックス計画のようなものでございますが、そういうものの以外は努めて避けていただければというのが水質上から申しました環境庁の基本的な態度でございます。

○斎藤(一)委員 一番最後がちょっと聞き取れなかったのだけれども、フェニックス計画以外は、ということですか、フェニックス計画などは、ですか。

○安橋政府委員 フェニックス計画のような、それ自体環境に資しますような事業の場合は別といたしまして、一般的に安易な埋め立ては避けていただくことが水質保全上からは必要なのではないかというのが環境庁の基本的な考え方でございます。

○斎藤(一)委員 だから、さっきも大臣にも言ったのだけれども、環境庁というのはどうしても建設なり他の省庁に追随しているのではないかと。皆さんは、環境庁に限りは日本の環境にとどまらず地球環境まで守ろうなんておっしゃっているわけだから皆さんそう考えているのだからけれども、フェニックス計画というふうなことは先ほどの前段の答弁からいって全く矛盾した話なんですよ。まあ私は頭が悪いかわかりませんが、それほど、そういうことなんですか。ですから、よほど慎重に対応しないと、これは別といたしましてなというふうなことを簡単に言うべきじゃないというのを御忠告しておきたいと思うのです。

東京湾、今申し上げたような横断道路はできる、臨海部ができる、何十万という人口も産業も集中するということですが、東京湾自体の気候緩和機能に重大な影響があるというふうに私は見ているのですけれども、その点はどういうふうにとらえていますか。

○安橋政府委員 お尋ねの点につきましては、環境庁としても、今いろいろ言われておりますような開発構想の動向も踏まえまして環境保全の観点から種々の調査をやっております。有識者の検討会も持ちましてその点につきましての調査結果の集約を昨年三月にしたところでございます。

この検討会の報告によりますと、ただいま委員から御質問のございました点でございますが、東京湾横断道を含む臨海開発プロジェクトのうち実現性の高いプロジェクトに限定してそれが計画どおりに行われたという想定に立ちます場合に、自動車交通量の増加によりまして窒素酸化物排出量が增大するというのが一つございまして。それからもう一つ、御指摘のとおり、人工熱の発生量の増加あるいは土地利用の変化等によりまして一部地域の気温の上昇等が予測されるわけでございまして。特に東京湾を大規模に埋め立てた場合の気候変化の予測もされておりますが、沿岸部の高温地域が拡大し、風速の低下等の影響も発生するといふ分析がされております。

○斎藤(一)委員 今お話しになったようなことは、地球環境には影響しないのでしょうか。

○安橋政府委員 ただいまの調査は、東京湾地域におきまして現在いろいろ問題になっておりますような開発プロジェクトが行われた場合の気候への地域的な影響というものを見たものでございまして、地球規模にどの程度影響があるかというところまで正確には……(斎藤(一)委員「いや、どの程度じゃなくて、影響があると思いませんか、ないと思いませんか」と呼ぶ)東京湾地域も地球の一部でございますから、そういう意味では、程度の問題はございますが、ある程度の影響がないとは言えないということかと存じます。

○斎藤(一)委員 今地球規模での自然の破壊とか温暖化とか、いろいろ大きな問題が出てくるわけ

です。環境庁もいろいろな資料をお出しになったり地球環境の保全というふうなことを声を大にしておっしゃっているのですが、まず足元から少しでも公害をなくしていく、環境破壊をなくしていく、そのことがなければ、地球環境の保全ということのスローガンだけおっしゃっておったのではだめだということを私は言いたかったわけでございます。

以上で質問を終わります。どうも大変ありがとうございました。

○戸塚委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時四十五分休憩

午後零時十九分開議

○戸塚委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。時崎雄司君。

○時崎委員 水質汚濁防止法等の一部改正に關して、ゴルフ場の関係を中心に質問させていただきます。

最初に、利根川水系の河川敷内にありますゴルフ場の数並びに面積、さらにまた今計画の中のものまで、わかる範囲でお知らせをいただきたい。なお、その場合にゴルフ練習場も含めてお知らせをいただきたい、このように思います。

○徳山説明員 利根川水系のうち、建設大臣が管理しております区間内におきますゴルフ場及びゴルフ練習場の数、面積につきましては、ゴルフ場の数は建設中のものを含めまして二十一、それでは面積は約六百六十五ヘクタールでございます。このうち既にできておりますものは十七、面積は約五百二十二ヘクタール、それから造成中のものが四、面積が約四十三ヘクタールとなっております。

また、ゴルフ練習場につきましては、既設のもの七、面積は約二十五ヘクタールでございます。ゴルフ練習場の造成中のものはございせん。なお、ゴルフ場あるいはゴルフ練習場にかか

わります計画段階のものにつきましては、建設省としては正式に了知しているものほごいませ

以上でございます。

○時崎委員 茨城県の取手、そして千葉県の我孫子、この県境を流れる利根川の河川敷に、取手側に市民ゴルフ場十八ホールを市で建設の計画がある。そしてまた、我孫子側にも九ホールの市のゴルフ場の建設がある。私の調べではそういうことになっておるのですが、建設省にその話というか相談が今現在でも全くないのかどうか。そのことについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

〔委員長退席、佐藤（議）委員長代理着席〕

○矢野説明員 お答え申し上げます。

現段階では、都市計画法に基づく変更手続については書類が参っておりますが、河川法に基づく占用等の手続についてはまだ建設省の方には参っておりません。

○時崎委員 その都市計画の変更の中にゴルフ場の建設というものが入っております。こういうふうには私は理解しているのですが、建設省はその計画の中にゴルフ場が全く入っていない、こういうふう

に考へておるのですか。

○矢野説明員 お答え申し上げます。

当該ゴルフ場のうち取手市関係の部分につきましては、昭和四十六年一月に都市計画決定をされております都市計画緑地第一号、取手緑地を今回変更いたしました。野球場、ゲートボール場、野草園等とともに緑地の一部として整備される予定であるというふうに聞いております。また、都市計画の変更につきましては、先ほど申し上げましたように、今年二月二日に都市計画法第二十三条第六項の規定に基づき取手市長から協議書が関東地方建設局長に提出され、現在内容を審査検討中でございます。

また、我孫子市関係につきましては、昭和五十二年十月十四日に都市計画決定が済んでおります。

○時崎委員 次に、自治省にお尋ねをいたします

が、取手、我孫子両市の都市計画にかかわるゴルフ場の問題、私の調べでは、市営ゴルフ場とはいながらも、第三セクターをつくってそこに建設並びに経営を一切任せるということで、既に三月の二十三日、その第三セクター、名前は株式会社取手、我孫子利根川環境整備公社、これが登記をされておるわけでございます。

そこで、自治省にお尋ねしたいのは、地方自治法の百四十二条で自治体の長の兼業禁止という条項がございますし、また、二百四十四条の二に公の施設の設置及び廃止という項がありまして、これにそれぞれ抵触するのではないかと。市のゴルフ場を株式会社委託をしてその管理運営、経営を任せるといふことは、一つには今言った二百四十四条の二、そしてまた、その株式会社の代表取締役は取手の市長になっている、こういうこととから考へて、百四十二条の長の兼業禁止の規定にも抵触するのではないかと、こう思ふのですが、自治省の見解をお尋ねいたします。

○松本説明員 ただいま御指摘ありましたように、取手、我孫子利根川環境整備公社というのがことしの三月に設立されております。その業務といたしまして、今御指摘がございましたように、河川敷ゴルフ場等のスポーツ施設に関する建設、経営及び管理を行うことがその目的の中に入っているものと承知をいたしております。

ただいま御指摘の百四十二条との関係でございますが、地方自治法の百四十二条は、地方公共団体の長は当該地方公共団体と請負関係——いわゆる委託業務等の関係でございますが、そういう関係が、当該法人の業務の主要部分を占めるような法人の取締役等々につくことはできない、こういう規定でございます。ただいまこの公社の場合におきましては、まだそういう状況に、事業の開始の状況に至っていないとは承知いたしておりますけれども、河川敷のゴルフ場そのものを公社で設置するわけでございますので、今の地方団体からの委託を受けて事業をやるといふことは違ふわけでございます。

それから、公共施設の管理受託業務の御議論でございますが、これも、その目的の中に取手市、我孫子市の公共施設の管理受託業務というものは確かに入っております。ただ、公共施設の管理受託と申します際に、いわゆる業務の委託、いわゆる事実上の行為委託というものがよく行われておりまして、例えば建物の保守管理の委託とか、その他そういう個別の業務の委託を指す場合がございまして、これに對しまして、地方自治法の二百四十四条の二の第三項というの、いわゆる公の施設の管理委託でございますが、公の施設全体の運営的な管理を委託する場合でございます。御指摘のケースにつきましては現地に御尋ねいたしましたところ、公の施設を想定したものではないといふこととございまして、今後も公の施設、そういう市の公の施設を市がこういう形で委託をするといふことは現時点では想定いたしておりません。例えば公園の除草作業等のいわゆる事実上行為の委託等については今後も考へられることはあるかもしれないけれども、こういうことを聞いておるところでございます。

○時崎委員 もう一度自治省にお尋ねしますが、四月十四日、自治大臣が記者会見で自治制度の改正について発表しております。その中で、一つは、地方自治体の長などが第三セクターの役員につくことについての制約をなくする。第二に、地域振興の拠点となるような住民が利用する施設等、地方自治体がつくって、その管理運営を第三セクターが行えるようにする。これが地方自治法の改正に関する記者発表なんです。

今のケースを申し上げますと、一億円の出資、この取手、我孫子利根川環境整備公社というのは、一億円の資本金のうち八〇％が市側が負担をし、残りの二〇％を民間が出資をしている。そして、役員の数以上が市長であって、代表取締役が取手の市長になっておる。そして、その事業の目的、例えば「取手市、我孫子市の公共施設の管理受託業務」「河川敷のゴルフ場等スポーツ施設に関する建設、経営及び管理」さらには「河川敷

地内の整備」まで含めた目的になっているわけですね。もし、この第三セクターが特に地方自治法に違反をしない、抵触をしないということであれば、四月十四日の奥田自治大臣の法改正の記者会見の中身と、今回答のあった抵触は必ずしもないということ、どのようにならば、あえて改正は必要ないでしよう。今の法律の中でもこういうことができないとあなたがおっしゃるならば、あえて自治法を改正してこの二つができるようにする必要はないではないかと、私はこう思ふのですが、その点についての答弁をいただきたい。

○松本説明員 地方におきましていわゆる地方の振興あるいは開発等を行います際に、第三セクターを設立して、その第三セクターの活動と共同してやるケースというのはたくさんあるわけでございます。その際に、第三セクターがみずから資金を調達してみずからの事業としてこういう施設を整備をいたす力があります場合には、またそれができ得ますならばそういうことで事業をやります。なることもあるわけでございますが、大変地方の方にはまいりません。例えば第三セクターでは資金手当てが十分でないとか、そういうケースもあるわけでございます。そういう際に、地方公共団体の施設としてそれをつくり、そしてその施設の設置、管理を第三セクターに任せるといふようなことが必要になってくる場合があるわけでございます。そして、そういう後者のケースについて今度の地方自治法の改正でできるように手当てをしていきたい、こういうことで改正案を予定いたしておりますところでございます。

なお、百四十二条との関係でまいりますと、第三セクターみずから行う事業でございますので、地方公共団体から業務の委託を受けてやるわけでございます。先ほど申し上げましたように、そういうケースについては法令上も問題がない、法令上手当てする必要もないわけでございますが、後者に申し上げますような例では、

地方団体の業務を委託を受けてやる部分が第三セクターの主要部分を占めるということが起こり得ますので、今回の地方自治法の改正で手当てをすることを予定いたしておるわけでございます。

○時崎委員 ここにこの会社の登記簿謄本が手元にありますけれども、どうも納得ができないのは、はつきりと取手市、我孫子市の公共施設の管理の委託と、こう書いてあるんですね。まだこれから受けるか受けないか、これはわかりません、今できたばかりの会社ですから。しかし、目的は受けるという前提でこの会社を設立しているわけですから。私の尋ねているのは、受けた場合どうなるかと聞いているのであって、まだ受けるも受けないもこれははつきりしていないわけですね。一般論で結構ですから、受けた場合どうなるですか、こういう尋ね方をしているのです。

○松本説明員 仮定の御質問でございますので、私の方も答えするのさうかと思っておりますけれども、あえてお答えさせていただきますと、こういうケースで公共施設の管理業務を受託をいたしまして、その受託業務の量が当該第三セクターの業務の中で主要部分を占める、具体的にはその業務の量が二分の一以上を超えるようなケースになってまいりますと、これは百四十二条の問題が生じ得ることでございます。ただし、現在ではそういうことにはなっていないというふうに伺っておりますわけでございます。

それから、後者の二百四十四条の二との関係でございますと、この受ける業務が公の施設の管理委託という形でございすれば、現行法ではできない。ただし、今ではその公の施設の管理を委託をしているという実態もございせんので、二百四十四条の二との関係は生じておらない、こういうことでございます。

○時崎委員 それでは次に、農業問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

実は、この取手側のゴルフ場の予定地の土流から三分の一のところは、茨城県の県南水道企業団という上水道事業が行われております。取手を含む

めて三市一町、約十五万人に給水をしている事業団がございまして、その取水口がこのゴルフ場の予定地の土流三分の一のところにある、こういうことで大変危険をいたしておりますし、先ほど利根川水系の河川敷内のゴルフ場及びゴルフ練習場の敷、面積等も聞かせていただきました。大変貴重な水源のそばにたくさんゴルフ場等が既に建設をされ、営業し、または今造成中のものである、こういうような状況でございます。

そこで、幾つかお尋ねをいたしますが、先般出された環境庁のゴルフ場の農業等による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず一つは、この指導指針に付随して三十県の調査結果が出ておりますが、その資料を見ますと、「一、指針値を超えた検体数」というところについて数字があります。これは、三十県のゴルフ場の排水口からの検体のうち一件だけが今回出された指導指針による数値を超えていた、こういうふうに理解してよろしいかどうかお尋ねをいたします。

○安橋政府委員 このたび出しました指針値を過去に調査いたしました一万三千八百検体について当てはめた場合、最高値が指針値を上回るものが、農業の種類で申し上げますと二種類、検体数で申し上げますと四検体あるということでございます。

○時崎委員 そうしますと、今回厚生省が出された水道水等の取水口の段階での数値を十倍して、ゴルフ場の排水口での農業の指針値がすべてこの十倍にされて文書が出ている。そうしますと、この二十項目以外の農業であれば何ら指針値が示されておられませんから自由に使う、こういう結果になりはしないかという心配が第一。

それから第二は、今言われたように、たくさん検体を調べたけれども、二種類四件の検体だけが今回出された数値より上回っていた。そうすれば、この二種類四件にかかわる農業を抑えるという指導はされるでしょうが、それ以外のところは

農業を減らすような指導をするということにはならない、逆に、数値以内であったからといって使ってもいいのではないか、こういう結果にはしないかという心配をするわけでございます。この点についての考え方を聞かせたいと思っております。

○安橋政府委員 私どもが暫定指導指針を出しました二十一種類の農業と申しますのは、全国のゴルフ場で使われている主要な農業ということで、典型的なものとして暫定的に出したものでございまして、農業の種類自体はたくさんございまして、数百種類に上りますし、私どもが調べましたものを取りまとめたものでも七十四の農業に及ぶわけでございまして、しかしながら、この二十一種類で検体数の七割をカバーしているということから見ましても主要なものであるというふうに考えておりますので、大所のところはこれで押さえられるのではないかとこのように考えております。なお、この二十一種類は永久のものとは思っておりませんで、今後さらに研究を重ねまして、必要に応じてこの種類をふやしていくということには検討したいと思っております。

それからもう一つの点、指針の値自体、その範囲内であれば幾ら使ってもいいのではないかと、御懸念でございしますが、私どもといたしましては、指導の指針という意味ではこれは最高の値ということ、これを超えるという行政指導をしなければならぬ目安だと心得ておりますけれども、それを満足している限り幾ら使ってもいいというものでなく、この範囲内に排水口の値がございまして農業自体はできる限り減らしていただく努力を求めたいと思っておりますし、この暫定指針を通知しました通達の中でもそのことを申し述べているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○時崎委員 農業の使用を抑制するということを前提に、五月二十四日に環境庁が都道府県に暫定指導指針なるものを示したわけですね。しかし、結果としてそうなるのかということをお尋ねしているの

です。調査した結果では、今回出したこの指針よりもオーバーだった検体が四つしかないということですね。この四つは、確かにオーバーしていますから農業を少し控えなければということになるでしょう。ところが、それ以外は指針以内に全部おさまってしまっているわけですね。そうすると、今全国的に無農業宣言をしたりしている運動が随分あります。千葉県知事のように、これからできるゴルフ場はみんな無農業だ、既にできているところも農業を制限していこう、こうやっているのです。先ほど質問した取手もそうです。市長は無農業宣言をしているのです。ところが環境庁がこういう指針を出したおかげで、いや無農業でなくていいのではないかと、こうなってしまう。私はそちらの方が大変心配なんです。検体から四件だけしか指針よりも高い数値が出ていないと言え、四件だけは確かに農業を制限するでしょう。あとはどうなるのですか。本当に農業を使わなかったり制限するのですか。

○安橋政府委員 先ほども申し上げましたように、この指針値の範囲内であれば幾ら農業を使ってもいいということでは決してございませんで、農業自体は適正に使わなければならないわけでございますし、また必要ないところに余計にまくこともございせんので、そういう意味では使用量をできるだけ減らしていただく、指針値の範囲内であれば使用量を減らさなくてもいいということではなくて、逆に、指針値の範囲におさまっていても使用量を極力削減していただくということも通達において同時に注意を喚起しておりますので、先生が御心配のようなことにはならないのではないかとこのように考えておるところでございます。

○時崎委員 これは見解の相違になるか、理解の相違になるかわかりませんが、私は、役所が出す指針とか基準というのはそれがもう免罪符の頂点なんだということが今日まであったと思うので

ある。調査した結果では、今回出したこの指針よりもオーバーだった検体が四つしかないということですね。この四つは、確かにオーバーしていますから農業を少し控えなければということになるでしょう。ところが、それ以外は指針以内に全部おさまってしまっているわけですね。そうすると、今全国的に無農業宣言をしたりしている運動が随分あります。千葉県知事のように、これからできるゴルフ場はみんな無農業だ、既にできているところも農業を制限していこう、こうやっているのです。先ほど質問した取手もそうです。市長は無農業宣言をしているのです。ところが環境庁がこういう指針を出したおかげで、いや無農業でなくていいのではないかと、こうなってしまう。私はそちらの方が大変心配なんです。検体から四件だけしか指針よりも高い数値が出ていないと言え、四件だけは確かに農業を制限するでしょう。あとはどうなるのですか。本当に農業を使わなかったり制限するのですか。

す。それはいろいろな法律運用だってそうです。

労働基準法なんかもそうではないですか。基準法に書いてある、それを守れば法律違反はしていない、こうなるのです。今全国的にゴルフ場の農業を少なくしよう、使わないでいいこうとうきに、こういう指針を出したのでは逆効果ではないか、私はそう考えます。あなたは、いや今よりも減ると考える。私は、減るところか、ますます農業をばらまく方へ通達を環境庁は出したのではないかと思うのです。違いますか。業者の方、要するに末端が受けるときにどういうふうにとられるか。幾ら県が指導したって、いや環境庁がこの数値でいいのだと言っておるじゃないか、何で県はうるさいことを言うのだ、これでおさまっていいばいいじゃないか、業者は必ずそう言いますよ。それならこんなものを出さないでくれ、農業を使わぬように使わぬようにという指導をした方が環境保全のためにはなるのではないか、このように私は考えます。もう一度伺いたいします。

○安橋政府委員 私どもがこの指針を出しました趣旨は、今たぐさんの自治体でゴルフ場の農業問題が問題になっておりますときに調査をしていただいておりますが、その調査自体の中で、九四％は検出されなかったわけでございますけれども、六％の検体数からは農業が検出された状況におきまして、その検出された状況自体がどのようなレベルにあるのかというこの指導の指針が欲しいということでございますので、そのレベル自体について指導していただく指針として出したものでございます。

そういう意味におきまして、私どもは、この通達を出すことによりまして免許符を与えたというのではなくて、農業の適正な使用に資するというようなことで出したものでございまして、この点を、単に一片の通達だけではなくて、私ども担当者会議も近々開くことにしておりますが、趣旨を徹底させて御懸念のようなことにならないように努めていきたい、かように考えておるところでございます。

○時崎委員 この通達をずっと読ませていただいたのですけれども、環境庁がこの通達を出すその気持で、この通達を受け取った都道府県、そしてそこが指導する業者、環境庁がこの通達によって農業を抑えようという意図がどんなにあったとしても、こういうものは結果として農業を抑えるどころか、ますます使う方向に行くのではないか。あなたが考えることはどんなことを考えてもいいのです、しかし結果はそういうふうにはいかないよ、私はこう言っているのです。これは私だけ言っているのじゃなくて、この通達が出る前に既に、こういうものを出そうということで新聞報道もされました。もうそのときから、これは免許符を与えてしまふ危険性があると言っているのですよ。これは私一人がそう感じているわけじゃない。それからもう一つ、一生懸命無農薬でゴルフ場をやらせようとして努力をしている千葉県知事その他自治体の長に水をかけるような結果にならないのですか。

○安橋政府委員 私どもが出した趣旨は既に述べたところでございますが、この通達の結果どのようなことになるかということについては、私どもはそのようなことにならないように今後とも努力していきたいと思っております。

それから、この通達は、水道水源の安全性というところから、その目安を、厚生省の方で決められましたものに基きまして環境庁の方で排水基準的なものとしてつくったものでございます。この目安をつくるに当たりまして、農業なりあるいは医学の立場からの専門の先生方の御検討も十分いただいております。そういう意味では、この基準が守られているという限りにおきましては、環境に対する影響というものはないのではないかと考えているところでございます。

○時崎委員 前回の委員会でも局長は今と同じような発言をされましたね、専門の方々の意見を聞いたというところで、厚生省基準からゼロ一つ取っただけで何が専門家の意見ですか。ここにある数値と、五月十七日ですか、厚生省の出した通達と、どこがどうなのですか。この数値からマルを一つずつ抜いただけじゃないですか、違いますか。

○安橋政府委員 厚生省が出されました水道水源におきまして暫定指針値ということと私どもの数字の関係でございますが、従来の知見からいたしまして、環境の方の問題と排水口の方の問題というのは十倍の関係にあるということでございまして、この数字につきましては、従来、工場、事業場につきまして出しております環境基準と排水基準の関係もそのようなことになっております。私どもとしては、この関係というのは現在の知見に基づきます限り妥当なものであるというふうに考えているわけでございます。また、そのことにつきましても専門家の意見を十分聞いて慎重に検討した結果でございます。

○時崎委員 私も専門家じゃないですから、ゴルフ場の農業の指針値、排水口における今回出された数値と、厚生省が水道水に使う取水口での数値、それが十倍が妥当かどうか、ちょっとわかりません。それはわかりませんが、ここでそのことをとやかくやり合うつもりはないのです。——ちょっと急に今長官が退席をするということですが、するのですか。(北川国務大臣「参議院の予算委員会に行かなくちゃいかぬので、できれば私に對してのがあれば先にさせていただきたいのです」と呼ぶ)では、退席されるのなら……。

この通達を見て私びっくりしているのは、暫定という言葉が出てくる。よって将来には本指針が出されるのだらうと私は期待しているのです。そのときに環境庁として、とりわけゴルフ場、これは農産物を生産しているところじゃないのですから、ゴルフ場に対する農業は少ない方がいいのか、農業安全基準とかといって、そういう数値でもってこれがこの程度なら安全だからそれでいいんだというのか、できることなら農業はゼロにしたいと考えるのか、その基本がここの中に欠落しているのです。ゴルフ場のようところは米をつく

ったり果物をつくったり野菜をつくっているのじゃないですから、農業はやっぱり方がいい、しかし、それを一挙にできないから暫定的にこうするんだ、そして将来は全廃ができないとしても限りなくゼロに近づけるという気持ちがありや否や、まずこれを長官に聞きたい。

○北川国務大臣 時崎委員の御質問にお答え申し上げます。環境庁の出しました指針によりましていろいろと御懸念があり、また愛がある御質問はごもっともであろう、このように私は感じております。といいますのは、これは取り扱う者の、どのようにといいことの大事さの中で、指針が出たからそれでいいんだということになれば御指摘のような点が多々出てくるんじゃないかという思いをいたします。それからいま一つは、千葉県は思い切った知事が言ったので——私は農業と規定されている以外に非常な被害のある業も世の中にあるだろうと思っております。そういういろいろな点を勘案いたしますときに、環境庁といたしまして現時点で出した指針というものを一応皆さんに示したことで、各地方自治体あるいは業者、ゴルフ場、いろいろな面から御指摘を受けるだろうと私は思っております。そのような御指摘を受けながら対策というものは立てなくちゃいけない、ただ法を出したからそれでいいんだということでは安易な考えのうちにあることは許されたい、こういう思いをいたします。今後とも長官といたしまして、この問題についてはなおお検討し、なおなおよりよい時点を生み出すように努力しなければいけない、こういう思いをいたしております。

○時崎委員 後段は長官にのみ質問しようと思っておったのですが、参議院の関係でということですから、ここはやむを得ないということ、今から次官にじかに農業問題についてお尋ねしたいのです。

先ほども言いましたように、この暫定指針なるものには環境庁として農業はこうあるべきだ、ゴルフ場の農業はこうあるべきだというものがまず

根本的に欠落しているのです。私が考えるのは、私は農業そのものを全部悪だとは思っていません、これは必要な部分もあるという事は知っています。しかし、事ゴルフ場に関して言うならば、果たして農業を使う必要があるのだろうか、今のうちにグリーンに草一本生えないようなきれいな状態にしておかなければゴルフができないのか、極端な言い方をすれば、無農業のためにグリーン上の芝がうまくいかなければ人工芝だつていいじゃないかという人もいます。それを米や野菜、果物と同じように、いや農業は絶対必要なんだという思想に立つのか、そうではなくて

ゴルフ場は否定しませんからね、それはスポーツとかレクリエーションとか余暇の活用とか、いろいろなかで国民のニーズも高まっていますから。しかし、農業を抑えたりゼロにしてもゴルフ場は成り立つ、私はこう思うのです。次官、ゴルフ場と農業とどっちが先ですか。私はゴルフ場の方が農業より先にあつたと思つてゐるのです。そうすると後で農業がついて回つてきたのですから。昔は農業なしでゴルフ場は経営できたのですよ。そういう点から考えると、私は農業はゼロの方がいい、どうしてもというなら限りなくゼロに近い状態、事ゴルフ場に関する農業ではそう考えるが、次官はどうですか。

努力をしていただきたい、このように申し上げておきます。最後に、水質の汚濁もそうですけれども、前回の自然環境保全法等の一部改正の審議でも私はゴルフ場問題で随分言いました。私も地球環境を守る、そしてまた日本の環境を守るといふときに、特に決めた手になるのは何なんだろう、このことを私は常日ごろから考えておるわけですが、どうも小手先だけの対策では環境を保全することすらできないという気がなつてゐるのです。

に考えてゐるわけでございます。○時崎委員 これは長官がいれば一番いいのですが、ところが最近、いろいろな国会の議論なり総理大臣の施政方針演説などを聞いてみると、十年間で百万戸、東京にまた良質の安い家をつくらんとおっしゃつてゐるのです。でも今の話からすると逆行するやうな。環境を守るといふ観点からするならば、もう東京などには家をつくらない、人も集めない、こういうやうな政治と行政が必要なんだろう、私はこう思うのですが、次官どうですか。

ゴルフ場は否定しませんからね、それはスポーツとかレクリエーションとか余暇の活用とか、いろいろなかで国民のニーズも高まっていますから。しかし、農業を抑えたりゼロにしてもゴルフ場は成り立つ、私はこう思うのです。次官、ゴルフ場と農業とどっちが先ですか。私はゴルフ場の方が農業より先にあつたと思つてゐるのです。そうすると後で農業がついて回つてきたのですから。昔は農業なしでゴルフ場は経営できたのですよ。そういう点から考えると、私は農業はゼロの方がいい、どうしてもというなら限りなくゼロに近い状態、事ゴルフ場に関する農業ではそう考えるが、次官はどうですか。

○時崎委員 今の発言は、私の発言そのとおりだ、こう言いましたからびつたり一致するのとおもつたら、後ろの方が若干加つたのでもう一度お尋ねしますが、ゴルフ場に農業は、今は別として、将来的には使われない方がいい、そのためにどうするか、例えば農業をまかななくとも十分に芝として生育のできるやうな新しい芝の開発とかいろいろなかがあると思うのですが、将来的には農業を使わないで済むやうなゴルフ場管理、経営というものをしたいのいい、こうお考えなのかどうか、その点だけ。

○本宮政府委員 先生御指摘のとおり、使わなければそれにしたことはございせん。ただ、限りなく全廃するということがあり得るかどうかと、そのことはまた違ふ論議があるかと思ひますので、その辺は科学的には許容の範囲といふものはやはり当然あると思ひますが、精神的には使われない方がいい、私はそう思ひます。

○本宮政府委員 一極集中のいろいろな意味において論議されております、またそれによつて環境を守るためには大変難しい事実があると思ひます。しかし、環境だけが人間の社会ではないものですから、いろいろの要素に従つて一極集中が今も行われてゐることは事実だと思ひます。しかし、これは政府も当然取り組まなければならぬ大事な問題だと思ひますが、やはり国民の意識を高めた上においてこの困難な状況を直していくという姿勢を一人一人が持つていただかないと、なかなか解決ができないものではないか、私はそう思つておりますけれども。

○本宮政府委員 時崎先生の御発言のとおりだと思います。この問題は大変難しい問題だとは思ひますが、一つには、やはり農業としてこれは科学的に考えれば、農業で使おうがゴルフ場で使おうが人間に対する害といふものは寸分も変わりはないと思ひます。しかし、やはり同じ農業でも使う場所によつて、国民感情としてできることならゴルフ場の方は遠慮してもらいたい、これが千葉県知事さんの発言だろうと私は思ひます。私は、それもよくわかります。

○時崎委員 余り時間もありませんのでこのことだけであれですが、人の体にかかわること、薬の關係ですね。厚生省はいろいろな薬を許可をいたします。これは厳重に取り扱いをして薬を許可したりするのです。ところが、何年かたつてみたら、それは副作用その他があつてまずいということでも取り消すこともあるのです。一番重要な人間の生命なり身体、健康、そういうところの薬であつてもそういう場合がある。ましてや、とまでは言ひませんが、農業についても、それ一つずつ見れば大丈夫と言ひながらも複合的な汚染だつて考えられる、そういう性格のものだろうと私は考えています。したがつて、どちらをとるかというときに、あえてゴルフ場の芝を青々としておくそのために農業を使う必要はないのではないかと、私はこう申し上げてゐるわけです。科学的云々じゃなくて、農業全廃に向けて今後指針を直していくということであれば、ぜひともその方向で

○安橋政府委員 東京のような、産業と人口が過度に集中してゐるやうなところの環境問題を改善していく基本といたしまして、その前提として地方分散を図つていくといふことは非常に重要なことである。逆に申しますと、過度の集中が現実の問題として行われてゐる限り、そこにおきます環境問題の改善といふのは非常に難しいといふふう

○時崎委員 最後に、環境庁長官もいないのですがお伝えをいただきたいと思ひるのは、私は今回の水質汚濁法の一部改正法律案、これは必要でないとは言ひませんが、しかしこの程度のことではもうどうにもならないところに東京周辺を含めて環境が悪化してゐるのではないかと、この点の対症療法ではもうだめなのではないかと、これは自然環境保全法のようにも申し上げました。高山植物を損傷した、それに一年以下の懲役を科したくらいで日本の自然が守れるほど生易しいものではないと私は思ひます。一方では、先ほどから言うやうに建設省がどんどん河川敷までゴルフ場に土地を貸してしまふのですから、そうじゃないですか。そして、そこで農業を使つてばなんぼ経営してゐたつて、それは建設省、いや貸したのは私のせ

○本宮政府委員 時崎先生の御発言のとおりだと思います。この問題は大変難しい問題だとは思ひますが、一つには、やはり農業としてこれは科学的に考えれば、農業で使おうがゴルフ場で使おうが人間に対する害といふものは寸分も変わりはないと思ひます。しかし、やはり同じ農業でも使う場所によつて、国民感情としてできることならゴルフ場の方は遠慮してもらいたい、これが千葉県知事さんの発言だろうと私は思ひます。私は、それもよくわかります。

○時崎委員 余り時間もありませんのでこのことだけであれですが、人の体にかかわること、薬の關係ですね。厚生省はいろいろな薬を許可をいたします。これは厳重に取り扱いをして薬を許可したりするのです。ところが、何年かたつてみたら、それは副作用その他があつてまずいということでも取り消すこともあるのです。一番重要な人間の生命なり身体、健康、そういうところの薬であつてもそういう場合がある。ましてや、とまでは言ひませんが、農業についても、それ一つずつ見れば大丈夫と言ひながらも複合的な汚染だつて考えられる、そういう性格のものだろうと私は考えています。したがつて、どちらをとるかというときに、あえてゴルフ場の芝を青々としておくそのために農業を使う必要はないのではないかと、私はこう申し上げてゐるわけです。科学的云々じゃなくて、農業全廃に向けて今後指針を直していくということであれば、ぜひともその方向で

○安橋政府委員 東京のような、産業と人口が過度に集中してゐるやうなところの環境問題を改善していく基本といたしまして、その前提として地方分散を図つていくといふことは非常に重要なことである。逆に申しますと、過度の集中が現実の問題として行われてゐる限り、そこにおきます環境問題の改善といふのは非常に難しいといふふう

○時崎委員 最後に、環境庁長官もいないのですがお伝えをいただきたいと思ひるのは、私は今回の水質汚濁法の一部改正法律案、これは必要でないとは言ひませんが、しかしこの程度のことではもうどうにもならないところに東京周辺を含めて環境が悪化してゐるのではないかと、この点の対症療法ではもうだめなのではないかと、これは自然環境保全法のようにも申し上げました。高山植物を損傷した、それに一年以下の懲役を科したくらいで日本の自然が守れるほど生易しいものではないと私は思ひます。一方では、先ほどから言うやうに建設省がどんどん河川敷までゴルフ場に土地を貸してしまふのですから、そうじゃないですか。そして、そこで農業を使つてばなんぼ経営してゐたつて、それは建設省、いや貸したのは私のせ

○本宮政府委員 時崎先生の御発言のとおりだと思います。この問題は大変難しい問題だとは思ひますが、一つには、やはり農業としてこれは科学的に考えれば、農業で使おうがゴルフ場で使おうが人間に対する害といふものは寸分も変わりはないと思ひます。しかし、やはり同じ農業でも使う場所によつて、国民感情としてできることならゴルフ場の方は遠慮してもらいたい、これが千葉県知事さんの発言だろうと私は思ひます。私は、それもよくわかります。

○時崎委員 余り時間もありませんのでこのことだけであれですが、人の体にかかわること、薬の關係ですね。厚生省はいろいろな薬を許可をいたします。これは厳重に取り扱いをして薬を許可したりするのです。ところが、何年かたつてみたら、それは副作用その他があつてまずいということでも取り消すこともあるのです。一番重要な人間の生命なり身体、健康、そういうところの薬であつてもそういう場合がある。ましてや、とまでは言ひませんが、農業についても、それ一つずつ見れば大丈夫と言ひながらも複合的な汚染だつて考えられる、そういう性格のものだろうと私は考えています。したがつて、どちらをとるかというときに、あえてゴルフ場の芝を青々としておくそのために農業を使う必要はないのではないかと、私はこう申し上げてゐるわけです。科学的云々じゃなくて、農業全廃に向けて今後指針を直していくということであれば、ぜひともその方向で

○安橋政府委員 東京のような、産業と人口が過度に集中してゐるやうなところの環境問題を改善していく基本といたしまして、その前提として地方分散を図つていくといふことは非常に重要なことである。逆に申しますと、過度の集中が現実の問題として行われてゐる限り、そこにおきます環境問題の改善といふのは非常に難しいといふふう

○時崎委員 最後に、環境庁長官もいないのですがお伝えをいただきたいと思ひるのは、私は今回の水質汚濁法の一部改正法律案、これは必要でないとは言ひませんが、しかしこの程度のことではもうどうにもならないところに東京周辺を含めて環境が悪化してゐるのではないかと、この点の対症療法ではもうだめなのではないかと、これは自然環境保全法のようにも申し上げました。高山植物を損傷した、それに一年以下の懲役を科したくらいで日本の自然が守れるほど生易しいものではないと私は思ひます。一方では、先ほどから言うやうに建設省がどんどん河川敷までゴルフ場に土地を貸してしまふのですから、そうじゃないですか。そして、そこで農業を使つてばなんぼ経営してゐたつて、それは建設省、いや貸したのは私のせ

○本宮政府委員 時崎先生の御発言のとおりだと思います。この問題は大変難しい問題だとは思ひますが、一つには、やはり農業としてこれは科学的に考えれば、農業で使おうがゴルフ場で使おうが人間に対する害といふものは寸分も変わりはないと思ひます。しかし、やはり同じ農業でも使う場所によつて、国民感情としてできることならゴルフ場の方は遠慮してもらいたい、これが千葉県知事さんの発言だろうと私は思ひます。私は、それもよくわかります。

○時崎委員 余り時間もありませんのでこのことだけであれですが、人の体にかかわること、薬の關係ですね。厚生省はいろいろな薬を許可をいたします。これは厳重に取り扱いをして薬を許可したりするのです。ところが、何年かたつてみたら、それは副作用その他があつてまずいということでも取り消すこともあるのです。一番重要な人間の生命なり身体、健康、そういうところの薬であつてもそういう場合がある。ましてや、とまでは言ひませんが、農業についても、それ一つずつ見れば大丈夫と言ひながらも複合的な汚染だつて考えられる、そういう性格のものだろうと私は考えています。したがつて、どちらをとるかというときに、あえてゴルフ場の芝を青々としておくそのために農業を使う必要はないのではないかと、私はこう申し上げてゐるわけです。科学的云々じゃなくて、農業全廃に向けて今後指針を直していくということであれば、ぜひともその方向で

○安橋政府委員 東京のような、産業と人口が過度に集中してゐるやうなところの環境問題を改善していく基本といたしまして、その前提として地方分散を図つていくといふことは非常に重要なことである。逆に申しますと、過度の集中が現実の問題として行われてゐる限り、そこにおきます環境問題の改善といふのは非常に難しいといふふう

○時崎委員 最後に、環境庁長官もいないのですがお伝えをいただきたいと思ひるのは、私は今回の水質汚濁法の一部改正法律案、これは必要でないとは言ひませんが、しかしこの程度のことではもうどうにもならないところに東京周辺を含めて環境が悪化してゐるのではないかと、この点の対症療法ではもうだめなのではないかと、これは自然環境保全法のようにも申し上げました。高山植物を損傷した、それに一年以下の懲役を科したくらいで日本の自然が守れるほど生易しいものではないと私は思ひます。一方では、先ほどから言うやうに建設省がどんどん河川敷までゴルフ場に土地を貸してしまふのですから、そうじゃないですか。そして、そこで農業を使つてばなんぼ経営してゐたつて、それは建設省、いや貸したのは私のせ

い、検査はしていません、こういうことでしょ。すぐそばに取水口があって、我々はその水を飲んでるのですよ。これはやはり政府全体の姿勢の問題にかかわると私は思うのです。ぜひ閣議において、先ほど言われるように過度の集中が環境悪化を招くというならば、過度の集中をするような政策は今ストップをする、何とかして分散をする、こういう方法に閣議の中でも頑張っていたかなければ私は環境を守れないというふうに思うわけです。そのことを最後に申し上げて質問を終わります。どうもありがとうございました。

○戸塚委員長 遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 最初に委員長に申し上げますが、この間もそうでございましたが、私の質問になると大臣がいなくなっちゃうのですよ。やはり大臣にはこの場においてぜひ聞いておいてもらいたいことがたくさんあります。したがって、きちんと大臣がいる委員会の運営をぜひお願いしたいと思っております。

○戸塚委員長 遠藤君に申し上げますが、参議院の予算委員会が開かれました、大変御迷惑をかけて申しわけございません。現在のところでは、大臣が今こちらに向かっているようでございますから、もう一、二分で着かれますと存じます。

○遠藤(和)委員 それでは、私は今日の議案でございまず水質汚濁防止法の改正案に對しまして、まず法案が改正された後どうなるのかという問題から質問をしたいと思っております。

この法案は、御承知のとおり環境庁がお金を用意している法案ではありません。したがって、この法案ができた後はそれぞれ従来の施策が集中的に行われるようにする、こういう配慮を環境庁が行う法案であると私は認識するわけでございます。さて、その従来行われている生活雑排水等に対する現行対策、これを順次、きょうは各省庁来ていただいておりますので伺いをいたしまして、その進捗状況並びに今後の見通し、そして平成二年度の予算はどのようになっておるのかを聞きたいと思っております。

まず、下水道等地域集合同処理施設としまして、建設省は流域下水道、公共下水道、それから特定環境保全公共下水道、この事業があります。それから厚生省はコミュニティプラント、生活雑排水処理施設整備事業、農水省は農業集落排水事業があります。それから個別家庭処理施設といったしましては、厚生省は合併処理浄化槽設置事業、それからこれは融資制度でございしますが、公害防止事業団が合併処理浄化槽貸付業務、さらに住宅金融公庫は小型合併浄化槽地域政策割増し貸付制度等があるわけでございます。これに対する、一つは本法案が通った後それぞれの省庁におきましてどういう取り組みをするのか、展望も含めまして答弁をお願いしたいと思います。

○仲津説明員 お答え申し上げます。

まず、下水道整備の現状と今後の見通しについてでございますけれども、我が国の下水道の整備は、普及率という指標で汚水中心でございましてはかつてありますが、昭和六十三年度末で四〇％ということ、先進国に比べてまだ非常に立ちおくれた状況にございます。その整備促進を鋭意図っているところでございまして、中期的には西暦二〇〇〇年、平成十二年でございまして、下水道普及率を七割ほどまでに上げたいということで努力しているところでございます。

なお、平成二年度予算におきましては、現在御審議をいただいておりますが、第六次下水道整備五カ年計画の最終年度であるということ、ございまして、総事業費二兆三千億ほど、うち公共下水道一兆七千七百億、それから流域下水道四千億、それから特定環境保全公共下水道五百億、強、その中で対応しておるところでございまして、よろしく願っています。

○岩本説明員 農林水産省の農業集落排水事業の実施状況でございますが、この事業は、農業振興地域における農業用排水の水質保全並びに農業用施設の機能維持、さらには農村生活環境の改善等を目的として、農業集落を対象に実施してまいっているものでございます。

平成二年度の予算につきましては、政府原案で、農業集落排水事業、国費で三百一十億、前年比で一一・五％でございます。進捗につきましては、農業集落排水事業として、平成元年度、昨年まででございますが、採択済みの処理人口が八十七万人でございます。ちなみに、農業振興地域内に居住する人口に對しましては大体二・三％に当たっております。

そういう状況でございますので、今後とも農村地域の水辺環境の保全に資するために積極的に事業を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○櫻井説明員 私の方から、コミュニティプラント、それから生活排水処理施設、また合併処理浄化槽設置整備事業につきまして御説明を申し上げます。

コミュニティプラントにつきましては、昭和四十一年度から事業を実施いたしておりますけれども、平成元年度末までの施設の整備状況は二百七十四施設でございます。また、生活排水処理施設、これはいわゆる雑排水を集めて処理する施設でございますが、昭和五十九年度から実施をいたしております、元年度末までに二十施設を整備いたしております。

次に、これらの二年度の予算額でございますが、ただいま御提案申し上げております予算案の中で、コミュニティプラントにつきましては八億三千六百万、生活排水処理施設につきましては一億八千六百万の予算を計上しておるところでございます。

次に、合併処理浄化槽設置整備事業でございますが、これにつきましては昭和六十二年頃から実施をいたしておるところでございます。事業の実施市町村数で申し上げますと、六十二年度五十五市町村でスタートいたしました。元年度につきましては四百八十市町村ということで伸びてきております。また、二年度予算案につきましても、対前年度五・五％増の三十二億を計上しておるところでございます。

次に、今般の法案を受けまして今後どのようにこれらに取り組んでいくかということでお尋ねでございますけれども、今回の法改正が成りますと、環境法の立場からも生活排水対策の推進ということがうたわれることになるわけでございまして、また国民の責務といたしまして、努力規定ではございますけれども、「生活排水による汚濁の負荷の低減に資する施設の整備に努めなければならない」というような規定も盛り込まれることになるわけでございまして、私ども厚生省といたしまして、廃棄物処理行政の立場から生活排水対策を推進していくために、ただいま申し上げました事業を今後大いに伸ばしていきたいと考えておるところでございます。

○遠藤(和)委員 そこで、本法案をつくりました趣旨でございすけれども、一つは、環境庁の認識ですが、今さまたまなメニューがありましたね。その中で建設省さんが行っております都市の下水道の普及率が今四〇％である。今は、平成十二年、七〇％くらいまで持っていきたいという話があったわけでございすけれども、なかなか進捗しないわけですね。毎年大体一％か二％ぐらいの進捗率である。環境庁さんは何か、これが全部一〇〇％普及するのは六十年ぐらいかかるのではないかと、そういうような認識を持っているようでございす。建設省さんの認識とは少し違うようです。いずれにしても、建設省が行っている公共下水道だけでは生活雑排水の処理にならない、こういう認識のもとに、この文面では合併処理浄化槽の文言はないのですけれども、合併処理浄化槽の早期普及、そして行政側のバックアップあるいはPR、そしてもう一つは国民の自覚の高揚、こういうものを法制化したものが今回の法案である、このように認識してよろしゅうございすか。

○安橋政府委員 今回御提案申し上げております法案の改正のねらいでございすけれども、従来産業系を中心にやっておりました水質汚濁防止行政の中で、汚濁負荷量から見まして見過ごすことのできないシェアを占めております生活系につき

まして、産業系とは違った手法で対策、枠組みをつくっていかうこととさせていただきます。

その場合に、一つはハード面といたしまして排水の浄化施設の整備を図ることとさせていただきます。その排水の浄化施設と申しますものにはいろいろございますが、やはり下水道が基本になることは確かでございます。それぞれ施設の特徴あるいは長所短所といったものもございまして、その施設の特徴を生かしながら地域に最も合った施設の整備をしていただく、その判断を市町村長さんの判断にお任せすることと市町村長さんごとの整備計画を立てていただく、こういうことでこの法案を準備したわけでございます。それからもう一つはソフトの面でございまして、排水対策につきましても普及啓発といった事業も市町村を中心に行うべきでございまして、いわばハード、ソフト両面の対策を生活排水対策として御提案申し上げているということでございまして、その場合にはやはり国民の自覚といったものが基礎に置かれるべきであるというふうにも考えているわけでございます。

○遠藤(和)委員　そこで長官ちょっと聞いてもらいたいのですけれども、生活排水をどうするかという計画は市町村が行う、こういうことなんです、ここに一つ壁があるのです。と申しますのは、現在、流域別の下水道整備総合計画というのがありまして、それによりまして、下水道の整備対象区域あるいは下水道等の確定区域、細かく申し上げますと、都市計画の決定とか事業の認可とか承認等の手続によりまして下水道等の整備が公的に認められた区域及びこれと一体となつた全体区域等については、個別処理があるいは集合処理かの選定基準にかかわらず、集合処理を採用することになっていくわけなんです。というところは、こういう計画が認可されているという地域においては各市町村が個別処理をやりたくともできないという状態があるわけです。私は思うのでございますけれども、いつまでたっても来ない流域下水道を待つていて日が暮れて

しまうという状態じゃなくて、早く個別処理、いわゆる合併処理浄化槽の普及をやりたい、こういうふうな例えれば市町村が認識を、そういう計画が自由に立てられるかどうか、このところが非常に問題なんです。計画が既にあって、これを全く白紙に戻して本当にその地域に即した計画をフリーハンドで立てられるように指導するのが環境庁長官のリーダーシップではないかと思うのです。それでなければ各市町村は自分に適した計画を立てようがないのです。市町村に計画を立ててもいいという法律なんですけれども、実態的には建設省の下水道事業の方が早かったわけですね。これは計画は既に策定されております。厚生省の方は後からスタートしております。ですからどうしても採択しようにもなかなか採択できないという事情がある。この辺をどう調整をし、リーダーシップをとるのか、このところの決意を聞きたいのです。

○北川国務大臣　遠藤委員の非常に実質に即した御質問、このように承りました。特に、各市町村が広域下水道とかいろいろ法律の中で計画決定をしていただくわけでございまして、その中でこの法案を出しまして、現実に即して各生活排水対策を新しくおやりになるときにどうするのだ、長官リーダーシップをとれ、こういう御指摘だと思つてございまして。私は、これは各関係諸庁それから地方自治体、ことごとく取り組んでいく必要がある、と同時に、これがいいと思えば素直に、縄張り争いというふうなそんなちやちやな考えは捨ててしまつて、どうしたら環境がよくなるかというところに皆さんの合意を得るような努力をしなければいけない、こういう思いをいたしております。

○遠藤(和)委員　私聞きましたのは、各府県それぞれのメニューがあるわけですね。そしてそれぞれの見通しを持って、予算の配分もある。しかしそれを受けるのは市町村なんです。実態的には、市町村でそれぞれの省庁の見通しに合わない部分が出てくるのです。この部分をどう調整す

るかということなんです。市町村に計画を任すと言いつながら今お役所の方で全部計画をつくつてしまつていくのです。予算も全部つくつていきます。例えばこの予算を見ても、建設省関連の予算は当初予算で二兆三千億円でしよう。ところが厚生省の方の合併処理浄化槽は、多くなつたといつても三十二億円でしよう。けたが全然違うといつてます。そうすると、市町村の選択の余地というのは実態的にはかなり狭められてくるわけです。自由に選択していいですよ、計画をつくつていいですよと法案には確かに書いてあります。でも、その実効性になると、全部上の方から予算の制限がある。これじゃこの法律はつくつたものの全部予算で縛られているじゃないか、これをどうするのですかと問題なんです。

私は、個別家庭処理というものが今後早急にや行政としては重要な柱ではないかと思つて、大きい下水道は地域の水の循環を破壊しているという意見があります。人工の川をつくつてしまふ、だから川の水が減つてしまふ、水の循環がなくなつてしまふという話があります。長官、この間の質疑の中で、水三尺流れれば清しと言いましたね。そういう水の循環が破壊されているといふ面があるわけです。ところが、この合併処理浄化槽というのは水の循環そのものなんです。自分のところどころでつくつた生活排水を自分のところで浄化して、それを川に返すわけですから川の水量は減りません。そういうことからいくと川の水の保全にもなるし、水の循環という理屈にも非常にかつた施策なんです。ところがこちらの方は後発の事業ですからどうも日が当たらない、予算も少ない、こうなるわけです。各市町村が採択するに当たつて、大きな集落のところはまた別です、しかし小さな都市とか、あるいは個別の方が早いところもあるわけです。あるいは、個別というのは個人負担があるわけで、ある意味で民話事業という認識もできるわけです。しかも予算

が少なくて即効性がある事業である。こういうものは、私は厚生省の肩を持つわけではないのですけれども、水を早くきれいにする、川をきれいにする、清流を取り戻す、こういう意味では大変理にかつたことではないかな、こちらの方がより優先されてしかるべきではないかな、こういう考え方の市町村の人も多いわけですね。これがもっと自由に選択できるように、ぜひ長官のリーダーシップをお願いしたい、こういう考え方のんですが、どうですか。

○安橋政府委員　先生御指摘のように、一言で浄化施設と言つても、下水道なり、あるいは合併浄化槽なり、今お話が各省からございましたように、その他の農業集落排水事業でございまして、か、コミュニティプラントなどもございまして、それぞれ施設によって特徴がございまして、合併浄化槽につきましては、今先生御指摘のとおり機動性、簡便性というふうなものもございまして、一方、下水道の方は大量処理で、かつ人口が集中したところに向いており、その保守管理も公共主体が行うというふうな特徴があるわけでございまして、そういうことでございまして、いずれがどの地域に一番適しているかということについては一概には言えないわけでございまして、やはり基本的にはそれを選択する場合の着眼点といたしまして、どのような人口状態にあるか、あるいはどのような水質の汚染度合いにあるか、あるいは諸施設の計画がどのようになっているかというふうなことを踏まえて、それぞれの事業の実質的な事業主体である市町村長さん自身が判断してお決めいただくということで、その決めた計画に従つて国の方は、それぞれの施設の整備について予算の重点的配分を行うということで生活排水対策をより進めていきたいということでございまして。

合併浄化槽と下水道との関係について申し上げますと、下水道がすぐ来るようなところに合併浄化槽をつくるというのは投資のむだというふうなこともございまして、逆に、計画はあるけ

れどもなかなか下水道が来ないというふうなところにつきましても、やはり水質の早期浄化ということから合併浄化槽を入れるというふうなことも適当な地域もあるかと思ひます。また、散居のような状況になっておりまして下水道自体が効率的でないというふうな地域もあるわけでございます。いずれにしても、そういうことでの選択につきましても市町村長さんの御判断にお任せするということで、それでつくられました計画について国は総合的に重点的に援助していくというふうな仕組みを考えることによりまして水質保全の案を上げたい、こういうふうな考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思ひうわけでありま。

○遠藤(和)委員　ですから僕は言っているのですけれども、長官に二点言っておきます。一つは、下水道は建設省さんです。合併処理浄化槽は厚生省さんです。それから、農業集落排水事業は農水省さんです。各省はばらばらではいかぬ。これはやはり環境庁として調整をしなければならぬ。これは国の仕事ですね。もう一つは、この実施部隊である市町村が今までの計画の有無にとらわれないで、こういう法案ができたのですから、計画を立てるわけですね。そのときに、一遍白紙に戻して、その実効性というものをききわめながら、もう一回新たな気持ちで計画を立てていいたうだ、こういうことを僕は言っている必要があると思ひうのです。そうでなければ、今までの計画があるところは何となく遠慮して、そのままだましよう、こうなってしまうのです。これは一回全部白紙に戻して、そしてそれぞれの自治体がフリーハンドで計画をつくれる。それはもちろん県とも調整する必要がありますし、いろいろな調整が必要だと思ひますけれども、白紙還元をして計画を立てて結構です、これを言うと、長官のリーダーシップだと私は思ひうのです。どうでしょう。

○北川國務大臣　遠藤委員のリーダーシップについて御指摘は、ある面で大変ありがたいと思ひ

ます。それは環境行政を貫くためには、率直に言つて事業予算があるいは建設省、厚生省、農水省と分かれておりますから、各都道府県を見ますと、やはり事業予算をもらつて重点を置いて、これはやむを得ないと思ひうのです。そういう中で環境庁は何らの事業予算も持っていない。これが今の行政の形でございますので、常に申し上げておきますのは、各省庁間とよく連携として話し合いを保ちながら環境庁としてはリーダーシップをとっていききたい。そのとつていくためには、私はやはりいろいろの流れとかいろいろの壁があると思ひうのですが、先ほど申しましたように縄張り争ひにとらわれずにやっていききたいということとを再度申し上げまして、今後の環境庁の行政指導にしていきたいと思ひうしております。

白紙還元につきましては、ここでそのことを私が言明することによりまして、より以上マイナスイメージが生じてはいけぬ、この点を心配いたしますので、私も大変はつきり言う方でございますけれども、この点につきましては検討をさせていただきます。また、この点で御理解を賜りたいと思ひます。○遠藤(和)委員　いずれにしても、環境庁としては法律はつくるわけですが、お金も金もつけないわけですね。しかも、法律をつくる具体的なところで成果を出さなければいけないわけですね。こうなると、これは各省庁を初め地方自治体の皆さんにも御理解をいただきたい、環境保全、水質汚濁を防止するために、より地域に密着した本当に良好な施策がとれることが一番大事なわけでございますから、ぜひその辺のきちとした見識を踏まえて調整をしていただきたい。私、今申し上げましたけれども、何も下水道はやめとか、そういう話ではありません。これはぜひ御理解をいただきたいと思ひますが、建設省さんは建設省さんなり大変努力をされて今までの水準になってきました。しかし計画は大きいものですから、直接住民にすぐに役立つような事業に

ならない性格がありますね。この辺もよく踏まえて、私はこの法案が通つた後の話をしておるわけ

でございますが、よく目を光らせて、そういう調整をお願いしたい、こういうことを強く要望申し上げます。○戸塚委員長　斉藤節君。

○斉藤(節)委員　まず本法案の概略について、私がどう考えているかということについて申し上げるわけですね。

本法改正案の提出に至りました経緯でありますけれども、本法案の提出理由の中にありますように、閉鎖性水域とか都市中小河川などにおける水質基準の中で生活環境項目の環境基準の達成が不十分である。その要因の中でも生活排水が大きなファクターになっていることは私も否定することはないわけでありま。そういう観点から、対策推進の責任の所在などを定め、制度として整備し、生活環境項目の環境基準の達成に向けて努力しようとしている点では、私は評価できるものであると思ひうるわけでございます。

それで、私は以下、この達成のために具体的にどうしていくべきかなどについて質問してまいりたいと思ひうわけでございます。

まず水質汚濁の状況、河川、湖沼、海域についてお尋ねしたいわけでありまけれども、現在、河川、湖沼、海域、特に閉鎖性水域、それらの環境基準の達成率はどうか、お知らせ願ひたいと思ひます。

○安橋政府委員　現在の水域別の環境基準の達成状況でございますけれども、生活環境項目について、CODないしBODでつくっております環境基準の達成状況でございます。昭和六十三年年度でございますが、河川におきましては七三・〇％、湖沼におきましては低うございまして四三・三％、海域におきましては八二・七％ということになっております。閉鎖性の強い湖沼につきましてもまだ環境基準が半分も達成されていないという状況でございます。

○斉藤(節)委員　今局長が御答弁されましたのは、平均値を述べられたわけでございますが、これは、平均値と申しますよりも、い

ゆる七五％値ということで申し上げたわけでございます。

○斉藤(節)委員　七五％。つまり今おっしゃいました、河川が七三・五％、湖沼が四三・三％、海域が八二・七％ということでございますね。それで、特に閉鎖性の総量規制されております東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、これは私が入手しました資料では、東京湾が六三％、伊勢湾が六五％、瀬戸内海八一％というわけでありまけれども、この海域八二・七％というのは、これは閉鎖性でないところも全部含めて平均でございますね。

○安橋政府委員　おっしゃるとおりでございます。海域全体の数値でございます。先生御指摘の閉鎖性海域でございます東京湾、伊勢湾、瀬戸内海につきましては、その値よりも達成率は低うございます。

○斉藤(節)委員　じゃこの東京湾、伊勢湾、瀬戸内海でありますけれども、これは環境六法のこれによりまして、東京湾といましても広いわけでございます。これをみますと類型が、Aが二つです。あと大体BとCというふうなところでございますけれども、これでいきますと、六三％というのは平均して達成しているということでございますね。

○安橋政府委員　東京湾におきまます各測定地点の平均でございます。そのような意味では先生のおっしゃるとおりでございます。

○斉藤(節)委員　東京湾の場合、あるいは伊勢湾、瀬戸内海が大変悪いわけでありまけれども、この類型も大体平均してBからCなわけです。その達成率が六三％ということでございますから、私は、大変悪いな、そんなふうに思ひうわけでございます。

そこで、私が入手しました三海域の資料によりまして、発生源別汚濁負荷量の割合、これを見ますと東京湾、生活系が六八％、産業系が二一％、その他一一％、また、伊勢湾におきましても生活系が五三％、産業系が三五％、その他一二％、それから瀬戸内海は生活系が四九％、産業系が非常

に多いのですけれども四一%、その他一〇%、こういうふうなパーセンテージであらわしていただいているわけでありすけれども、これはどういう環境指標の何でやりになった値でございすか。

○小林説明員 お尋ねの指標でございすが、総量規制制度の指定項目でございす化学的酸素要求量CODを計算をいたしまして、その結果に基づいて割合にしたものでございす。

○斎藤(節)委員 今参事官のお話でわかりましたけれども、CODであるということとございすけれども、私が入手しましたこの論文などを見ますと、環境指標でありますところのCODというのは、測定の上で非常に問題があるということとございす。これは東京湾に流れ込んでくる川はBODではかつてはありまして、それが今度海に入ってしまったCODではあるということになりますと、はかられる対象がかなり変わってくる。

これは一九八五年八月に発行されました「現代化学」でございすけれども、この筆者は東京大学工学部の中西準子さんという方の論文でございすけれども、この人の論文によりますと、CODというのははかれないものが非常に多いという。特にCODのマンガンの場合は非常に多いという。この論文で発表されております。どういふものがよくはかれないかと申しますと、有機酸ですね。有機酸というのは、酢酸だとかリンゴ酸とかクエン酸とかこういったようなものでありまして、特に産業排水などは、食品製造会社、こういうところで大変たくさんこういうものを使っているわけでありすけれども、こういうところから出てくる有機酸が非常にばかれない。この論文にもありますけれども、CODマンガンのいうのは値がかなり小さい値で出てくる。BODに比べても小さい値が出る。

そういう点で、こういうようなあれではかられました表でありますけれども、これは環境庁さんから得た資料でございすから、環境庁さん、よ

くわかりだと思ひますけれども、その三海域の発生源別汚濁負荷量の割合を見ますと、先ほど私が読み上げたとおりでありますけれども、これはちょっとパーセンテージが大分変わってくるのじゃないかなという気がするわけですが、申しますのは、もう少し産業系がふえてくるのじゃないかなという気がするわけですが、その辺、いかがでございすか。

○小林説明員 水質の指標につきましては、何を対象にはからうとするか、それからその対象物に對しましてどの程度の精度で把握できるか、あるいは測定法の簡便性でございすとか経済性、環境への負荷という点でございすとか、それだけのデータの蓄積があるか、基準策定の根拠として使えるかという点でございすとかを勘案して採用してやるわけにございす。

海域のCODの測定方法、何種類かございまして、酸化剤の種類でございすとか、あるいは反応時間、あるいは試薬の有害性、機器の必要性等ございまして、現在環境基準及び排水基準、おおむねのところは過マンガン酸カリを使つての測定法としておるわけにございす。この測定法ではかれない物質というものは確かにございすが、基準策定から排水規制に至るまでいわば過マンガン酸カリ法に基づくCODで一貫をして規制あるいは把握をしておるものでございまして、現在のところ、それほど大きな支障はないというふうに考えております。

ただ、先生御指摘のとおり、最近新しい試験法も開発をされ、研究もされておりますので、既存の指標、測定に加えて新しい手法につきましても調査研究を進めていきたいと考えております。

○斎藤(節)委員 御説明で大体わかりましたけれども、私が申し上げたのは、河川はBODでやっております。それに対して海域はCODなんです。そういう点で、入ってくるものの測定は、指標はBODで、はかられているものが違う

わけです。いわゆるバクテリアが食べられるものをはかっているわけなんです。それに必要とする酸素量をはかっているわけなんです。それに對して今度こちらの方は、海域はCODでありますから、化学薬品で分解するとき必要とする酸素量でありますので、その辺は大分違うわけなんです。

そこで、私がここでぜひこういうことをやってほしいとお願ひ申し上げたいのは、CODも過マンガン酸カリウム法によるものではなくていわゆる重クロム酸カリによるクロム法に切りかえていただいてはどうかな。クロム法ならばかなりBODの値に近い値を手えるわけでありすから、そういう点で重クロム酸カリによるクロム法に切りかえてほしい。確かに、クロムは六価クロムを使いますので、そういう点でクロムの後処理が大変問題になるわけでありすけれども、しかし現在クロムメッキは、こういうものは全部クロムメッキしてあるわけでありすが、そのメッキに使う重クロム酸の量というものは大変なものでございまして、それに比べれば測定に使う量はほんのわずかでありますから、そういう点で処理法も大した問題にはならぬだろうと思う。そういう意味で、今までCODは過マンガン酸カリウムでやってきたわけでありすがそれと値を比較するために、今までもずっとやってきた継続がありますからそれはそれとしてやっていただいて、さらに何点か試験的にはかかっていただいて、何しろ私たちの目的は海の水をきれいにならねばならぬ、また川の水をきれいにならねばならぬということにございすから、ただはかっているだけというだけでは困るわけでありまして、あくまで東京湾なら東京湾をきれいにならねばならぬということ、ぜひそういうことも試みてほしいと思うのでございす。

○小林説明員 お話のとおり、クロムにより方法の方は酸化力が強くて、一般的に値が大きくなるというのはそのとおりと承知をしております。ただ、試験法にはそれぞれメリット、デメリットがございまして、先生から御指摘をいただきましたように、クロムの処理は、大量に使うところとございす。専門的に処理の体制が整いすけれども、少量の試薬の場合には排水の処理はかえって厄介、管理体制をしくのも難しいという問題もございす。いずれにいたしまして目的は水質汚濁でございすので、水中での難分解性の有機物がどういふ形で動いていくか、これの追跡とあわせて、望ましい測定方法につきましても今後とも調査検討をしていきたいと思つております。

○斎藤(節)委員 参事官、どうもありがとうございます。大変よくわかりましたけれども、ひとつ努力をお願いしたいと思つたわけにございす。次に項目を変えますけれども、先ほど同僚委員の遠藤委員の方からも質問があったわけでありすが、まず我が国の下水道の普及率でございす。

建設省さん、来ていただいておりますか。まず、普及率はどんなふうになっているのでございす。ようか。地域別、そしてまたその理由について御説明願ひたいと思つたわけにございす。

○仲津説明員 我が国の下水道の普及率でございすが、昭和六十三年度末の全国平均で四〇%でございす。これは地域別となりますと、各都道府県別にとつてございすのでかなりばらつきがございすが、同じ昭和六十三年度末で見ますと、一番高いところで八四%、一番低いところで三%ということになってございす。

○斎藤(節)委員 ありがとうございます。その県別普及率でございすけれども、これは「水質汚濁防止法」等の一部を改正する法律案参考資料」という衆議院の環境委員会の調査室からいただいた資料でございすが、その三十八ページに「都道府県別下水道普及状況及び下水道普及率の推移」というのが載っております。この表によりますと、私どういふわけかなと非常に不思議に思ひますのは、和歌山県は普及率が三%、島根県が七%、徳島県が九%、高知県が九%、佐賀県が八%、三重県が九%というふうに一けた台

でございます。これは県の事情がおりなのかもしれないけれども、なぜこんなに低いのか。それから、普及率の前年度からの増加分を見ますと、この一けたのところは、三重県はゼロ、佐賀県はゼロ、高知県がゼロ、徳島県もゼロというようにこれも非常に低いわけでありまして。都道府県によって差があり過ぎるような気がするのです。どういう理由でございましょうか。

○仲津説明員 今先生挙げられた例は、いずれも一〇%より低い下水道普及のケースだと思うのですが、いずれもいろいろ事情があるようでございまして、私も当たりまちしたところ、まず地形的に山岳地形が多いとか都市化がそれほど進んでいないといった状況で、下水道整備をしなければならぬという必要性の認識が低いところがあった、その結果事業の着手がおくれたという点が多々挙げられるようでございまして。それから、下水道以外で道路、河川、その他さまざまな公共施設があるわけではございますが、他の公共施設が下水道整備より優先されてきたという経緯のあるところもございまして。さらにもう一点、下水道の普及率というのは、これは実は汚水についての普及率でありまして、総人口を分母として処理される人口、処理可能人口を分子として出しているわけですが、けれども、いたしますと、その下水道の役割に一つ重要なものとして雨水がございまして、その雨の水をさばく雨水対策が優先されたといった事情で普及率が非常に低いところがあるということのようでございます。

それから、前年度に比べてほとんど伸びてないところがあるではないかというお尋ねがあったかと思ひますが、これは投資を全くしていないというわけではないのですけれども、幹線管渠ができてそれにさらに末端の管渠がつながって初めて普及率につながるわけですが、なかなかそこまでいって、先行投資の幹線管渠の段階にとどまっておる、事業費は投入されるけれども伸びないという現状がございまして、前年に比べてほとんど伸びていないところはそういう事情

もあるようでございます。○斎藤(節)委員 そういふ事情がおりたということでありましてけれども、しかし余りにも低い値に私は驚くわけでありまして。何しろ全国平均四〇%というお答えでありましたから、こういうところもあるのかなと思ひますけれども。

そこで、これは先ほど同僚の遠藤委員も質問しておりましたけれども、まず自家浄化槽、合併浄化槽の普及と下水道計画、先ほど盛んに環境庁長官にリダーシップをとってこれをやるべきだといふ御発言がありましたが、私もこれで非常に心配しておるわけではございます。と申しますのは、流域下水道あるいは公共下水道がいつできるのかわからないけれども近々あるらしいというふうなこともあって、自分の垂れ流しを抑えるために合併浄化槽でもして水をきれいにして流したいというふうな気持ちがあつても、非常に困るわけですね。それで、先ほど遠藤委員の方から、市町村にそういうことを任せておかないでまず農水省あるいは建設省、厚生省、この三省の大臣を環境庁長官がリダーシップをとって調整したらどうかということではございましてけれども、私もそのように非常に心配しているわけですね。自家浄化槽をやりますとかなり高い自己負担があるわけですね。公共下水道が来たとしても自分のところまで引くために自己負担はありますけれども、しかし、合併浄化槽をつけるほどのお金はからぬわけでありまして、その辺非常に困るなと思ひわけでございます。それで、今後、厚生省さんと建設省さん両方にお聞きするわけでありましてけれども、その辺の兼ね合いをどのようにされるのか。

また、合併浄化槽をどんどん推進する、先ほど合併浄化槽の予算が三十二億円、それにに対して建設省の下水道の予算は二兆円を超すということになりましてありますけれども、その辺どのようにおやりになるのか、両省のお考えをお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○櫻井説明員 私どもが進めております国庫補助事業といたしましての合併処理浄化槽設置整備事業

業につきましては、下水道の計画との調整につきましましては、下水道の計画と申しましてもいろいろレベルのものがあつて承つておるわけではございますが、その最終的な事業計画として下水道法に基づきまして主務大臣の認可を得た事業計画の区域につきましては、いわゆる先生御指摘のようないくつかの二重投資というふうな観点を避けるために私どもの補助事業の対象外としておるところでございまして。それからまた、いろいろな生活排水処理施設のメニューの中でどういったものを選んでいくかといふことにつきましましては、地形等の自然的な条件、あるいは人口密度等の社会的条件、そういったものに合致せまして、事業実施主体である市町村において具体的な計画を策定していただくというところが大変重要ではないかというふうに思つておるわけではございます。私ども、昭和六十二年間にこの国庫補助事業を開始いたしました時点から、補助事業の申請に当たりまして、それぞれ市町村としてどういったことで将来その地域の生活排水を処理していくかというマスタープランをつけていただまして、それに基づいて調整をしながら補助事業を実施していただくところでござい

ます。○仲津説明員 私ども建設省は、下水道は生活排水対策の中心をなすもので、面的に整備されるべきものであるというふうに考えております。しかしながら、下水道の整備にはかなりの期間を要するといふ点がございまして、そこで、それまでの間、やはり水洗化したいなどいろいろな要望があるときに対応ができないだろう、そういうときには浄化槽などの下水道以外の施設、類似施設といふ言葉が使われておりますが、そういうものの設置される場合があると考へております。しかしながら、冒頭申し上げましたように、下水道はあくまで生活排水対策の基本をなすものでございまして、しかも下水道法という法律に基づいてこれが設置されれば水洗化をしなければならぬという法律上の義務が生ずる、あるいは水洗化しているけれどもつながらないという場合には接続

しなければならぬ義務がある、そういう強制的な措置が伴う根幹的な公共施設でございまして、これはやはり生活排水対策の基本に据えて進めていくべきではないかと考へております。ただ、この計画づくりは地方公共団体の行うことになつてございまして。そこで、お尋ねのような下水道がいつ来るかわからないというふうな状況があつてはあれでございまして、下水道を整備すべき区域、それから下水道の整備のスケジュールをどうしたら住民の皆さんにわかるように持つていけるか、地方公共団体が計画をつくることになつておりますので、その前提のもとで建設省としてどういふ対応ができるか、検討を進めてまいりたいと思ひます。

○斎藤(節)委員 今両省の御答弁をいただいたわけですが、やはりそれぞれ独自の立場で、縦割り行政といひますか立場でやっておられるから、余り横の関連がないような感じがするわけではございます。先ほど遠藤委員も言つておられましたけれども、そういう点でそれを調整するのは環境庁しかないのじゃないかというふうに思ひわけでございますけれども、その辺いかがお考へてござい

ますか。○安橋政府委員 環境庁といたしましては、流域下水道を除きましては、いずれの事業にいたしましても基本的には市町村が実施主体でございまして、地域の条件が一つわかつており、かつ事業実施主体である市町村長が責任を持って決めていただく、こういう法律の枠組みを国レベルで準備いたしました。あとは、そういうことをつくりました汚水の処理施設につきましましては、まさにそこが重点地域ということで指定された地域の計画につけていただくということで御協力をお願いしております。環境庁はそういう意味で枠組みづくりをするということではございません。環境庁はそういう意味で、あるいはそういう計画に基づきまして予算の重点配分について御協力をお願いするということではその役割を果したと思ひます。

るわけでございます。

○吉藤(節)委員　ひとつ地域住民の負担がむだにならないように、せっかく合併浄化槽を入れたのにそう遠からずして公共下水道が入ってきたとなればりますと、今までの合併浄化槽は全部捨てなければなりませんので、その負担した費用は損しちゃうことになるわけですから、そんなことにならないように住民本位の行政をやっていたら、そして排水をきれいにしてほしい、そういうふうにお願い申し上げたいと思うわけでございます。

さて次に、またちよつと項目を変えますけれども、ゴルフ場に散布する農薬問題、これについて御質問申し上げます。

いわゆる量から見ますと農耕土壌に使用している農薬の割合の方が相当多いと私は思うわけです。だからゴルフ場に向うのはいいんだということじゃなくて、ゴルフ場の使用農薬量は非常に少ないと思うわけであります。ゴルフ場の農薬問題が非常に大きな問題としてクローズアップされてきておるわけですが、その辺どのようにお考えになっておられますか。

○関口説明員　先生御指摘のゴルフ場の農薬と農耕地の農薬ということでございますが、農薬と申しますのは、病害虫の発生状況あるいは雑草の発生状況に応じまして使ったり使わなかったりというケースがほとんどでございます。したがって、ゴルフ場あるいは農地での使用状況という点になりますと、年によりまして発生状況が変わってくる、もちろん農薬の使用状況が違う、地域によってもそのようなことがございます。また、ゴルフ場によりまして違う、ゴルフ場の中でもまた部分的に違うとかいうことがございまして、農耕地と使用量を比較するのはなかなか難しいというふうに承知しているわけでございます。例えばゴルフ場の中で全般的にどうかと申しますと、やはりグリーンがほかに比べて非常に多く使われているのではないかということは言えるかと思ひます。

的な関心の問題でございますが、私どものこれまでの理解といたしまして、その背景といたしまして新しいゴルフ場の開発との関係でもって論ぜられる場合が多いのではないだろうかと考えております。ただ、もう一つは、農地におきます食糧の生産という場と比べて、ゴルフ場の場合がレクリエーションの場としての管理という面からの意味合いも少なくないのではないだろうか。いろいろな意味合いがあるかと思いますが、そのような認識でおるところでございます。

○齊藤（節）委員　わかりました。

そこで、ゴルフ場で使っております農薬でございますけれども、農水省さんからいただきました資料がここにあるわけでありますが、かなりの種類が使われているわけでございます。これで見ますと有機磷性剤、それから有機塩素性剤、これがあるわけでございますけれども、こういった有機磷性剤とかそれから塩素性剤というのは、やはりかなり毒性が強いと思うのです。また、特に有機塩素性剤、これは恐らく分解速度が遅いのではないかと、そういう心配がされるのですけれども、たくさんこれはあるのですけれども、全部お聞きするのは時間の関係上できませんので、化学物質の成分から見まして非常に心配だと思われるものを二つばかり私が選ばさせていただきます、これのいわゆる毒性、それから外界といいますか、土壌中に散布された場合の分解速度、そういったものについて教えてほしいと思うのであります。

一般名でDEPと言われておりますディブテレックス乳剤、成分が五〇%ということで、濃度が非常に高いわけです。これは化学物質名は、ジメチル・2・2・2トリクロロ・1・1ヒドロキシエチルホスホナート、つまり塩素と燐が両方くっついている、そういう製剤なんです。こういう製剤でありまして、私は非常に心配しているわけです。それからもう一つは、リゾレックス水和剤ですね。これはトルクロホスメチルですけれども、これはパーセンテージが七五%という非常に高い濃度で使用しているわけでございます。これ

の化学物質名は何かといえますと、 $O=O-2\cdot 6$ ジクロロ-P-トリル- $O\cdot O\cdot O$ -ジメチルホスホロチオアートですね。両方、いわゆる燐と塩素が入っていると思うのですけれども、この農薬一つ、これはいわゆる毒性はどうなのか、それから分解速度はどうなのか、その辺教えていただきたいと思っています。

○関口説明員 農業につきましては、その登録に当たりまして最新の毒性学の知見、これに基づきまして実施されました急性毒性、慢性毒性、発がん性あるいは催奇形性等の毒性試験の成績に基づきまして、あるいは残留性に関する試験、こういうもののデータをもとにいたしまして、環境庁長官が定めていただいております登録保留基準に即しまして厳正な検査を行います。その結果、問題がないと確認されたものにつきまして、適正な使用方法を決めて登録するという形になっております。

先ほど先生の御指摘のディブテレックスの問題でございますが、最近の化学的知見によりますと、土壌中での半減期、これがいわゆる減衰ということになろうかと思いますが、DEPの方でございますが、これはいろいろな過程で分解されて

いくと思います。例えば紫外線であるとか微生物であるとかという形のものに力をかりまして分解されるということでございますが、これの土壌中半減期が最大で十日間ぐらい、十日間で半分になつてしまうというふうなものでございます。(斉藤節委員「半減期は五十九日ですか」と呼ぶ)DEPの場合、半減期が十日でございます。毒性につきましては、急性経口毒性、これがラットの

まして、特段に問題のある症状は認められていないということは確認されているところでございます。なお、DEP剤につきましては、実際の使用に当たりましては大体千倍に薄めて使うということとでございますので、その安全性については最大限確保されているのではないかとというふうに理解しております。

それから、リゾレックスでございますが、これにつきましてはDEPに比べますと土壌中半減期は長うございまして、最大で五カ月というデータがございます。それから、急性経口毒性につきましては、ラットの半数致死量で体重一キログラム当たり五千ミリグラムということでございます。で、最大の作用量につきましても、マウスの試験で五〇Ppm、その他の毒性試験においても問題がないというふうなことがございまして、実際に使います場合には、七五％の水和剤を五百倍ないし千倍に薄めて使うということでございまして、これも安全性上問題はないのではないかとというふうに考えております。

○斉藤(節)委員　これは通告してなかったのですけれども、ゴルフ場に使う農薬の半減期は平均してどのくらいですか。

○関口説明員　現在の登録におきましては、非常に半減期の長い農薬につきましては登録はしないということである。来ておまして、大体一年を超すものについては登録はされない状況になっております。ゴルフ場に使います農薬につきましても、短いものでは数日から、長いものでも先ほど申しましたような百五十日とか、そういうものが一般的であるというふうに理解しております。

○斎藤(節)委員　わかりました。
そこで、環境庁さんにお尋ね申し上げますけれども、「ゴルフ場使用農業に係る暫定指導指針について」ということが発表されました。これによりますと、これは排水の中に含まれるいわゆる農薬の濃度ということでありますけれども、今お聞きのように、農水省さんのあれによりますと、半減期が平均一年間ぐらいの期間のものです。半減

期ですから対数的にいきますから、例えば半減期というのは、ちょっと質問しますけれども、放射能の半減期と同じように考えてもよろしいですか。同じですか。——となりますと、一グラムのものが〇・五グラムになるのに、例えば半減期が十日としますと十日ですね、その五グラムがまた二五グラムになるのに十日ですから、だあっとロガリズムにいつちやうわけですね。かなり長い間残存しているというふうに考えていいと私は思うわけです。そうなりますと、これはほとんどかなりの量をゴルフ場にまくわけでありまして、これを押さえるということは大変ではないかと私は思うのですけれども、その辺はどんなふうにお考えになりますか。

○安橋政府委員 私どもが承知しておりますゴルフ場で使われる農薬の半減期でございますが、例えば殺虫剤のMEPで八日から三十日、それから殺菌剤のチウラムで一日、除草剤のCATで四十七日ということいろいろございますけれども、半減期としてはそれほど長くないようなものではないかと思っております。

いづれにいたしましても、減衰しないと水を通じてゴルフ場から出てくるということでございますから、その出てくることを押さえるといえますかチェックするというのが私どもの方の役目だと思っております。先週出しました私どもの方の暫定の指針値というものを、県がゴルフ場を指導する際の目安といたしまして値を示したということ、その値を超えるようなものにつきましては厳重な指導監督を行いますし、その値の中であらばいいというのではなくて、むしろむだな使用をやめていただく、できる限り適正使用、それから、できる限り使用量の削減を図っていただくというようなことも同時に通達で示しておるところでございます。

○斎藤(節)委員 今局長から御答弁がありましたように、半減期の短いのをあはれているということとありますけれども、しかし、半減期というのは今もお話がありましたように、放射能の半減期

と同じであるということでありまして、半分になるのに要する時間でありまして、またその半分が半分になる時間ですから、非常にロガリズム的に指数関数的に減っていくわけでありまして、長い時間かかると思われるのです。そうなりますと、やはりこれは排水として出てくると思うわけでございます。そういう点で、これは果たしてこういう値が守れるかどうか、守れない場合には厳重にやるということでございますけれども、しかし、これは相当厳重にやらないとずさんになって、単なる指針になってしまおうとあるのじゃないかな、そういう心配をしますので、そういう点よろしくお願いしたいと思うわけでございます。農水省の方、これで結構でございますから、どうもありがとうございます。

そこで次は、今、川から水をくみ上げて水道水にしているわけでございますけれども、その取水した水道水の品質について、厚生省の方いらしていただけますか、よろしく願いたいと思っておりますけれども、今、川から取った水を私たち毎日飲んでいるわけでありまして、非常にうまいこといいます。なぜうまい水がでないかということ、をまず御質問申し上げますけれども、お答え願えますか。

○藤原説明員 お答えいたします。

昭和六十三年度に異臭味被害を受けた水道の数は、全国で八十九あります。その給水人口は約千三百六十三万人というふうに把握いたしております。その原因でございますが、水道水源の湖沼等の汚濁の進行と、それに伴う富栄養化等である、このように考えております。また、水道原水にアンモニア性窒素が含まれる場合、水道において行なう塩素消毒に用いられる塩素との反応によりまして特定の物質が発生しまして、これが水道水をまずく感じさせるものである、このように考えております。

○斎藤(節)委員 今御答弁いただきましたように、アンモニアを減らすためにいわゆる塩素消毒をする。塩素消毒はするわけでありまして、けれど

も、さらにアンモニアが入っている分だけ多く塩素消毒しなければならぬということでございます。けれども、水道水の品質基準の中にアンモニアの項目、昔はあったように記憶しているのです。私も学生時代は、ネスラー試験により褐色になるか黄色になるか、その色でアンモニアを判定して飲料水に適か不適かということをやったと思うのですけれども、今環境六法によりまして、アンモニアは水質の基準の指標に入っていないのです。これはなぜやめたのでしょうか。いつごろからやめて、なぜやめたのか、その理由をちょっと御説明願いたい。

○藤原説明員 厚生省におきまして昭和五十三年八月、水道水の品質基準に関する省令を改正しまして、御指摘のアンモニア性窒素については従来の水質基準から削除いたしております。これは、従来の水質基準におきましてはアンモニア性窒素は、飲料水が尿等による汚染を受けているかどうかを示す指標ということで用いられていたものでありまして、これについては、一般細菌、大腸菌等の指標で十分であって、特に健康影響に対する安全性上問題がある水質項目でない、こういうふうな判断をしてアンモニア性窒素を削除したものでございます。

なお、アンモニア性窒素は塩素と速やかに反応するため、水道水中では存在しないのが普通でございます。しかし、浄水過程において塩素注入へ影響するなど、水道原水の指標として重要でございますので、水質管理上有効な指標として活用するよう水道事業者等を指導しているところでございます。

○斎藤(節)委員 アンモニア性窒素がバクテリア、大腸菌のあれに関係ないということでありまして、けれども、これが上水道水に入ることのないのは当然のことなわけでありまして、しかしどうして入ってきているわけですね。川から取水して、それを浄水処理しまして我々の家庭に来るわけでありまして、どうしてもアンモニア性窒素が入ってくるわけですね。そうなりますと、そ

れを酸化して亜硝酸化し、そして硝酸イオンに酸化するためには大量のクロール消毒、塩素消毒をしなければならぬわけでありまして、それが私は問題ではないかと思っております。なぜかと申しますと、塩素は非常に化学的酸化力が強いわけでありまして、したがってアンモニアから亜硝酸に、亜硝酸から硝酸へと酸化される前に、アンモニアの水素一つが置きかわってNO₂、いわゆるアミンクロライド、塩化アミンみたいなものができる。そのにおいが、カルキだカルキだといつて、カルキ臭いにおいというふうな言われて誤解されていまして、アミンクロライド、塩化アミンのにおいであると言われているわけでございますけれども、その辺どういうふうにお考えになりますか。

○藤原説明員 先生御指摘のように、アンモニア性窒素と塩素が反応して化合物ができる。その化合物で、水道水をまずく感じさせる代表的なものとしてジクロロアミンなどがあるというように私もは考えておりますが、こういう物質がでるやうにしようとするための研究を平成二年度からやろうと考えておるわけでありまして、あわせて、通常の浄水プロセスに加えて、高度浄水施設をつけることでおいしい水をつくるというような施策も進めてまいりたいということで、昭和六十三年から新たにこういう補助制度を創設いたしまして、必要な浄水場におきましてはオゾン処理とか活性炭処理その他の施設整備を促進いたしておりますところでございます。

○斎藤(節)委員 健康上悪くない水をつくるだけじゃだめで私は思うわけでありまして、うまい水は川から取水したものからつくればいけないと私は思っているわけですね。だから、今、水割りをつくるのにもいろいろ水を売っておりますけれども、ああいうような水をうんと売らすためにうまい水をつくっているのか、そんなふうにはないと思います。川から取水して、そんなにうまい水をつくるには、アンモニアを五十三年に省いてしまったということでありまして、けれども、ぜひ

ともう一回復活してアンモニアが入ってこないような、そういう水源をつくっていくべきじゃないか、そんなふうに私思っているわけでございます。

時間がなくなってきましたけれども、厚生省さんにもう一つ御質問申し上げます。

最近、変異原性物質のうちの最強と言われる有機塩素化合物のMXが新聞紙上発表になったわけでございます。このMXというのは申し上げるまでもなく、昭和四十九年に発がん性が確認されまして使用禁止になりました、豆腐の防腐剤として使っておりましてAF2というのがありますけれども、これに匹敵するぐらい強力なものであるというふうに言われているわけでありまして、この新聞に発表されたことにつきまして、厚生省さんとしてはお認めになりますか。もしお認めになるのであれば、これに対する対策などをお聞かせ願いたいと思います。

○藤原説明員 水道の浄水場での浄水過程におきまして水の塩素処理を行います。この場合に、水中の有機物と塩素との化合によりまして塩素化合物である副生物が生成いたします。そうした副生物の代表的な物質としましてはトリハロメタンが挙げられるわけでございますが、また、極めて微量ながらMXと呼ばれる物質もあり得ること、及びそれには変異原性があるとされていることは承知いたしております。

塩素処理による副生物の問題につきましては、昭和五十六年に代表的副生物であるトリハロメタンについて制御目標値を定め、浄水処理の管理の適正化に努めることなどを水道事業体等に對して指導してきているところでございます。また、平成二年度からは消毒方法の改善についてというところで、四カ年をかけて検討することを予定いたしております。

厚生省といたしましても、MXを含め、消毒に伴う副生物の問題につきましては関心を持っておりまして、水道水の安全性の確保といった観点から、今後とも情報の把握に努めてまいりたい、

このように考えております。

○斎藤(節)委員 川から取水してつくった水道、しかも浄水処理しなくても有機物は完全に除去されてない、だから塩素消毒の際にその有機物が塩化されましてMXができるわけでありまして、これはやはり川の水をきれいにするればそれだけ取水しても問題はなくなるわけでありまして、そういう点で、川の水を単なるBOD、CODだけばかりじゃなくて、私はここで、TOCといひましようか、トリハロメタン・オーガニック・カーボン、全炭素をはかって、そしてそれが多くなつたか少なくなつたかということで水がきれいになつたかきれいになつていないかということを見なければ、MXとかトリハロメタンとかいったものができるといふことは、やはり有機物が残存しているために、それをまた塩素消毒するために塩化されていくわけでありまして、まず川の水をきれいにしなきゃならない、そのためにはTOCを測定すべきだと私は思うのでありますけれども、その辺、局長いかがお考えになりますか。

○安橋政府委員 今、先生からる川の水の汚染の状況についてお話を伺ったわけでございます。私もどなたといたしましては、川につきましては、今までBODということをやっているわけでございます。もちろん測定の方法といたしましては、ありますけれども、新しい測定方法も出てきておりますので、そういう測定項目でいいのかどうかという反省は常にしていかなければならないと思っておりますし、そのための調査研究も同時に進めてまいりたいと思っているわけでございます。

○斎藤(節)委員 残念ながら時間がなくなりました、質問項目もまだ四、五項目残っちゃったので、すけれども、最後に、大臣、いろいろ申し上げましたけれども、やはりうまい水をつくらなければならぬが、川から取水する限りにおいてはうまい水はできないんじゃないか、そんなような懸念を私はするわけです。そういう点で川の水をきれい

にしなきゃならぬと思うわけでありすけれども、環境庁長官、この辺ひとつしかりやっていたきたいと思うわけでありすが、その決意のほどをお聞かせ願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○北川国務大臣 ただいま斎藤委員から、いろいろのデータ、また実験等を列挙しながら、水の中にあるいろいろの反応を示されました。その中で水が大事ではないかということを示唆されたと思っております。この点は全く同感でありまして、特に人間が生きていくための水というのは最大の要素でありますから、この水の中に今言ったMXとかいろいろの悪い要素が入ってまいりますと人体を侵しますから、こういう点につきましては、私はやはり積極的に、アクティブといひますか、積極的にみずから行動して日本の皆さんの飲まれる水の水質を、今よりよくして普通なんですから、そのように頑張つてまいりたい、こう思っております。

○斎藤(節)委員 どうもありがとうございます。これで終わらせていただきます。

○戸塚委員長 寺前殿。

○寺前委員 今度の法改正は、簡単に言えば、公共用水域において生活排水による水質汚濁が見逃がせない原因になっている、そこで住民の皆さんに御協力をいただきたいというのが趣旨だろうと私は思ふんです。私も、それは協力するのは当然だと思ひますよ、自分たちの住んでいる環境をよくしようということでは。

ところが、これが出てくる過程が気に食わない。長官、これはどういふふうにお読みになったか、中央公害対策審議会、そこで出された「生活排水対策に係る制度の在り方について」という答申です。この答申を見ても、住民に対する啓発普及の推進」という項目の中で、「住民に、自らも水質汚濁の原因者となっているとの認識を持ってもらひ」とある。持つてもらひたい、それは結構なことじゃと思うけれども、公共用水域における問題は、住民が加害者という立場から

もしもこれを見ておったならば、事実の認識に過ちを犯す。長官には大所高所から見ただきたいから、だれが加害者かという問題においての中心点を誤らないようにしていただきたいと私は思ふんです。

住民の側からいへば、下水道早うつくれ、負担からぬようにしてくれ、全部住民運動で要求しています。あるいは琵琶湖や霞ヶ浦の合成洗剤追放運動、だれが合成洗剤つくつたんだ、もうかるんだたら何でもいってとんとんつくられ、あぐくの果ては、琵琶湖はもうアオコでどうにもならなくなつて、住民の皆さんが立ち上がった、それから規制をいろいろ考えなければならぬ、こうなつてくるわけでしょう。あるいは琵琶湖を汚していくのは、あそこ地域にどどん工場が移転してきました、あれがどどん汚していつてどうにもならなくなつていく。これは、関西の水がめをこんな状態で置いておいたらどうにもならぬというところで地域住民の諸君が立ち上がつて、そして条例をつくつていったのと違ひますか。考えてみたら、むしろ行政の立ちおくれ、産業が好きほうだいなことをやっている、そういうところにこそ環境破壊の主な原因があるのであって、住民の皆さんの声——おかげさんでその声によって公害を規制する方向にきているんだ。その皆さん方も実は洗剤を使つていただいておられるけれども、これのまた原因はこういうことになりまして、御協力をと、そういう姿勢でなければならぬと思ふんです。

○北川国務大臣 ただいま寺前委員、水の汚濁のいろいろの原因を御指摘になりました。住民が加害者であるということではないじゃないか、反対に被害者じゃないかというところの意味を含めての御質問であると思うのであります。産業関係に關しましては何か規制をいたしてまいりましたが、最近の水の汚濁状況を見ますときに、国民の皆さんもみずから水質を汚濁している一つの原因が各家庭から出ておる水にあるんじゃないかと

いうことも御認識願いたい、こういう意味をもちましてこのたびまた法案の御審議を願いたい、こういうことでございます。

○寺前委員 言うてる意味がちっともわかっておらんみたいなきやな。私はそれは賛成だと言ふんだ。住民の皆さんが協力するというのは賛成だと言ふんだ。それだけじゃあかんのと違つか。大体汚してきたのはだれやったんだということを言っているの、そこを大所高所から見誤ったあきませんよというのを言っているの、一番最後に、今から質問を具体的にやりますから、なるほどということに腑に落ちたら改めて御見解を聞くことにしたいと思います。

そこで、公共下水道の状況、先ほどもここで説明がありました。八八年度の汚水衛生処理率を見ると、日本の国は三五・〇%の処理人口になっている、農業集落排水施設処理人口は〇・一%だ、浄化槽処理人口は九・七%、こう書いてある。外国を見るとどうかというと、イギリスが九五%、西ドイツが九一%、アメリカが七三%、カナダが七四%。外国では農業をやらぬわけじゃないし、外国でも洗剤は使っているんだし、どこが違うんだ。違うのは、率が悪くしているのはつくりかたにだけだ。つくるように仕事をしなければあかんじやないか、むしろ行政の立ちおくれじやないか。おわかりになるでしょう。私はそういうことを言っているんだ。京都で調べてみたら、農業集落排水施設というのが、これは一九八三年からやっているのですか、そうするともう七、八年になるでしょう。八九年の資料を見ると、一体この七、八年の間に何カ所つくったんや。八カ所だ。これは追いつきません。七千五百人対象になる。コミュニティプラントが一カ所、百戸や。一カ所できただけだ。生活雑排水の共同または個別処理施設の設置ゼロ。何も私は京都が悪いということを書いてあるんじゃない。いかに行政が立ちおくれいているかということです。立ちおくれいているというのは構えの問題だけじゃないんですよ。財政的にも特別な施策をつくらなかったら立ちお

くれているという姿は少しも変わらないじやないか、抜本的にそこところの見直しをやらなかったら。

さて、今度は急速に進みますよという自信のある財政的な補助制度を打ち出しますのかいな、端的に聞きたい。どうです。

○安橋政府委員 生活排水の浄化施設につきましては先生御指摘のようにいろいろな施設があるわけでございますが、これらの事業計画につきましては、今の厳しい財政状況の中では予算の伸び率としては非常に伸び率を示しておるわけでございます。さらに下水道につきましては、先ほどもお話をございましたように、平成二年度で五カ年計画が終りますので、新しい五カ年計画といったことに向けてまして政府部内で調整が始められておるわけでございます。

いずれにいたしましても、公共投資部門を生活関連の方に重点的に施行していくんだというように考え方で調整を進めているわけでございます。そういうことで生活排水対策自体の予算の全体の枠を確保いたしますとともに、この法律で重点地域になりますような、特に生活排水対策が必要な汚れた水の出るような地域につきましては、確保された予算の重点的な配分ということで対処してまいりたい、こういうふうに考えているところでございます。

○寺前委員 それがあかんと言うのや。例えば生活排水共同または個別処理施設設置、京都ゼロ、今度は補助金を倍にしますさかいにこれはゼロとは違います、これくらいいいます、こういうふうにお話しになれば、なるほどそうか、よしそれで京都の知事さんに言うてきたら、こう私だつて言う。重点的に枠を持っていいます、住宅へ。それだったら、ゼロになつておつたのは重点的の枠がなかったからかいな。そんなもの全然違うわ。そうでしょう。大臣、わかりますか。やはり補助金をよくしてやるとか何か特別な施策をやらなかったら、金の枠がないさかいにできませんのやというようなことではない。そうでしょう。行

政も積極的にやりたかったら、もうちょっとそこまでメスを入れなかったらあかん。これはあなただ、後で回答してもらうさかい。これが一つ。立ちおくれは行政の側にあるんだ。

二番目。今回の法改正で、いろいろ住民に言いまして。一方、産業排水は一日五十トン以上の特定事業場だけが対象のままになっているのはおかしいじやないか。環境庁の資料によると、八八年度現在で全特定事業場は二十八万五千八百六十事業場がある。一日五十トン以上の対象になるのは十分の一の三万一千四百二十事業場じゃないか。自動式車両洗浄施設二万一千五百六十一事業場のうちで対象になるのは百二十五事業場、生コンクリートでは四千七百九十二事業場のうち対象になるのはたつたの百二十六事業場。一日五十トン以上の特定事業場だけが対象になる。何ですを切りをやらなければならぬのやと言うんだ。今度、法改正によって廃食用油などの処理、洗剤の使用等の適正化というのが出てくる。これはすを切りと違ふ。全住民に対してやりなさいと言うて協力を求めるのでしょ。何で産業の分野においてはすを切りで五十トン以下だったらよろしい、何でそんな対策をせんならぬ。全部対象に入れたらよろしい。現に東京都ではちゃんとそういうことをやっているんだ。新しいものは全事業場が対象。全部やっておるのや。古いものでもその努力をするためには利子を三%以下で貸してやるということとまでやっている。それはそうだ。本当にやる気になつたら、全部やらなければあかんやないか。京都ではどうやと聞いてみたら、一日三十トン。やはり五十トンよりは少ない。それは三十トンとかなんとかでなくて全部やらなければあかんのや。何でそういう姿勢に立てないのか。どうですのや。

○安橋政府委員 産業系の排水対策といたしまして特に排水規制をしておりますのは、先生御指摘のように日量五十トン以上の事業場とあるいはあとは有害物質を出しているところでございますけれども、いずれにいたしましても一定の水量以上

を出しているものに限っているわけでございますが、この産業系の規制につきましては罰則を伴う厳しいものでございます。一方、家庭の方は、御指摘のように廃食用油の適正処理あるいは洗剤の適正使用といううな、家庭でできることに對します水質保全のための心がけとして、そういう意味では国民の責務規定としてお願いしているわけでございます。罰則規定ではございませんので、私どもとしては家庭が五十トン未満であるというところでございまして、罰則規定ではないかというところも検討いたしましたのでございしますが、国民の責務として、心がけとしてその程度のことをお願いすることは可能なのではないかと、もちろん罰則規定ではございませんから可能なのではないかと、いうことで法案を提出したような次第でございます。

なお、まだ未規制の小規模事業場対策につきましては、今後とも私も検討を進めまして、規制の徹底に努めてまいりたいと考えているところでございします。この対策、つまり家庭の排水対策をやるのが企業に免罪符を与えるということや、ついているわけではございませんで、制度面で立ちおくれしているところを補うという形で御提案申し上げておるわけでございます。

○寺前委員 あかんのや、そんなもの言うたつて。現に東京都ではこれはあかんということを進めておるのや。国の方がおくれいているということや。現に、それをやるためにはどうしたらいいかといつて、ちゃんと金の貸し方まで研究しておるがな。こんなにおくれている環境庁あるか、あなただ。住民がおくれているなんて言えまへんがな。これまた、二番目、後であなたに全部言うてもらうさかいな。

それから三番目。この前、私らさんさん問題にしていたトリクロエチレンやテトラクロエチレン、これが地下水の中に入つて大変なことになつておつた。さあ、これについて、これは排出規制をやるというところまで来たんだ。来たけれども、肝心のこれを使うところのIC工場や自動車

工場、あるいは倉庫の施設を特定施設として決めなかつたらあかんやないか。そんなことだったら実効性出てきません。何で排出規制をやりながら、それを特定施設として決めんのか。早急に決めるべきと違ひますか。どうですかね。

○安橋政府委員 トリクロロエチレンとかテトラクロロエチレン等の規制についてでございますけれども、現在、使用形態でございますとか排出実態等の調査をいたしておるところでございます。その調査結果が取りまとまり次第、その結果を踏まえまして、先生おっしゃいます追加することにつきまして検討を行っていきたいと考えているところでございます。早急にやりたいと思っております。

○寺前委員 これはちょっと一つ進んだというのと。時間かかったな、随分これ。

それで、問題になった千葉県君津市の東芝コンポーネンツ、私、これ見にいってきたんや。周辺の井戸からそれがいろいろ出てきよるわけや。そこで魚も死んだりしておるのを見てきましたわ。米国の飲料水水質暫定ガイドラインより二十倍—三百倍という高い濃度の有害化学物質であるベンゼンが検出されてきた。日本の水濁法では未規制物質だけれども、発がん性の疑いはトリクロロエチレンより強いと言われている。そうしたら、これはあなた、調査に随分費用かかるだろう。私は、こういうところの調査費用というのを環境庁が直接持つてやるとかして、そして次にはこのベンゼンの規制をすぐに打って出なかつたら、これまた手おくれになるのと違ひか。これはどうでんな。

○安橋政府委員 御指摘の汚染物質につきまして、昨年度、五自治体に依頼して調査を行っていたところでございますが、今その結果を取りまとめているところでございます。今後これらの物質につきましましては、その専門家の意見も聞きながら、対策の必要性等について検討をしてまいりたいと思っております。いずれにしても、こうした未規制の化学物質というのは、新

製品の発明、開発、販売とともに次から次から生まれてくるものでございますけれども、私どもとしては、それが環境を破壊するようなものでありますれば、調査もいたしまして、その結果を踏まえまして適切に対処してまいりたい、このように考えているところでございます。

〔委員長退席、鈴木(恒)委員長代理着席〕

○寺前委員 テンボ速めてください。それでその次に、家庭雑排水を言うんだ。家庭雑排水、あそこへいろんな生ものがたまってきまして、それを下へばつと流して、下へたまったものをミキサーみたいなものでガーッとやって、そしてそれをぶろつと流すというものができてきませんね。これ、デイスポージャーといいます。アメリカから日本に輸入してきよる。それを、八八年二万五千台、八九年二万九千台。日本の国に三十六万台売った。これは二年前に日本貿易摩擦の話題になった。これ、どんどん入ってきたらどうしますね、あなた。そのままだ水道へ流されたら詰まるさかいかなわんという問題が出てきよるのや。下水道で違うところへ流されたらどうなりますのや。便利なものがつくられると後始末はどうするのやという問題ですわ。洗剤と一緒や。放置できまじや、こういう問題。世の中進歩していろいろ知恵が回ってきよるね。回ってくるけれども、一番末端のところまで、地球環境そのものの管理まで責任を持つようなことをやらなければあかんわけですわ。そのために行政機関というのは値打ちを発揮せないかぬね。現在、所沢市、鎌倉市、津市などの七市が、下水管を詰まらせているということで条例で使用規制をやつてきている。東京都、長野県など七都県でも、使用自粛を打ち出している。環境庁は一体、これがどんなことから広がる事態を前にして、水質汚濁がどうのこうの、みんな協力してくれ言ふんだったら、こういう便利なものをつくらせてきたときに、これに対する対応をどういうふうにいたしまんのや、はつきりしなかつたらあかんと思うのです。どうです。

○安橋政府委員 デイスポージャーの使用というところの御質問でございますけれども、本来台所の調理くずといったようなものは、ごみとして出していたのが環境に対して正しい態度ではないかというふうに考えております。これをデイスポージャーなるもので細かく破砕いたしまして水と一緒に下水あるいは下水以外のところに流すということになりますと、それがひいては水質汚濁を引き起こし、環境を破壊するということになりますので、環境庁といたしましては、デイスポージャーの使用というのは好ましくない、遠慮していただきたいというふうに考えているわけでございます。

便利さの追求ということではない環境に優しい製品が出てくるわけでございますが、やはり私もいたしましては、環境に優しい製品を使う行動、逆に申しますと環境に優しい製品という製品の使用自粛というように国民にもPRをいたしまして、使用が自粛されるように努めてまいりたいというふうな考えているところでございます。

○寺前委員 な、大変や。これも自粛をお願いしますとここで言うてはたつてあかんや。このやわ。事態は進んでいきよるんやわ。これ調べていきますと、行政の立ちおくれという問題、いろいろ感じますやろ。

ついでに、おたくも関係するさかい聞きますけど、琵琶湖。南湖がまた大変や。あれ、湖沼水質保全五カ年計画の目標年度はことしですのや。九〇年度です。その目標は、COD平均値で南湖が一・八、南湖が一・五となつてくる。現状どういうふうになつてきているかという、北湖で二・一、南湖で二・八です。ですから、今九〇年度へ入つておつてちょっとよくなつてはるのや。考えてみたらあの琵琶湖の周辺に工場がどんどんふえてきてるんですよ。それでこの間ちょっと調べてみたら、八五年、出発の年度ではCODの汚濁負荷比率が生活排水は三二％であつたのが、三二・四

％ですわ。産業排水は二〇％であつたのが三六・五％です。自然排水が四九％が三一・一％。だから産業排水が物すごくふえてきておるわけや。それから直接流れ込んできているのがもういろいろふえてきているわけですね。だからやはりあそこ地域におけるところの下水道というのは物すごく重要な、処理をすることを手打たなあかんのですわ。普通だったらこういうことになつてきたら総量規制をやるべきなんです。ところが一向にやろうとせへんでしよ。

だから、生活排水対策重点地域に指定して、総量規制をやるようにやらなかつたらこれも手おくれになると思うのですが、いかがですか。

○安橋政府委員 この法律案によりまして生活排水対策重点地域と申しますのは、公共水域の監視を行つておりますことと非常に公共水域に関しまして知見が豊富な知事が行うことになつておりますので、基本的には知事の考え方、おっしゃいます地域が指定されるかどうかが決まるわけでございますが、私もひとつ見ておきますと、当該地域につきましましては、環境基準も未達成でございますし、かつ、生活系の負荷割合もある程度高いというところでございますので、滋賀県知事による重点地域の指定がなされるのではないかと考えているわけでございます。

それからもう一つお尋ねの、琵琶湖の南湖につきましてCODの総量規制の問題でございますが、総量規制につきましては、関係県知事の申し出に基づきまして、内閣の方で指定した湖沼につきましまして総量規制を導入するというところでございますので、関係県でございまして滋賀県と相談をしながら検討を進めてまいりたいというふうな考えておるところでございます。

○寺前委員 もう時間がないので残念ですけれども、またの機会に細かくはするにしたいと思ひますが、最近ゴルフ場の使用農薬の水質基準というのを発表されたので、これは一言聞いておかぬわけにはいかぬだろうと思ふんですよ。というのは、この前は、分科会でやったか

な、お尋ねいたしましたけれども、ことしの三月に、各都道府県のゴルフ場周辺での農薬等の水質調査結果というのをずっと出してきておられるので、直接聞きました。実施したのは三十七都道府県のようにした。そのうち、公表したのは二十二都道府県というようになっていた。それで十九都道府県で農薬が検出されて、不検出になっていたのはそのうち四県にしかすぎなかったんです。そこで検出された農薬は、殺菌剤で八種類、殺虫剤で六種類、除草剤で十二種類、合計二十六種類になっている。そのうちで殺虫剤で劇物のDVPや毒物のベンゾエピンなどは、芝や樹木にも適用されていない農薬で、ゴルフ場周辺から検出されることはあり得ないと思われるような農薬ですよ。そういうのが検出されてきている。また、アメリカの環境保護庁が発がん性が疑われる農薬として公表し、国際がん研究機構が人に対する発がんの可能性が高い物質として挙げているキヤブタン、ダコニール、アシラムなど多数の農薬がそこから出てきている。こういう危険な農薬について一体どうするんだ。今度見ると、二十一種類の農薬のうちでダイアジノン、MEP、TPN、キヤブタンなどが十倍から百倍高い数値になって、そして認められることになっておる。安全性を考慮して出してきたものであるにもかかわらず、一体何でこういう目撃値を敢ししない結果になってくるのだろうか、私はそれを疑問に思わざるを得ないの一つです。

それからも一つは、従来の法律によって、パラチオンやEPNなど四種類の有機燐について「検出されないこと」という基準値が設定されていたにもかかわらず、今回はその系統のやつが、指針値が設定されるという事態が生まれています。ダイアジノンやMEP、クロルピリホスなど有機燐系の農薬の指針値がちゃんと出てきておるんです。従来「検出されないこと」となっていた有機燐系の農薬が、ここでは緩めてしまうというところになってくるんじゃないか。これも不可解な話だなというふうに言わざるを得ないと私は思う

んです。ですから、私は、そういう意味においてはこれはちょっと再検討をしてもらわなければならないんじゃないだろうか。

さらに言うならば、今度の調査の実態を見ても東京都で言うと、殺菌剤が三十一種類、殺虫剤が十五種類、除草剤が三十種類、大阪で言うと殺菌剤が三十三種類、殺虫剤が二十七種類、除草剤が三十五種類となっているのに、今回の対象農薬は殺菌剤で八種類、殺虫剤六種類、除草剤七種類、合計二十一種類。そうすると、二十一種類に限定してこういうものの指針を出してしまう、目標値を出してしまうと、ほかは野放しでよろしいというところにならないのか、何しているのこっちゃわからへんのやというところになるんじゃないか、この間新聞の投書やったかな、投書なんかにもこれは批判が出てましたよ。私もそう思うんです。だから、どこから考えてもこの間の暫定的水質目標とか暫定指導指針というのは見直しをやってもならなかったら、このままではあかんのやないやらかという感じを私はするんですが、いかがですか。

○安橋政府委員

まず、指針値の値でございますけれども、私もといたしましては、関係省庁でございます厚生省とも連携を図りながら、人の健康の保護に関する観点から関係する知見をもとにいたしまして、医学でございますとか薬学でございましてとか公衆衛生の専門家の意見を聞いて慎重に設定したものでございまして、この基準が守られている限り安全性が確保できるのではないかと考えているわけでございまして。

それで、もう一つおっしゃいました有機燐系の農薬の件でございまして、先生がおっしゃいました環境基準で「検出されないこと」となっております農薬と今回の二十一の農薬とは種類が違いますが、同じ農薬としましては、環境基準で「検出されないこと」となっております農薬の排出基準というのとは、ppmになっておるわけではございません。私も今お示ししました二十一の農薬につきましては指針値は、どちらかというと、環境基準

的なものではなくてゴルフ場におきます排水基準であるということとございまして、そのような意味におきましては、有機燐系のものが二十一種類の農薬中九種類含まれておりますけれども、従来の考え方とをこするものではないというふうに考えております。

それから、二十一種類の数が少ないのではないかとこのことでございまして。確かに、多ければ多いほどカバー率も高くなるわけではございますが、全国的にゴルフ場を主として使われております典型的な農薬ということで、暫定的なものとして早急につくりましたものでございまして、一応二十一種類ということになっているわけではございませんが、今後厚生省とも連携を保ちながら、これの数の追加につきましては検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○寺前委員

もう時間が来ましたので、今の反論がありまうやけど、これはまた別の機会にやらしてもらおうことにはしますが、最後に大臣にだけ、お聞きになっておいて行政の立ちおくれ、再検討せにやいぬなという問題について、お感じになったでしようか。

○寺前委員

寺前委員の御質問にお答え申し上げます。行政のぬるさ、財政援助の少ない等の御指摘がございまして。こういうような点については今後前向きでやっていきたいと思っております。

また、地下水中のベンゼンとかそういう規制も、やはりこれは発がん性のあるものをそのままほっておくことはできませんので、こういう点もよく検討していかないと、こういう思いをしておりまして、また、デイスボラーというのか、粉砕してしまふミキサー、これにつきましては政府委員から答えましたので、御理解願ったと思っております。

○寺前委員

どうもありがとうございました。

○鈴木(恒)委員長代理

中井治君。

○中井委員

限られた時間で、この法案に賛成でありますので、簡単に質問をさせていただきます。

過去、閉鎖性水域にかかわる水質の総量規制、あるいはまた瀬戸内海の臨時措置法、あるいはまた湖沼水質保全法、それぞれの必要に応じて環境庁大変御苦労されて、それぞれの省庁との、特に縦割りの縄張り意識のある中で調整なすって法案をつくられ、今日まで来られた。今回のこの法改正も大体そういう範囲の中で、また、従来とそうたがわぬやり方の中で法体系そのものがつくられておる、こういうふうに理解をしておりますけれども、それでいいですか。

○安橋政府委員

従来、水質汚濁行政と申しますのは、都道府県の監視体制を前提といたしまして産業系中心にやってきましたわけでございまして、これは規制措置としては罰則付きの随分厳格なものだと思っております。今後ともさらに徹底してまいります。最近の、特に閉鎖性水域におきます汚濁の状況を見ておりますと、産業系だけではなくて生活系のものにつきましても見過ごすことのできないようなシェアを持つに至っているというところでございまして、産業系のような厳しい規制措置ではなくて、家庭排水の対策に見合ったソフトな対策をいたしまして、生活系排水対策ということで法案にまよめて御審議をお願いしているところでございまして。そのような意味では、ちょっと従来とは違ったスタンスに立っているのではないかと考えています。

二九

ております。

○中井委員 そういふもろの法や規制の中で、例えば東京湾、伊勢湾あるいは瀬戸内海という閉鎖性水域におきます水質の汚濁防止にどのような効果、あるいは実際の現象的な効果があったと環境庁は把握なさっていますか。

○安橋政府委員 例えば、閉鎖性水域の代表的な例でございます東京湾で申し上げますと、総量規制制度というものが昭和五十四年度から導入されておるわけでございますが、その結果、五十四年度におきます東京湾の発生汚濁負荷量が四百七十七トン・パー・デー、一日四百七十七トンございましたものが、五十九年度には四百三十三トンに、六十二年度には三百八十トンにまで減ってきております。第二次総量規制の東京湾におきます発生負荷量の目標が、元年度目標として三百六十五トンでございます。調査はまだ六十二年度までしかできておりませんが、この元年度目標に著実に近づきつつあるというふうに評価しているところでございます。

○中井委員 そういう規制面では大変な効果や目覚ましい好影響を与えておると承知をいたしておりますが、一方、それぞれの法案の趣旨に盛り込まれた公共下水の完備、そういった意味で、今回の法案に対しても各党各人から環境庁あるいは厚生省、建設省に対してそれぞれ大いなる不満が寄せられているわけでありまして。過去のああいふ縛り方の中で公共下水がどれだけ進捗をした、ああいふ法案のために公共下水が余計に進んだ、こういうことを、なかなか数値であらわすのは大変だと思っておりますが、どのようにお考えになっているか、お聞かせをいただきます。

○安橋政府委員 公共下水道につきましては、私どもの法律の関係で制度的に組み込まれておりますのは湖沼でございます。指定湖沼につきましては湖沼水質保全計画を県知事につくっていただくことになっております。この指定湖沼は全国で九つあるわけでございますが、これらの指定湖沼の計画におきまして、下水道を初めいたします

汚水処理施設の導入に当たりまして、建設省を初め関係各省に對しまして、私どもとしてはこういう計画に上程されている施設については重点的、優先的に予算配分をしてほしいということに要望をいたしまして、関係各省庁の方との話し合いがいろいろありまして、そういうようなところには他の地域よりもより重点、優先的な配分を行うことによりまして、特に水の汚れた湖沼につきましてもその回復対策というようなものが、及ばずながらもある程度の進捗度で進められてきているのではないかと。もちろんこれらの湖沼自体の環境条件は非常に厳しいわけでございますので、まだまだ環境目標を達成するところまでは至っておりませんが、周辺人口の増加にもかかわらず若干好転の兆しが見えている指定湖沼が存在するというところは確かだと思っております。

○中井委員 聞いておいても随分苦しい御答弁かなと思うわけでありまして。六十三年度の下水道の普及という数字をちょうだいしておりますが、例えば今お話がありました琵琶湖の滋賀県、わずか二〇%の普及でありまして。山梨一七%、茨城二一%、それから、湖沼のことだけ言われましてけれども、閉鎖性水域に限って言えば私の地元の伊勢湾の三重県九%であります。それはそれぞれ地域には事情、財政的な問題、いろいろございまして。しかし、環境に関心のある者すべての不満は、こういったことがよその県に比べて進んでおるといふ効果が上がってきていないところ、行政の怠慢、おくれというものをよく見ると、このように考えます。過去環境庁は、例えば歴代大臣なり歴代次官なりがこういう法のものとにそれぞれ省庁に対して、関係の深い県に対して下水の進捗をもっと強引に進めろといったことを言った事実があるのか、あるいはまた、この法案を契機にこういうことを大臣みずから働きかけて、そういう地域の下水の普及というものを強めていくという御決意がおありかどうか、この点についてお尋ねいたします。

○北川國務大臣 今回の水質の法案を御審議願うに当たりまして、先ほど来中井委員の、地域それぞれによって状況は違いますが環境庁が主導権を持って下水道その他を早く進める必要があるのじゃないかという御指摘と、また、環境庁がいろいろの各省間の中で、非常に難しい行政の中でこの法案をたててきたのも多量とすると、このことを御質問の中に承りました。大変感謝をすると同時に、各都道府県の事情は違いますが、やはり水質汚濁を一日も早くきれいな水にするという点には、環境庁が前向きで各省庁間のいろいろな点についての協議を願ひ、またそれがよりよい点を生んでいくように努力していかねければいけない、こういう思いをいたしております。

○中井委員 私が質問しているのは、長官として、建設省やら厚生省あるいは総理を含めて、こういった問題にもっと強く認識をいただく、省間の役人同士の話し合いではなかなか突破できないことでありますから、環境庁長官として一度そういった現状を十分御認識をいただいて発言をされる、そのことによって、環境対策から来る水質の保全強化、こういったものに随分認識が違ってくる、そういう意味で御決意を聞きたいとお尋ねをしたわけでありまして。

○北川國務大臣 委員の重ねての御質問でございますが、今まで建設省あるいは厚生省、そういう中で事業予算が組まれて、環境庁はただお添え物——お添え物という言葉はちょっと適正ではございませんので、よくないと思いますが、ただ環境庁はそういう中で法的に、環境に悪いんだなという点で今までの動きがありましたので、私はこのういふ点は、環境庁に事業予算がついていない、ただしその知恵は環境庁が持っているかなければいけない、こういう苦しい面もあったと思っておりますが、今後とも、今御指摘のように各省間の

○中井委員 私はいまの答弁は答弁で北川環境庁長官らしい答弁でありますけれども、もう一声強くこの御決意を賜りたい。そうでなければ私どものところの下水なんというのはいつまでたってもできません。

○安橋政府委員 生活排水の処理施設でございます下水道にいたしまして、あるいはその他の施設にいたしまして、例外を除きまして事業実施主体は市町村でございますので、この市町村に、どのような施設がどの地域にどのようなタイムスケジュールで入るのが一番いいのかということを判断してもらって、計画をつくっていただく。その地域の事情、人口条件、自然条件、あるいは施設の整備状況、あるいは公共用水域の汚れの状態を一番知っているのは市町村長でもございまして、その計画に基づきまして国の方でその計画実施のための必要予算の重点配分をしていくというところで計画の実効性を担保したいと思っております。

環境委員会議録第四号 平成二年五月二十九日

歷二年五月二十九日

○戸塚委員長 竹内猛君。

○竹内委員 水質汚濁防止法の改正に関連をして質問をしたいわけですが、もう既に本法案については我が党並びに各委員がそれぞれいろいろな角度から質問をしておりますから、私はこれに對して一応総括というか整理をして質問したいわけですが、特にこの際は茨城県の現地から参考人として環境局長にわざわざおいでいただいております。御苦労さんです。というのはいろいろな法律をつくつてみても、いつまでたっても地元の霞ヶ浦はきれいにならない、ますます悪くなることはあつてもよくなるという見通しはない。一体どうしてかということ、これは聞いたさなければならぬことが一つあります。

そこで、その前段として、現在の経済の高度成長それから生活の近代化、こういうものと並行的に公害が発生をする。これは自然環境が破壊され生活環境が破壊をされている。それをやや歴史的に見ると、池田内閣の所得倍増計画では農業基本法ができ、これによって農民が六割切り捨てられるということになってきたし、引き続いて田中内閣の列島改造では重化学工業の基地が全国的にできた。そして、新産都市においてはコンビナートが建設されるという状態になってきた。そういう中で、現在はリゾート基地などをつくりながらゴルフ場、スキー場の建設、別荘の分譲というような形でそれが売り出されている。このような列島改造のかわりに今度はリゾート法があり、それから高度経済成長のかわりに余暇というものがあらわれた。重化学工業は都市では大気や水や環境の著しい汚染をもたらしている。深刻な公害問題を発生させ、のみならず膨大な産業廃棄物があらわれて、それを処理するところに至るところに住民運動が発生している、こういう状態なんですね。今リゾートブームですけれども、新潟県の湯沢町で見られるように、あるいは群馬県の草津で見られるように、広範な自然が破壊されている。新潟県の場合には、これは「東京都湯沢町」というような本が出てくるくらいに、東京の銀座が一つ

すばつと湯沢に行っている、そういう状態ですね。マンションが七十も建つ。これは大きな投資をしているのです。

私は、そういう一つ一つの歴史的な問題をこゝで議論しようとは思いませんが、そうした歴史の中で今日、美しい自然やきれいな水が、あるいは環境が破壊されて汚濁をされている、こういう状態です。国もこれに對しては、水質汚濁防止法、あるいは悪臭防止法、湖沼法、騒音防止に関する法律や、県でも富栄養化条例などをつくつてそれぞれば法律的には対応してきた。その努力は認めるけれども、しかしながら現状においてはその回復状態は甚だ心もとない状態です。そういうような状況のもとで、今度は自然発生的な住民の運動が起つてきている。だから、法律が目指している方向と現状の住民の、国民の気持ちとの間には相当な距離があると言わなければならない。

そこで、きょうはわずかな時間ですから私はこういう問題についてすべて触れることはできませんが、この前、四月に霞ヶ浦の現地調査をした。それからゴルフ場にも行きました。そういう中で県及び地元から、あるいは地元の住民運動の代表からいろいろな意見が出され、要請が出されております。そういうものについてここで整理をします。質問をしていきたい。

第一の問題は、国と県は霞ヶ浦の水質汚濁防止についてどういふような配慮と運動をしてきたか、その結果何が問題になっているのかということについて、これはまず地元の県から聞いて、それから国の方からお願いします。

○成瀬参考人 お答えいたします。

これまでの霞ヶ浦の水質の改善対策と実施した内容、それから霞ヶ浦の水質改善を実施してきたが問題点はどういふような点での御質問かと思ひますので、お答え申し上げます。

本計画を策定いたしましたして、さらに湖沼法に基づきます霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画や水特法に基づきます霞ヶ浦水源地域整備計画と有機的な連携を図り、機能させながら流域対策や湖内対策、また浄化のための啓蒙普及活動に努めてきたところでございます。

主な対策といたしましては、流域対策につきましては、下水道の普及、農業集落排水処理施設の整備など生活系の排水対策、それから適正な施肥や水の管理というような指導、畜舎の管理の指導、整備の農業畜産系対策、さらにはコイの養殖の適正化などの水産系対策を実施してきたところでございます。さらに、水質汚濁防止法関係法令に基づく工場、事業場の排水規制等、監視指導を行つてきたわけでございます。また、湖内等の浄化対策といたしましては、建設省の事業でもございしますが、底泥のしゅんせつ、アオコの除去などを行うとともに、流域住民が霞ヶ浦を正しく理解し、水質浄化の必要性を認識するための啓蒙普及活動、啓蒙活動を実施してきたところでございします。具体的事例を申し上げますと、流域住民や住民団体の実践活動によって展開されていた粉石けんを使用して有機洗剤の使用等を禁止する運動がございしましたが、こういうのが基本となりまして有機洗剤の使用の禁止等が盛り込まれた霞ヶ浦条例が制定され、またこの結果、現在有機洗剤は一掃されているというところでございします。また、食用廃油を利用した手づくり石けんの普及や粉石けんを使用しようという住民運動が各地で展開されているところでございします。

以上のような対策によりまして霞ヶ浦のCODの平均値は――平均値と申しますのは、県といたしましては計画や評価の数字として使つておるわけでございますが、三水域の八地点の各月にはかつての平均値でございますけれども、昭和五十年代には一リッター当たり十ミリグラムでありましたが、昭和六十三年にはそれが七・四とかなり改善が見えた結果が出ています。今後とも、国を初め関係機関や住民の方々の

御協力をいただきながら、積極的に水質改善に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、霞ヶ浦の水質改善対策を実施してきた中で問題点はどういふようなことでございしますか、霞ヶ浦の水質改善対策といたしましては、先ほど申し上げましたように、流域対策、湖内対策や浄化のための啓蒙普及活動があるところでございします。霞ヶ浦の汚濁源は家庭等から排出される生活系排水の占める割合が四〇％を超えているという状況でございます。この生活系排水対策が極めて重要でございます。そのため効果のある下水道や農業集落排水処理施設等の整備を重点的に実施してきたところでございします。しかしながら、これらの施設を整備するに当たりましては多額の経費を必要とするため、財政負担の問題や相当の期間がかかるというところでございします。この辺がこれから進めていく上で考えておかなければならない問題ではないかと考えておるわけでございます。これらの施設の整備に当たっては、先般当委員会が霞ヶ浦を御視察いただいた際にも県の方から御要望申し上げたところでございします。財源の措置がなされることを期待しているところでございします。

先ほど申し上げましたように、家庭から排出される生活系排水が大きなウェイトを占めているというところから、今国会において水質汚濁防止法の改正案が審議されておることは、我々現場で水質浄化対策を進めている者にとりましては大きな期待をしているところでございまして、今後とも水質改善のために最大の努力を払ってまいりたいと考えております。

○安橋政府委員 今具体的な問題につきまして県の方から御説明があったところでございしますが、国の方といたしまして、今ちょっと御説明がありましたが、霞ヶ浦を指定湖沼にいたしました湖沼水質保全特別措置法の対象湖沼にいたしました。県に水質保全計画をつくつていただきまして、この計画の推進に必要な予算の重点配分というように、国を初め関係各省庁とも相談しながら

実施してきたところでございます。

こういう対策が行われました結果、昭和六十年に比しまして霞ヶ浦の六十三年度の数値では若干改善の方向には向かったかなという兆しは見えるわけでございますが、対策の関係者の努力がそれほどあらわれていないという感じがしています。一つには関係地域の人口もふえてきているという問題も他方にあるかと思ひますけれども、今後、国も含めまして関係者の一層の努力が水質改善のために必要なのではないかと問題点として考えているところでございます。

○竹内(猛)委員 いろいろ御説明がありました。現実には、この四月二十二日のアースデーのときにも地元の人たちが霞ヶ浦の現地でいろいろ運動したけれども、まだまだ霞ヶ浦は大変だということでは一致をしているわけですから、これから大いに努力をしなければならぬということだけは間違いない。

それで、今度の法律の改正というのは、産業排水については一定の規制をしているけれども、まだこの規制は私には不十分だと思いますが、今度は家庭雑排水についての規制を指導しようというのが趣旨でしょう。

ところで、先ほど局長からお話がありました。が、現地の茨城県の昨年九月の県議会において、質疑に対して知事はこう言っている。懸命の努力をしておられるけれども、まだその効果が上がっていないというところが端的なことだと思ひます。霞ヶ浦を汚しているのは東京の人でもございませぬし、よそからの県の人でもない。霞ヶ浦沿岸に住んでいる方が霞ヶ浦を汚しているわけでございます。そして、霞ヶ浦の水の汚水の原因となっているものは、大体四つくらいございします。その一つは、家庭から出る排水、一つは工場、事業所から出る排水、もう一つは豚を飼っている排水、それからさらにコイの養殖による汚濁が主なものだと思います。汚濁の原因はこのように単品ではないのです。総合的であり複合的であるという答弁をしております。

やはり私はこの際、手賀沼、印旛沼、琵琶湖、諏訪湖、こういうところもこれは複合汚染、総合汚染だと思ひけれども、これはいかがですか。

○安橋政府委員 霞ヶ浦の汚濁の原因でございますけれども、生活系、自然系、畜産、水産系と、それぞれウェイトは違ひますけれども、ある程度の汚染のシェアを占めてはいることは確かでございます。そういう意味におきましては、霞ヶ浦の汚染の原因というのは複合的なものではあるかと思ひます。その中では生活系の割合が高い。約四割であるという意味では、他の自然系、畜産、水産系よりも高いという特徴があるのではないかと思ひます。

○竹内(猛)委員 したがってこの対策は総合的になければならぬと思ひます。

私は、もう一つただしたいことがある。それは、霞ヶ浦の水は、治水のみならず工業用水、都市用水、農業用水と多目的に使われているというのが実態ではないか、これについてはどう思ひますか。

○安橋政府委員 霞ヶ浦の水につきましては、今おっしゃいますように多目的に利用されていることは事実でございます。そういう意味では、水道用水、工業用水あるいは農業用水、また漁業等にも利用されている、そういう意味で単なる見て美しい湖という意味での観光的価値だけではなくて、いろいろな利用がなされている湖であるというふうに考えております。

○竹内(猛)委員 そこで、汚染の原因が複合的であり、総合的である、それから用途が多目的であるという状況は大体確認をされると思ひます。そうすると当然、霞ヶ浦が一般河川であり、また五十六のそれぞれの川が流れ込んでくる、これもまた一級河川、そういうわけでこの二百四十平方キロである湖、その流域というのは二百六十平方キロと大体湖面の十倍、茨城県全体の三分の一、そうなりますね、そういう広いところが関係をする。それだけに、水を汚すもの、これを使うもの、これは交互にあるわけだから、だれが汚して

だれが使うということではなくて、お互いに水を使ったり汚したりしているわけだから、これは因果関係というものは余り問う必要はなくて、お互いによくなければならぬというふうに考えるけれども、これはいかがですか。

○安橋政府委員 先生がおっしゃいます意味では、霞ヶ浦の関係者というのは非常に多岐にわたっているというところかと思ひます。

○竹内(猛)委員 そこで、私は一つの提案をしたわけですが、どういふことかといふと、わざわざ参考人として県の局長においで願ったが、あるいは局長の権限外かもしれないけれども、現在、霞ヶ浦を汚しているのは、今言った四つの、知事も県会で答弁しているような四つの問題だけではないで、常陸川の川門というのに対して何で一体触れないのだ。常陸川川門というものはもとと治水、治山、これを中心として三十八年にできた。その後、四十五年には鹿島の工業開発が行われて工業用水になった。塩水を工場に送るわけにいかない。だから、川門の果たす任務というものはその後変化を遂げてきている。そういうことであるから土浦方面の住民の皆さんは、常陸川川門の開閉そのものについて、やはりこれは海を汚しているのではないのか、こういう疑問を持ち、二十年前も調査をしている。あるいはここに学者が本を、茨城大学の地域総合開発研究所あるいは小林教授が本を出していますが、これを見てもやはり常陸川川門というものと霞ヶ浦の汚濁というものは無関係ではない、こういうふうに言っている。

ところが、なぜこの常陸川川門というものと霞ヶ浦の水の汚濁の問題について触れない、避けていくのか、これはどういふことですか。これについてどうですか。

○安橋政府委員 先生がおっしゃいますように、常陸川川門が霞ヶ浦の汚濁の原因の一つであるという意見があることについては承知しているわけでございますが、常陸川川門というのは年間百日程度は開放されているというふうに聞いておりま

して、常陸川川門が霞ヶ浦の閉鎖性水域としての特性を増大させているというふうなものではないというふうに考えているわけでございます。霞ヶ浦の水質の汚濁の原因というのは複合的、総合的な要因を持つものであるということで私どもとしては認識いたしている次第でございます。

○竹内(猛)委員 そういふことを言っているからだめなんだ。県はどうです。県もまた同じことを言うしかないのか。それならいい。答弁しないでいい、そういうふうなことで逃げて歩いていく。これは逃げてはだめなんだ。そういうことをするから疑問が残って行くわけだ。これではみんな一緒になって水をきれいにするということにならない。

だから、常陸川川門の周辺、これは千葉県も関係がある。それから稲敷郡、行方郡、鹿島郡、ここの農業の方々、あるいは千葉県にもその隣にも関係があると思ひますけれども、それから今度は土浦を中心とした市民の皆さん、こういう人々を環境庁、県、それから建設省、これが一ヶ所に集まってもらって、お互いにあれが悪い、これが悪いというのじゃなくて話し合いをする、こういうことをやる必要があると思ひます。そうして、自分たちの霞ヶ浦というのをみんなよくしようではないか、それは一回では済まないと思ひます。何回もやってもいいから、このことを一遍もやったことがない。この間、建設省は建設省だけで会合をやっている。また、住民の方は住民だけで会合をやって、あれが悪い、こう言っている。悪いものがあつちにもこつちにもあつて、そして、この法律は、国の責任はどうだ、都道府県はどうする、自治体はどうする、国民諸層はどうだといふことをちゃんとやっているじゃないか、法律で。にもかかわらず逃げて歩いていちゃしようがない。だから、国、県、一緒になつて、汚したり汚されたりする、使ったり使われたりする、それを会合することを避けるべきじゃない。住民運動も入れてですよ。これはどうです、長官。

○北川国務大臣 竹内委員、前委員会においても

そうでございましたが、ただいまもまた霞ヶ浦の水質汚濁について非常に御熱心であり、どうしたらよくなるかというこの御質問を受けまして、みんなの話し合いの場を持ってみたいだろうという御質問でございますが、きょうは県からも来ていただいておりますし、県当局はこれについては非常に熱心に地元民とお話しを願っていると思っております。ただし、常陸川水門がすべてではないにいたしても、そこに水門を設けたというところで水の流れというものを考えたことは否めないと思っております。そういう点について、これは茨城県だけではなしに、関係する他の県も何らかの形で霞ヶ浦の恩恵をこうむり、あるいは、霞ヶ浦に注いでくる水もございいますから、そういういろいろな意味での話し合いの場を持たれたらどうかというのを再度御指摘を受けておるわけでございます。ただ、この点につきましては、茨城県が日ごろから地元の方々の御意見を聞きながら、またこれを反映して努力願っていることに深く感謝をしておりますが、県当局とも一応話をしながら、今御指摘のような点についての方策を考える必要があるかどうか検討したい、こう思っております。

○竹内(猛)委員 別に常陸川水門だけを敵にするわけじゃなくて、霞ヶ浦というものをあれだけ汚している、いろいろ努力をした、しかしその常陸川水門というものに触れたがらない。建設省は直接の管理者だ。建設省、どうです。

○竹内(猛)委員 大体この話の筋は見通しができています。だからこれは、県も国も関係機関もそれから住民運動も一緒になって、官民一体でなければだめだよ。それでそれが一つの大きな運動にならなくては、あれが悪い、これが悪いと言っているうちには決してきれいにならないでしょ。だからそれは常陸川水門だけを敵にする必要はない。土浦の市民の皆さんもそれは常陸川水門だけだとは言っていないんだから。だから、そういう人たちを避けて通ることは何もないので、お互いに何をしようかということを一緒に話し合う、これは一回じゃだめですからね、二回も三回もやったらいいのではないですか。今は田植えをして、六月、七月、八月、稲刈りが始まる前ぐらいにそういうことをやる必要がある。このことだけはぜひ県の方も考えておいてもらいたい、知事も、それは局長の権限外かもしれない、あるいは権限内かもしれないませんが、そのことだけはぜひ実施してもらいたい。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

○矢野説明員 お答え申し上げます。

常陸川水門につきましては、水資源公団法の規定により昭和四十六年に策定されました霞ヶ浦開発事業に関する事業実施計画の中で、常陸川水門により塩水の遡上をせきとめ、特定かんがい用水、これは農業用水でございます、並びに都市用水、合計約四十三トンの新たな水資源開発を行うというふうに定められております。この事業実施計画は、関係県の知事との協議のもとに決定されたものでありまして、現在この四十三トンのうち農業用水が約二・六トン、上水道用水が四・七トン、工業用水が約六・九トン、合計十四トンばかりの水が暫定的に取水を始めております。また、このほか既得の用水約四十六トンも、長年の塩害の苦しみから解放されたわけでございます。これらことから、極端にいたしますと、今水門を開放する、あけてしまおうということによって再び湖の水が塩水化するということは許されないことだと考えております。

これは何とも社会党だけじゃないですよ。環境委員は、ここにいます時崎さんも中山さんもみんな茨城県一区ですからね、そっちの方面なんだから、そういうふうにいるわけだから、これは我々が環境委員として要請してもいいことであって、お互いに心配していることですから、そういうふうにやってもいい、こういうふうに進めるようにしてもらいたいと思っております。いかがです。

○安橋政府委員 水質保全計画に盛り込まれております事業につきましては、その優先的採択をするということで関係各省庁にお願いしているところでございます。これは一期の計画の場合も同様でございますけれども、今後そういうことでもお願いしたい、実施していきたいと思っております。

○成瀬参考人 今長官がお答え申し上げたこととおりでございますが、県といたしましては、これまでもそれぞれの分野の方々と終始いろいろの形で御意見を聴取するということはやっております。ただ、この問題について話し合いの場を持つべきでないかというようにお話をしますが、常陸川水門も含めまして、関係者の皆様にはいろいろの御意見がございまして、そういう立場の違いからの方というのは非常に難しいところがあるのかなというふうな感じもいたしておりますが、御提案のことについては関係機関と協議しながら検討をしてみたいというふうに考えております。

○竹内(猛)委員 もう時間が来たから、最後にゴルフ場の問題について、どうしてもこれは一言言っておかなくちゃならない。

これは何とも社会党だけじゃないですよ。環境委員は、ここにいます時崎さんも中山さんもみんな茨城県一区ですからね、そっちの方面なんだから、そういうふうにいるわけだから、これは我々が環境委員として要請してもいいことであって、お互いに心配していることですから、そういうふうにやってもいい、こういうふうに進めるようにしてもらいたいと思っております。いかがです。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

○竹内(猛)委員 今長官がお答え申し上げたこととおりでございますが、県といたしましては、これまでもそれぞれの分野の方々と終始いろいろの形で御意見を聴取するということはやっております。ただ、この問題について話し合いの場を持つべきでないかというようにお話をしますが、常陸川水門も含めまして、関係者の皆様にはいろいろの御意見がございまして、そういう立場の違いからの方というのは非常に難しいところがあるのかなというふうな感じもいたしておりますが、御提案のことについては関係機関と協議しながら検討をしてみたいというふうに考えております。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

○竹内(猛)委員 今までのやらかしたことをやろうとするのだから、それは困難なこととはわかるけれども、それをあえてやるところにこの法律を生かして、こうという精神もあるんだから、やはりこれは住民運動も行政もみんなが一緒になって、この問題について誠意を持って話し合いをすれば必ずみんなが理解をすることだろうと思うのです。

一・九％、これがゴルフ場だ。日本の有数の、ゴルフの銀座と言われるほどになっている。まだ申請があるようですね。だから密度はさらに高くなる。低くなることはない。

茨城県の農林水産部の改良普及課が行った実態調査によると、昭和六十三年において、県内のゴルフ場の平均で一・九トンの農薬が使われている。除草剤、殺菌剤、殺虫剤、着色剤が使われている。霞ヶ浦の流域にも約八十トンの農薬が使われていることになりす。これに加えて、芝生をつくる農家、日本一の芝生の産地でありますから、そこでも農薬が使われているわけだから、これらを加えると相当なものだ。農林水産省の環境技術研究所の資料によると、除草剤の流出率は、その薬剤の水溶性などから非常に確率は高い。性質、地形、土性、気象条件などからいろいろ違ったところはあるけれども、この地区ではかなり高い。そういうことから見ると、全量の〇・一から五％というような状況でゴルフ場の農薬が流れ、溶け込んでくる、こういうような状況になるんだという計算をしている。仮に一％流れ込んだとしても、八十トンのうちの八百キログラムというのは河川を通して霞ヶ浦に入ってくる。霞ヶ浦の水は八億トンですから、その中にこれだけの農薬が入ってくるということになる、特に河口やそれから河川の水は相当に汚れるわけですから大変なことになる。

だから、農薬の問題についてはいろいろな基準があるけれども、これはやはり厳密に検査をして、規制問題については詳しく厳しく取り押さえないといけないし、重要な課題になってくるだろう。せっかく法律を出す意味がなくなってしまう。これはいかがですか。

○安橋政府委員 ゴルフ場から流れ出る農薬の問題につきましては、先週二十四日に、県が水質の面からゴルフ場を指導する基準、暫定指導指針値といったしまして通達したところでございます。まず実態をよく把握していただく。ゴルフ場からどのような農薬がどの程度流れているかということ

で十分調査をしていただきまして、その調査結果を指針値に当てはめて考えていただく。それが危険なレベルであるのかどうかというようなことで、もし危険な場合には、農薬のまき方、使い方、あるいはゴルフ場の構造基準にまで及びまして指導を強めてまいりたい、というような体制をとることによりましてゴルフ場から流れ出る農薬についての環境汚染の問題に対処してまいりたいと考えておるところでございます。

○竹内(登)委員 以上で終わります。

○戸塚委員長 野呂田芳成君。

○野呂田委員 水質の汚濁防止に関する制度につきましては、これまでの数回にわたる法改正によりまして順次その制度が整って来た。環境基準で見ると、人間の健康に関する項目はほとんどの水域で達成されている。ただ生活環境項目については、例えばBODとかCODとか、こういう項目につきましては、特に都市河川とか湖沼等の閉鎖水域では大変立ちおくれが際立っている。こう言わざるを得ないと思います。そしてそれがほとんどが生活排水に起因する、それが大きな原因であるということも事実であります。そういう意味で、今回この法律の改正をして生活排水の実施を法律に書き込んだということは、これは大変適切な措置であるし、そういう意味でもこれからひとつ環境庁は中心になって、調整役になって大いに頑張っていただきたいものだ、こういうふうになす冒頭に要請をしておきます。

そこで、私は、せっかくこういう立派な法律改正をやったけれども、この実効性が上がらるかどうかが、これはやはり財政措置が伴っているかどうか、こういうことに大きく起因すると思うのであります。この法律を読む限りでは、国は地方公共団体が生活排水対策に係る事業を推進する場合に必要があれば技術上、財政上の援助に努めなさいとかぬという単なる抽象的な訓示規定が書かれてあるだけであるけれども、それが本当に実効が上がって、これまで以上にそういういろいろな施設の整備が進んで、生活排水対策が進むと考えて

おられるかどうか。その点についてまず局長に伺いたいと思います。

○安橋政府委員 市町村が、生活排水浄化施設、各種の施設がございまして、整備計画をつくりましたものにつきましては、これが生活排水対策重点地域でございまして、この各施設の整備につきましては国といたしまして重点的に予算の配分を考えるということで各省庁とお話し合いをしておるわけでございます。そういう意味におきまして、これらの計画に盛り込まれた事業が予算措置を伴って実行されるのではないかと、いうふうに私もとしては考えておるわけでございます。それを国の責務といたしまして、責務規定として、国は財政上の援助に努めるといふような形で表現させていただいたわけでございます。

○野呂田委員 大臣が参議院の關係で出られるそうですから、二つだけちょっと冒頭に質問しておきたいと思ひます。

今局長から、うまくいくだろうという話であります。が、いかにせん、この生活排水に関する施設は、下水道についてだけ見て建設省がやり、農林省がやっている、環境庁が所管するものは一つもないという状況でありますから、抽象的な答弁では、この法律に書いたからといって私は必ずしもうまくいくとは思ひません。そこで環境庁長官が関係大臣と会って、こういう法律が実現したのであるから、これはみんなが協力してひとつやっ

ていただきたい、こういうような場を持つていただきたいし、また日米構造協議で十年間で四百兆の公共投資をしようという話があります。残念ながら外圧で、立ちおくれしている生活環境施設を優先せよというのがアメリカの言い分でありまして、下水は四〇％しか整備されていない。先進国の中で、もう半分も整備されていないという状況であります。公園面積で見ても一人当たりたつた五・二平米という、先進国から見れば五分の一も整備されてないという状況であります。こういう状況から見て、やはりこれから十年間のそういう公共投資の配分をする、配分をする場合に下水や公

園等の生活環境施設に中間年次としての五カ年計画ができる、こういう状況でありますから、そういう配分に当たっては、従来のシェアだけではなく、いかに日本が今生活環境が立ちおくれしているか、整備が立ちおくれしているか、そういうことに着目しながら、所管大臣として、閣議や予算折衝の際には身をもつてひとつこういいたもの、シェアが上がるように頑張っていたいただきたいと思うのですが、まずその点について伺ひます。

○北川國務大臣 野呂田委員の非常に御理解のある環境庁に対する御質問であり、また、このたびの法の御審議願うに当たりましての国民の生活の福祉という点においても、下水道が今四〇％、これはもう実におくれしておりますし、また、日米構造協議の中でも大きく指摘された点でございます。環境庁には実際の事業予算はないじゃないかという点も御指摘のとおりでありますから、各大臣に十分な御理解を願う私はみずからの行動をしなくちゃいけない、この点は御指摘のとおり頑張つていきたい、こう思つております。住民福祉、国民福祉の立場からこれが一つ一つ事業として大きく実績が上がるように頑張つてまいりたいと思つております。ありがたうございます。

○野呂田委員 後段の方の大臣の見解が必ずしもはつきりしませんが、私はせっかく四百兆兆というものがこれから十年間のタムで配られるわけですから、これまでのような単なる趨勢値ではなくて、下水や公園のような生活環境優先の公共投資の配分というものを、生活環境を所管している環境庁長官としてそういう閣議とか予算折衝の場で大いに強調していただきたい。これは時間がないですから答弁は要りません。ひとつ強い要望として申し上げておきたいと思ひます。

あともう一つ、順序が逆になってあれですが、大臣の時間がありますから、大臣、先に質問とお願いであります。この生活排水対策が主なる原因で、世紀の干拓と言われた私どもの八郎潟、これは今奇形の魚が発生して生態系が相当壊されております。アオコがおびただしく発生しております。

す。しかも、残念ながらここでは飲み水がなく、その水を飲んでいという実態であります。私は、この八郎潟の問題については、相当長い間にわたって環境庁、建設省、厚生省、農林省、あらゆる関係の省の局長や課長を集めて何回も個人的には調査等研究を要請し、その対策を私なりにやってきましたが、遅々として進まない。

進まない大きな原因として、私の結論は、これは湖沼法による指定湖沼に指定されていないので、この省も身を入れて物を考えてくれないのが大きな原因である、こう思っております。細かい質問は後ほど局長にいたしますが、大臣からお答えいただきたいのであります。

こういった大勢の人が水を飲んで、そして、日本でも最大の閉鎖性水域のこの湖沼が今まさに倒れようとしている瀕死の状態でありすけれども、こういうものを単に、何とかしてくれという公共団体から申し出がなければ指定湖沼に動かないということも私はどうかと思います。

そこで、環境を守るのが環境庁の役目であるとすれば、実態はもうみんな局長以下わかつていてわけでありすから、そういうものをもっと強力な行政指導をして、こういった指定湖沼に指定するということのようなことをきちんとやってもいい。私は、大臣に改めて伺いとお願いをします。この瀕死の状態の八郎潟をひとつ湖沼法の指定湖沼に指定する覚悟があるかどうか、その決意をお伺いしたいと思います。

○北川国務大臣 委員の御質問にお答えいたします。八郎潟が八郎湖になりまして水道の水源地として使用されている以上は、先ほども霞ヶ浦の問題がございましたが、実際に飲む水として行われている以上は、これが水質をよくすることは当然でございます。私は当該知事から指定の申請があれば、これは直ちに指定するように前向きでいたいと思っております。

○野呂田委員 もう時間ありませんからどうぞ長官に御退席いただきたいと思いますが、今の問題は事務局を脅して、ぜひひとつ早急に指定湖沼にしていだくように重ねて御要望いたします。ありがとうございます。

そこで、後先になります。ちよっと局長に伺います。環境庁としては、この八郎潟の問題について、現状とその対策をどういうふうにか考えているか、まず伺いたいと思います。

○安橋政府委員 八郎湖の水質汚濁の現状でございますが、COD値で見ますと、昭和六十年年度では一〇ppmであったわけでございます。六十一年度が七・七、六十二年が八・九、六十三年が九・〇というところで横ばいあるいは場合によってはやや悪くなる兆しも見え始めているというふうな状況でございます。

八郎潟汚濁の原因でございますけれども、干拓前の八郎潟の時代から天然の富栄養湖であったというふうなことに加えて、生活系の排水によるものあるいは耕地等からの自然系によるもの等の流入がございまして、今のような状態になっているのだと考えております。

○野呂田委員 今までは八郎湖の水質保全対策委員会とか八郎湖の技術検討委員会とかいうものがつくられております。多分、環境庁を初め国の方からもそういったものの調査に参加していただいていると思うのですが、こういったものが早い間にできておりながら、まだその対策が一向に出てこないというのではどういふことか、ちよっと教えていただきたいと思ひます。

○安橋政府委員 従来、八郎湖におきまして水質汚濁防止の方の対策あるいはその調査については、県の方で中心になってやってきていただいております。今先生のお指摘にありましたような委員会も現実には開かれていないというふうなことでございまして、私どもの方といたしまして、この八郎湖の水質保全対策につきましても、県の方から御要請がございすれば、積極的に対応してまいりたいと思っております。今御指摘の委員会にも環境庁の国公研の方の職員が参加する予定というふうに聞いておるわけでございます。

○野呂田委員 とにかく飲み水にも事欠くことが間もなくやってくると思うのであります。汚濁の程度や富栄養化の程度がこれはもう霞ヶ浦に準ずるような状態でありすから、それに対して何の措置もいまだ講じられてないというのでは困りますから、さっき大臣が、要請があればすぐ指定すると言いましたが、その点について大臣の答弁どおりなのか、事務局はどう考えているか、その点もう一回改めて聞き直しておきたいと思ひます。

○安橋政府委員 この湖沼の場合も同じでございますが、湖沼水質保全法の指定を行います場合には、まず現状をよく把握いたしますとともに、どのような対策をとれば何年ぐらいたまにどの程度の水質に回復するだろうかというふうな調査結果、評価といったような知見の収集も必要になってくるわけでございます。今秋田県におきましてはそのような知見の収集に努めていらっしゃるというふうな私どもとしても理解しているわけでございしますが、こういった知見の収集が進みましてきちんとした調査も終わりますれば、その結果に基づきまして、県の方から指定湖沼の指定につきましても申し出があるのではないかと考えているわけでございます。それがありません場合には、私どももいたしましては、大臣もお答えになりましたように早急に対応したい、このように考えているところでございます。

○野呂田委員 私は環境庁にちよっと注文をつけておきたいと思うのです。一生懸命やっていたのに注文をつくるのは悪いのですが、何か、公共団体から上がってこないければやらないという、法律はそう書いてあるからそのとおりでありますけれども、国民の環境、地球の環境を守るという立場からいけば、公共団体から上がってこなくても環境庁としては前向きに公共団体にやらせるといふような行政指導をどうして積極的に行わないのか、その点について局長の考え方を聞かせてください。

○安橋政府委員 今申し出に基づきと申しましたのは、まさに先生がおっしゃいましたように法律上の手続として申し上げたわけでございます。実際上の調査あるいは知見の収集段階におきましては、まさに八郎湖の水質保全を早急にやる必要があるのじゃないかという観点から、いろいろな面で積極的な協力をしているところでございます。

○野呂田委員 ぜひひとつ、そういう前向きなことでやらないと国土の環境も地球の環境も守れないという時代に入ってきたのですから、公共団体を積極的に指導して、公共団体の足りないところは環境庁が補うという態度でひとつ頑張っていたいただきたいと思っております。

重ねて申し上げますけれども、今せっかくいろいろな委員会ができて検討している、このことについて県は必ずしも専門家がたくさんいるわけでもありません。したがって、環境庁が前向きになって、要すればあなた方がひとつ関係各省を掌握していただいて、環境庁だけではなくて関係の各省を引き連れてそういった技術的な対策をつくることに積極的にやっていただいて、一刻も早くこれをつくっていただきたい。いずれできれば県から上がってくるだろうじゃなくて、一刻も早くこれをつくっていただきたい。技術対策を樹立していただきたい。この点についてもう一度伺っております。

○安橋政府委員 先ほども申し上げましたように、国公研の職員を県でつくられます検討会の委員として任命していただくというふうなことで、そういう意味では環境庁といたしましても積極的な協力をしているわけでございます。やはり湖沼そのものが極端に汚れてしましますと回復する手だても時間も長くかかる、多くの金がかかるというのが汚染の通例でございますので、汚染の進んでいるような主要な湖といふようなものにつきましては、できるだけ早く指定湖沼の指定というふうな手続に入れるように環境庁としても努力してまいりたいと思っております。

○野呂田委員 今の御答弁のとおり、手おくれになつてしまつては大変な時間と努力と費用がかか

ります。私は、こういうものはやはり予防的に早く立ち上がって手がおかなければいかぬと思いますから、そういう覚悟でひとつ頑張っていたきたいと思ひます。私の質問に対して局長も大臣も、地元から、公共団体から要請があれば直ちに指定湖沼として指定するように努力をしたいということでありますから、それでこの問題については了解いたします。

時間の進行に協力しろということでありますから、時間が余りましたが、これで質問を終わります。ありがとうございます。

○戸塚委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○戸塚委員長 速記を起こして。

これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、来る六月一日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十六分散会

平成二年六月十一日印刷

平成二年六月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局